

財団法人日本タイ協會々報

第二十五號

昭和十六年十二月

贈呈

昭和十六年十二月

財團法人

日本タイ協會々報

第二十五號

財團法人

日本タイ協會



財團 日本タイ協會々報第二十五號 目次

口 緒 言

- 一、信任狀捧呈に參内するタイ國初代駐日大使ピア・シー・セナ氏
- 二、昭和十六年八月二十八日、華族會館に於ける日本タイ協會主催祝賀大晚餐會
- 三、友邦日本に學ぶタイ國の若人達

新 聞 論 調

- 日米交渉と極東(九月十五日、盤谷クロニクル紙所載).....一
- 支那事變の前途(九月二十四日、盤谷クロニクル紙所載).....二

資 料 欄

- タイ國産業概觀工業の部.....大山 周 三.....四
- タイ國貿易統計(タイ國關稅局發表).....三
- タイ國に於ける協同組合.....北 原 信 一 郎.....二六
- 本年三月タイ紙幣發行準備金(バンコーク・タイムス、五・一九).....四
- 本年四月タイ紙幣發行準備金(バンコーク・タイムス、七・一).....四
- 本年五月タイ紙幣發行準備金(バンコーク・タイムス、七・一八).....四

本年六月タイ紙幣發行準備金(バーンコーク・タイムス、九・一三)	四八
本年七月タイ紙幣發行準備金(バーンコーク・タイムス、九・二五)	四九
タイ國の山林政策(タイ國政府山林局)	五二
對日三十種主要商品月別輸入統計(バーンコーク・タイムス、七・一七、八・一二、九・五)	五七
盤谷港タイ米輸出月別統計(バーンコーク・タイムス、六・二、七・一七、七・二九、八・一二、九・二二)	五九
タイ國銀行營業狀況(タイ國大藏省發表)	六二
タイ國庫準備金(タイ國大藏省發表)	六四
タイ國關係雜誌記事	六五

雜 苑

日本・タイ文化研究所の創立と事業	星 田 晋 五・七
歪められたタイ國の近情	大 山 周 三・一〇三
余の觀たるタイ國人の氣風	横 田 兵 之 助 二九
佛典挿話に躍る象の百態	田 澤 丈 夫 一三
タイ國大使館へお祝の勅使	一四

雜 報 欄

秩父宮殿下御良好	一四一
タイ國天長節に於ける前侍從武官の放送全文	一四二
對タイ貿易の一元化を斷行	一四三
駐タイ米公使の更迭	一四四
タイ國のラヂオ體操熱	一四四
歐洲人の退去、日本人の入國	一四四
ソンクラ市に日本人増加	一四四
タイ・佛印國境委員會開く	一四五
米、タイへ爆撃機輸出	一四五
タイ國にて新毒ガスの發見	一四五
タイ・佛印國境劃定委員會	一四五
坪上駐タイ大使信任狀捧呈	一四五
タイ國印刷技術留學生の歸國	一四五
タイ國、汽船二隻購入	一四六
タイ、臨戦法可決	一四六
タイ國初代大使信任狀を捧呈	一四六
タイ・佛印第二回本會議開催	一四七

横濱・バーンコック間定期航空路の開設	一四七
大南洋展覽會の開催	一四八
國防急ぐ中立タイ	一四八
タイ國、濠洲と公使交換	一四九
タイ軍事顧問會議改組	一四九
タイ國で軍事訓練	一四九
佛、駐タイ公使更迭	一四九
米、タイへ軍艦供給	一四九
タイ佛印非武装地帯細目協定	一四九
獨・タイ大使交換	一五〇
駐日タイ國大使館海軍武官任命	一五〇
最高指揮官にビボン首相就任	一五〇
協 會 記 事	
情報局より補助金下附	一五〇
本協會、會計年度を變更	一五〇
本協會寄附行中一部變更	一五〇
三井總元方より目白タイ國學生會館の寄附金交附	一五〇

矢田部理事長の渡タイ	一五一
在盤谷日本タイ協會長に祝電	一五一
外務省事務當局と懇談	一五一
タイ國研究者との連絡懇談會開催	一五一
中堂觀惠大佐を招待	一五一
日本タイ協會資料の發行	一五二
本協會より静岡市へ講師派遣	一五二
タイ國向グラフ發刊	一五二
タイ國企業調査の斡旋	一五二
名譽會長の異動	一五二
理事並に評議員會開催	一五二
役員の異動	一五二
會員の異動	一五三
會員の消息	一五三
寄贈圖書	一五三
購入圖書	一五七
財團法人日本タイ協會總裁及役員並職員	一五八

日・タイ公使館を昇格

上 信任狀捧呈に参内するタイ國初代駐日大使ピア・シー・セナ氏
(寫眞中央)

下 昭和十六年八月二十八日、華族會館に於ける日本タイ協會主催
祝賀大晩餐會





友邦日本に學ぶタイ國の若人達

上 病院勤務の餘暇を琴のお稽古に親しむタイ看護婦見習生
下 講道館の暑中稽古に遙々タイ國から來朝したタイ武道家達(前列)



會 報 第二十五號

新聞論調

日米交渉と極東

(九月十五日、盤谷クロニクル紙所載)

近衛メツセージに續いて、華盛頓に於て非公式會談の開始せられたことは極東情勢の一好轉である。日本軍の南部佛印進駐によつて、西太平洋上に齎らされた異常の緊張は、之れによつて少くも暫時減少した。日本新聞の論調は米國に對する鋭鋒を緩和し、一部日本人は日米問題の解決を不可能にあらずとなし、又日本の南方進出も其の歩調を相當緩めて居ることは、政府の活動がより多く外交に重きを置いて居ることによつて看取せられる。

極東に於ける此の平穩が、遂ひに平和を齎らす前兆なりや否やは、日米交渉の結果に問はねばならぬが、近衛メツセージの内容に付いて能く機密の保持せられて居ること及び華盛頓會談進行の事實は、兩國が極めて慎重な態度を持

して居ることを示し、又之れ以上日米關係の惡化を欲しない態度を窺はしめる。

然し日米兩國が國交關係の改善を衷心希求するに拘らず、兩者の諒解に到達すべき途上には多くの障礙がある。歐洲戰爭勃發前までは、日支事變は單に日支間の問題と見做されたに反して、今日に於ては支那の抗戰はデモクラシー陣營の重要な一要素と目されて居る。そして米國は日本の抗議と憤激とに關せず、重慶に對して物資援助に加ふるに、顧問或は専門技術家等の人的支援をも愈々増強しつつある。従つて日本は日米交渉の成行に對しては決して樂觀を許さず、最惡の場合に備ふる爲め、海軍其他の人事大異動を行つたが、最近支那沿岸地方の軍配備を異動したことも、日本軍の防衛線を短縮する目的に出でたものと傳へられる。

支那事變の前途

(九月二十四日、盤谷タロニクル紙所載)

歐洲戰局の發展は、極東の情勢に種々の重大な影響を與へたが、就中世界列國が連衡合縱の陣營を結んで相對立するに至つた結果、日支紛争をして、世界的勢力抗争の一部分たらしめたことは最も重要な事である。而して日支事變が今後如何なる經過を辿つて展開し、如何なる結果を招來するか、之れは極めて大きな可能性を包藏する重大問題である。

歐洲戰勃發までは、日支事變は單に日支兩國間の問題とせられた。そして各國は理論的な立場から日本を攻撃者と

見做したが、それにも拘らず日本は米國を初めとし、日本の行動を非難する各國から軍需資材の供給を仰ぐことが出來た。然るに歐洲戰爭の勃發及び其の戰局の發展に伴つて、事態は漸次變化した。即ち日本は遂に獨伊と同盟を結び、政策の基礎を三國同盟に置いて、東亞新秩序及び東亞共榮圈の建設に邁進することゝなつたに對して、英米は極東及び太平洋の事態を有利に保持する爲め、日本を懷柔せむとする從來の政策を斷念して、蔣政權の積極的援助に乗り出した。そして蔣政權は幾多の難局に耐えて抗戰四年に及び、今や世界的抗争陣營の一方から有力な支援を受けることゝなつた次第である。日本は今までのところ、佛印との共同防衛に成功したが、蘭印との交渉は遂に功を奏せず、却つて蘭印をしてABCD連合の活潑なる一員たらしめた。而も日本の盟邦は遠く歐洲に在つて、之れとの連絡は頗る困難であり、又彼等は各々自國の問題に忙殺せられて居る。

斯くて、日支事變は今や單なる日支間の問題では無く、日本對ABCD連合の抗争と化し、其の解決は佛印の場合に於ける如く、迅速且つ圓滑を期し難く、引き續き未解決のまゝ残されて居る。結局日支事變の歸趨は、第二次歐洲大戰の結果を俟つて定まる外無きかに見える。

資料欄

四

タイ國産業概観

工業の部

大山周三

目次

- 一、工業界の動向
- 二、精米工業
タイライス會社の進出
最近二箇年に互る國別輸出米數量及び價額
- 三、製材工業
製材業の一般
チーク材輸出數量及び價額

四、其他の工業

- イ、燐寸工業
- ロ、製氷工業
- ヘ、製糖業
- ニ、製菓工業
- ホ、石鹼工業
- ヘ、製油工業
- ト、製革工業
- チ、煙草工業
- リ、化粧品工業
- ス、硝子工業
- ル、機械鍛冶及び鑄物業
- ヲ、タイル製造業
- ワ、電氣事業
- カ、洋灰工業
- ヨ、其他

一、工業界の動向

従來タイ國に於ける工業とは、農業、林業に従屬した原始工業とも謂ふべきものであつたけれども、最近一步を進

めて、商品の生産に重點を置いた工業を見るに至つた。果してタイ國が此の種の工業國たり得るや否や、今日のところ未知ではあるが、相當期間内に或る程度の進歩を遂げる事疑ひない。殊に今日の非常時經濟に於ては、國家の指導と獎勵とが其の方法宜しきを得れば、成功し得る可能性は充分ある。

斯くして政府は官營事業として、製糖、紡績、製紙、製油、其他の工業にして、特に技術並に資本を要する事業は自ら經營に當り、率先して民衆にその範を示し、他方一般タイ國人には成る可く家内工業的仕事に携はらしむるやう慈惠する等、營々として指導獎勵し居るが爲に、將來斯業の發展は時日の問題として大いに期待が寄せられてゐる。

過去に於ける此の國の工業は、華僑勢力が其の基本を成して居たものであるから、工業の現状を一瞥するには、華僑工業界を記するを以て足ると思ふ。華僑は相當古くより攷々として地盤を築き、今日では牢固たる地位を斯界に有するもので、寧ろ商業地盤は容易に覆へされる恐れありとするも、工業界には相當根強いものがある。

二、精米工業

精米工業の盛んなのは、此の國が米輸出を以て國家財源の基本としてゐるからである。

一九三九年度（佛曆二四八一年）の同國輸出統計に見るに、總額二億四百四十二萬二千八十八銖で、其の中四割七分七厘を米が占めて居る。斯くの如き状態にあるも、精米工業が此の國の重要工業たる地位にある事は明瞭である。

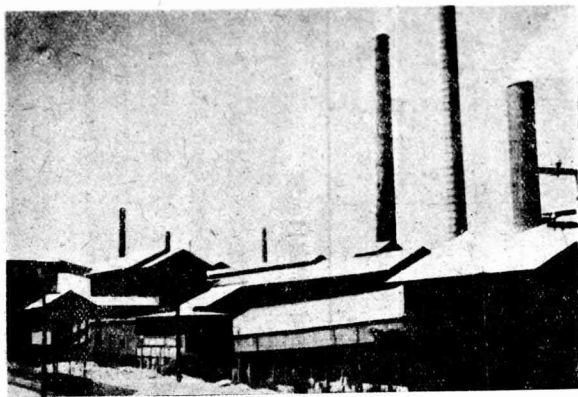
タイ國に於ける輸出米の大部分は、盤谷港に於ける華僑經營の精米場の精米にかかると、地方消費のものは主として各地方地方の精米場によるものである。従つて精米工場は、全國を通じて九百箇所に及ぶ數に上り、盤谷を中

心とせるものの約六十箇所に及んで居る。之等は殆んど華僑の經營に成るが、その中一社は丁抹人の經營である。

タイライス會社の進出

最近日支事變を契機として、タイライス會社の成立を見るに至つた。既に農業の部に於て述べた如く、此の事變に依つてタイ國の主要物産たる米の輸出に於ける從來の上得意日本に對し、華僑精米工場は一齊にボイコットしたのである。従つて困るのは日本よりタイ國自體である様な結果を生じ、當時タイ國政府は日本資本を導入して、國營の精米工場で起業せんとした噂もあつたが、遂に成立を見るに至らなかつた。其處でタイ國政府は、半官半民の合同出資に依る國策會社を設立した。これも大略農業の部に於て述べたが、その經營は現在盤谷に九箇所（舊華僑經營の精米場買収若くは銀行抵當流れ）の精米工場を買収して自ら經營するに至つた。

從來タイ國に於ける各精米工場の生産能力は、一日二百五十噸見當が最大級に屬するものと云はれて居て、其他百噸程度のものが大部分である。但し地方のものは二、三の工場を



盤谷のセメトン會社

八
除き、多くは五噸乃至十噸程度もので全國八百餘を數へるが、我が國各都市町村に見る米屋等で使用せる小機械は未だ此の國には見當らない。

盤谷に於ける各精米工場の總能力を發揮するときは、一日一萬噸と見做されて居るが、今假りに其の八割(八千噸)の能率があるものと見積り計算すれば、一ケ年二百五十日間運轉するとして、計二百萬噸を精米し得ることとなる。其他地方に於ける精米高を加ふれば、國內需要は充たされる譯である。而して前記タイ國會社の經營になる精米場一日の能率を百噸とし、現在九箇所に於て一日九百噸を精米するとすれば、一箇年二百五十日として、全精米高二十二萬五千噸となる計算である。最近輸出先國別統計を示せば次の如くである。

最近二箇年に互る國別輸出米數量及價額

國 別	佛曆二四八〇年(一九三七年—一九三八年)		佛曆二四八一年(一九三八—一九三九年)	
	數 量(擔)	價 額(銖)	數 量(擔)	價 額(銖)
ア デ ン	一、一九四	三、五八四	—	—
アレキサンドリア	—	—	八四七	三、六九〇
オーストラリア	二、九五三	一四、二五二	三、九三八	一八、五〇〇
ペルギ	二六六、七七七	八二三、六〇六	七〇九、二二〇	一、八六六、七八八
英領東アフリカ	二二、五六三	一一一、二〇九	二四、三五六	一〇二、七七七
英領馬來	四〇六、一四八	一、六〇七、六三七	五九六、〇一五	二、三一四、〇六七

英領北ボルネオ	一九二	七八八	一二八、五五八	四五六、〇八九
ビ ル マ	二〇一	一、〇四一	一〇	二四
カ ナ ダ	一五、〇九九	六七、七五〇	二二、一四六	七七、〇六三
錫 蘭	四〇三、四八三	一、四八三、五〇一	一、〇九八、九九〇	三、七五四、六三一
支 那	八二、二七八	三四二、八八九	三六、一二二	一一一、八〇三
コ ス タ リ カ	—	—	八、四六七	四〇、六四三
チエツコスロバキヤ	—	—	一、六九四	八、五三一
デン マ ル ク	三七、七八九	一四〇、二七一	六九、六二四	二〇七、〇八四
蘭領ボルネオ	四、八九八	一九、四二〇	—	—
臺 灣	—	—	一六五	三七〇
佛 蘭 西	一七一	六八五	—	—
獨 逸	二二三、六七六	一、〇一九、六九四	一、一二一、〇一六	四、四九三、二二三
香 港	四、〇八九、〇三三	一六、〇一九、五三五	四、八九九、九一九	一七、六一七、一七二
印 度	四四二、三七五	一、七二一、九〇四	二五五、〇七五	八四〇、〇七〇
伊 太 利	四、三一五	二二、一三〇	三、八一三	二〇、七二四
日 本	五八九、八六九	二二、四四、五一九	四二五、一四三	一、四六二、二二九
滿 洲	七七、六七六	三五〇、四三五	二五〇、八七七	一、〇六五、八三八
マ ウ リ テ ア ス	四、二九一	六、五四〇	二、二七三	一〇、九〇九

和 蘭	二九五、八〇九	一、四九七、四八八	一、一四六、一六三	四、八二一、六九〇
蘭 印	一九〇、三五一	八〇三、二五二	四三、四〇〇	一八六、二四二
ニユー・ジラ・ンド	八、五五五	四二、四六八	七、九八二	三六、七八〇
ノール・エ・	六、九七四	三〇、二四二	三、三九〇	一一、七三五
パレス・タイン			四二三	一、八四五
彼 南	六一、七〇一	二〇五、三六二	一九七、二五一	六二五、二〇六
ベ ル	一二八、三四二	六四五、三六一	三〇一、〇八四	一、三四二、一一七
比 律 賓	六八、〇七六	三四九、五七八	二〇二、四四五	八三七、六九四
ポ ー ト サ イ ド	一八九、一一一	一、〇二六、三八六	一一一、八七七	五一、七八四
葡 領 東 阿 弗 利 加	九、一三三、〇〇七	三七、三三三、九三三	一一、二二二、五六七	一、〇五六、一〇七
新 嘉 坡			二五	四一、八八六、五七〇
ス イ ス	一三三、一三五	四八四、二二六	四七八、八五二	一、五五二、四四〇
チ ュ ニ ス	二三四、三〇一	一、六九〇、四二二	二九一、一六九	一、三五四、一一六
南 阿 弗 利 加 聯 邦	一九九、一一四	六六七、一三八	五三六、六五五	一、四一五、一三五
英 國	三、五五七	一一、三三四	四、九四八	一四、七四四
米 國	一二五、五三五	六三三、四七〇	一七一、七四〇	八四、一〇三三
ベ ネ ズ エ ラ	九〇九、八七三	四、四三三、六九七	一、三二〇、九三九	六、四四一、八二二
西 印 度 (除 英 領)				

一〇

其 他	一、五四九	八、一五五	二、一六七	九、九五五
合 計	一八、三七〇、二五一	七五、三四二、五一二	二五、三九一、九八一	九七、四一九、三四一

以上の統計に據ると、前年度に比べて價額數量共に相當の増加を示して居る。其の輸出額の主なる國別順位は、新嘉坡、香港、西印度、和蘭、錫蘭で、我が國は十一位に當るが、滿洲國米をも合すれば第五位にある。されどタイ米の我が國輸入の激増を來したのは、同年の下半年以後の事に屬するので、未だ本統計に現はれて居らぬのである。

三、製材工業

製材業の一般

タイ國に於ける工業は、製米に次ぐに製材工業を擧げなければならない。其の經營者は左の如くである。

英國系統商社名

アングロサイアム會社

(チーク林經營並に製材)

ボンベイバーマ木材會社

()

ルイスレーノウエン會社

()

丁 抹 統

イーストアジアチック會社

(製材所經營)

其他の全製材所及華僑の手に依つて動かされて居る數は、全國を通じて大小約一千餘箇所に達する。タイ國生産並

に消費木材は、殆んど全部が華僑の手に依つて製材されてゐると言つても過言でない。歐洲人經營會社のものは、主として輸出一方の諸材に當てられて居るが、共に當國の主要工業である。

最近政府は、前記精米會社の姉妹會社として製材會社を創設し、専ら經營に當りつつあるも、未だ日淺く成績の見るべき程度に達して居らない。「チーク」材輸出先國別統計を、最近二ヶ年間に見れば左の如くである。

チーク材輸出數量及び價額

國 別	佛曆二四七九年度		佛曆二四八〇年度	
	數量(噸)	價額(銖)	數量(噸)	價額(銖)
アレキサンドリア	二二二	二、九九四	七	二、四四五
ベ ル ギ ー	四四七	六二、六六三	四六一	七〇、〇五七
英領東阿弗利加	二五六	二五、六四四	四〇三	四四、五九八
英領馬來	一一二	八、九五八	一六五	二五、一四五
北ボルネオ	一	二五六	二五	七、七五三
加 奈 陀	五、七四二	四三七、一三六	六、〇〇四	三七三、〇四九
錫 蘭	三、五七七	三三八、一二二	一、五九八	一五六、五二〇
支 那	一、二五四	一八八、〇二七	一、一八五	二二二、四八四
丁 抹				

芬 蘭	一九	二、九〇四	三〇	四、七九八
臺 灣	六一	七、八六六	—	—
佛 逸	一九〇	二八、五四四	一七八	二四、八六〇
獨 逸	二、一一七	三一、五八四	一、九七四	三一七、五七八
香 港	八、一八四	七三八、五四八	八、五一二	七〇九、五八一
印 度	一、五八七	一一九、一二八	一、三二六	一一四、二九二
イ ラ ン	一、一三五	一〇九、九五七	七八三	六三、八一八
伊 太 利	一九二	三三、六一七	一、〇九五	一六六、三七六
日 本	七、二八一	一、一六六、一一八	六、四一八	一二五五、三五五
朝 鮮	一一	三、〇〇〇	九	二七五
滿 洲	一八五	三六、八三三	—	—
和 蘭	一、六四三	二六、一二四	一、七九五	三七八、八五四
爪 哇	四七	五、三四五	一三八	一五、六八二
諸 島	九一九	一三〇、六五三	六二三	九九、二三三
彼 爾 威 南	四八五	三九、六二七	五二六	四二、六〇九
ボートサイド	二〇三	三五、三七八	七〇	一一、一六三
葡領東阿弗利加	七、七六九	九一六、二八〇	七、八四一	一〇二二、四五八
レユニオン島	—	—	二	四〇一

新嘉坡	六、二四一	五九三、八一七	七、七二三	七六六、八五二
瑞典	一、六六五	二六〇、八九八	一、六七三	三一八、五二三
南阿弗利加聯邦	八、九四八	一、一二三、二八八	七、七三九	一、一九〇、七九二
英 本 國				
北 米 合 衆 國	一、〇六四			
ユーゴスラビヤ			六	三〇八
合 計	六、五九二	二二三、一六九	一一、八三三	四三三、九六八

四、其他の工業

家内工業は大部分華僑の經營であつて其の主なるものは燐寸、製氷、赤糖、製菓、石鹼、皮革、鑄物機械、煙草、飲料水、硝子器、製罐、乾電池、榨油、蠟燭、線香製造業其他凡る部門に互つて同業の將來は見るべきものがあらう

イ、燐寸工業

現在盤谷に英國會社の創立を見てから此方、華僑經營のもの三箇所あり、月産六千六百兩と稱せらるるも、需要市場の多寡に應じ増産の餘裕は充分である。華僑經營のものは火柴廠と稱し、民生火柴廠資本二十萬銖、一株五十銖拂込み、生産能力月産二千兩、次ぎに東亞火廠、資本二十萬、一千六百兩等、何れも生産高は必ずしも一定せざるも、

大體の見當と見て差支なからう。

ロ、製氷工業

常夏の國として、同業は非常に盛んで、盤谷市内に於てさへ現在十四箇所を數へ、一時は二十五箇所を數へたのであるが、製氷規則の嚴重と政府の取締法により、經營を停止されたものがあつた結果、現在以上の數に限られて居る。タイ人經營の Nai Lert Co. は最も規模大きく、他 何れも華僑經營のものである。各地方都市には、各一乃至二箇所位あり、大體に於て、何れも清涼飲料水製造を兼營してゐる。又タイ國に於ける水配給の狀態は、我國で毎朝牛乳が各戸に配達せられる有様を髣髴せしめるが如きものである。

同國に於ける製氷の需要は、寒國に於ける薪、石炭に等しく、且各戸に火鉢、ストーブの備へが必要である如く、彼の地では、冷蔵庫の裝置が必要とされてゐる。この點美國と熱帶國との面白き情景を物語つてゐる。

ハ、製糖業

大體同工業の近代的組織になる工場經營に就いては、農業の部に於て述べたので、之を省略する、但し華僑經營の工場として、チョンブリー地方に古くより甘蔗の栽培行はれ、同方面の赤糖工場は小規模經營ながら、其の數多く、全部で二百餘の工場がある。彼等は糖廊と稱してゐるが、同地方生産額は、年産三十萬擔見當である。其他精製糖を原料として、氷砂糖を製造する工場五箇所を數へる。

二、製菓工業

同業は主として「ビスケット」、「キャラメル」製造であつて、近代機械を設備し、盛んに行はれ、相當成績の見るべきものがある。機械は主として獨逸、日本からの輸入で、此の種工場は盤谷市中に約六箇所を數へる。其他、小規模のものを數へれば、枚舉に遑がない。大體同國人の菓子に對する嗜好には、香料を必要とする傾向があることで、此點を無視してはならぬ。我が國よりの輸出菓子には、此の點が缺けて居る傾きがある。例へば、「ドロップ」に甘味丈けでなく、何か花の香りを加へる等の必要がある事である。從來「ビスケット」の輸入は、殆んど英國製品の獨占で、年額四十萬銖、其他製菓二十萬銖を輸入して居たものであるが、此の三、四年間に於て、急に減退したのも、前記華僑の製菓工場の設立により、且つ輸入關稅の引上げられたのに影響された結果で、現在輸入品は、約十萬銖程度に減少してゐる。而して、今後の狀勢は、輸入益々困難となり、國內に於ける同業の成績は、一段の隆盛を見る事と思はれる。我が國が輸出のみを焦せる間に、華僑は技術的進歩により、益々地盤を固め、異常の成績を擧げて居る。此點彼等に學ぶ所多しと云はざるを得ぬ。之れ製菓に限らざるものであつて、我が製菓業者の海外發展を要望して止まない。

ホ、石鹼工業

油脂原料の豊富なる此の國に於て、今日迄同業の發達を見ないのが不思議な位で、材料としての香料、其他にしても亦求め易きにも拘らず、從來原料を海外に仰ぎつゝあつた。過去我が國より魚油を輸入しつゝあつたのは、以上自國

産原料を當時精製し、それ等の用途に供する技術に缺けて居た爲、原油そのものは輸出し、精製油を輸入しつゝあつたのである。今後自國産油脂又は香料を以て、同製品の製造に當るならば豫期以上の成績を得ることは疑ふ餘地がない。現在英國系會社、タイ・インダストリー會社の外、華僑經營のものは主として洗濯石鹼の製造に當つて居る。現在のところ、華僑經營のものとして、主なるは同和公司、源發公司、源興公司、利昌、南強等の五廠を數ふことが出来るが今や材料不足に喘ぎ、業務の縮小を餘儀なからしめてゐる。我が同業者の進出は、今が最好期であると信ずる。

ヘ、製油工業

近代著しき發達を遂げつつあるが、原料の豊富なることと、需要の増加とは、斯業の將來に矚目すべきものあると思はしめる。大風子果、椰子果を壓搾製油して、一般の需要を充し、前者は之れを精製して癩患者用注射藥を製し、後者は工業用、食料用に極めて用途の大なるものである。其他胡麻油、落花生油、ヒマシ油、カスター油、大豆油等を製する搾油工場あり。ナムマンヤーンと稱する樹油よりワニス油、テレピン油を製する工場を見るに至つた。殊にコールタール油より燈油を製する工場等も出來、製油界には相當「センセーション」を起して居る。

ト、製革工業

元來タイ國は面積の割合に人口が稀薄であるが、總ての物資は過剩とも言ふべく、皮革原料となる動物の棲息するもの多く、其の増加率も旺盛である。此の國に於ける黄牛、水牛の統計に見る割合は人口一人に對し一頭強である。人口一千四百萬に比べれば、陸の黄牛、水の水牛合せて同數に達する。従つて、兩牛皮の生産は莫大な額に上り、需

要市場の要求次第、之れを充し得ると謂ふ多量生産の見込みを有してゐる。然し現在のところ、盤谷には皮革工場としては未だ僅かに三箇所しか無い上に、技術拙劣なるが爲、精製皮革としての優良品は、猶年額五十萬銖の輸入を仰いでゐる。此の點我が技術家の進出を慫慂し、技術的に海外市場に飛躍すべき秋なることを強調する所以も、現下皮革需要の増大に反し、原料不足を告ぐる同業者として、特に此點に意を注がれんことを渴望する。(會報第二十三號二十五頁の「畜産業の部」参照)。

チ、煙草工場

該工業に先んじ、同國に於ける原料葉の栽培も又、最も有望なる事業の一で、今日斯業の發達を促進するものとして、第一に増産計畫の必要切實なるものもあるも、未だ組織立つた事業の計畫を立てるものがないのである。之れが抑々同工業の發展を鈍らした原因を爲すものであらう。この事は多少政策上から來た點も考へられるのである。と云ふのは、同品は、タイ國に輸入せらるる英國商品中の太宗を占むるものであるからである。經濟顧問の要職にある英國人は、先づ自國製品進出擁護に、細心の注意を拂ひつつあり、斯業の發展を招來せしむることは、英國商品にとつて、得策でない所から斯業の發展を阻止せしむる如き方策をとつた譯である。

同國には目下、英米煙草會社(British American Tobacco Co.)が、將來に備へん爲に大々的計畫を樹てて、北部に栽培地(農業の部参照)を有し、工場を盤谷に有してゐる。其他華僑の工場五社を數へ、洋々たる前途を有し、斯界發展の餘地はあるが、兎も角、今日のところ輸入英國品の嗜好には抑され勝ちで、専ら同會社は輸入製品賣込みに努力を傾倒して居る状態にある。

現在に於ける華僑經營のものを舉ぐれば灰福公司(月産五〇〇箱見積額七、〇〇〇銖)、龍標公司(同四百箱一二、〇〇〇銖)、福芳公司(同四百五十箱一二、〇〇〇銖)、東方公司(同二〇〇箱八、〇〇〇銖)と稱するも、今後英國製煙草輸入の減退若くは杜絶の曉を想像するとき斯業の有望なるは推して知るべきである。

大體タイ國人は、幼時より喫煙する習慣があるので、一般の消費高は莫大なものである。殊に本品市場過去の状態から見ると、一般輸入雜貨は、市場不況に伴つて需要減退を來す傾きあるに反し、本品は却つて増加を示す原則とすると謂はれて居る。凡そ喫煙家は、少々位不景氣だからと云つて、即時に禁煙するは困難で、仕事が閑散になつて餘計浪費すると謂ふのも、一面の見方として考へられる。此の理由で景氣と消費とは反比例するを常とする。近き將來に於て、英國よりの輸入が困難になり、國內産を以て一般消費量を充たす曉には、同工業の發展は、確實な市場を獨り掌握し得る前途を控へて居るのである。

こゝに、邦人事業家の奮起を促し、此の事業の着目に値ひすべきを強調する次第である。將に日本は未曾有の非常時に際會し、此の難關を切抜けんとする今日、それが方策としては、單に商品の賣込みに専念するのみならず、海外に於て、將來有利なる事業あらば、躊躇することなく、事業の計畫を樹つべきである。

因に海外投資を以て、一概に之れを邦貨流出と見做すべきものでなく、當座生産への立替拂ひ即ち外貨獲得の原動力である。投下された資金は忽ち戻るべき性質のもので、一時の立替は、以て永久に、本國に利益を齎らす所以であると信ずる。曾て國策的見地から、我が國が、タイ國に於て有望視された黄牛事業を目論みながら(畜産業の部十一、タイに於て邦人の着目に値すべき牧羊事業参照)。徒らに時日を遷延せしめたる餘り、遂に他の窺知するところとなつて、今日ではタイ國政府自ら計畫を企つるに到つたのは、右の事業が筆者の提案にかかるといふものであつただけに、

一層の遺憾を感じる次第である。

リ、化粧品工業

同業は最近勃興したるものにして、化粧品工場を初めとして香水製造工場、ボマード工場、齒磨工場等は漸次關稅政策によつて保護せられたるため今日の發展をなし、今後大いに期待すべき可能性を認むる。

ヌ、硝子工業

タイ國人の色彩に對する嗜好上の觀念は、大體光澤にあると言へる。我が國の艶消色は、凡て好まれず、又漆器より硝子製品が好まれるのも、右の嗜好に依るものである。タイ國の上流の家庭、寺院等には高價な白耳義製『カットグラス』が、佛壇や人目に立つ所や、或は應接間等に飾られて居るのを見る。如何に彼等が硝子器を好むかは、往時我が國で『ギヤマン』と稱してこれを愛好せし頃に酷似してゐる。硝子器は、日本から安價なるものが輸入せられる以前に於ては、恐らく一般家庭の日用品では無かつたものと思はれる。本邦品の輸入せられて以來、今日迄硝子器は我が國重要輸出品の一つに數へらるる程多く輸出され、需要市場を充たして居たものである。中にも大形コップは、彼の國では毎朝洗面用に愛用され、水の混濁は硝子器によつて明瞭に判別し得るため、同器の需要は頗る多い。

同工業のタイ國に於ける有様は、技術的に見て未だ極めて幼稚なる域を脱して居ない。何れも華僑の經營になるもので、市中の壊れ硝子を集めて之れを原料とし、燃料にはコークスを用ひて居る。製品は主として、硝子瓶、ランプホヤの如きものである。工場としては、盤谷市場に四、五を數へ、限られたる製品並に原料であるが爲め、その程度

は極めて微々たるものである。

ル、機械鍛冶及び鑄物業

機械工場としては、歐米人經營の三工場を除けば、其他は悉く華僑、殊に廣東系支那人の經營になつて、精米及製材用機械器具の部分品、並に船車の附屬品を製造して居る。鑄物工場としては、車軸、鍋類、鐘等の製造を始めとし、殊に此國に於て佛像鑄物業は、それに伴ふ佛具、托鉢用鐵鉢の製造と共に想像以上に盛んで、全村悉く同業に携るを見、流石佛敎國ならでは見られぬ特種の景觀を呈してゐる。

ヲ、タイル製造業

當國に於ては陶磁器製造發達せず、従つてタイルの如きは主として洋灰タイルであるが、需要は極めて多い。一般市中の人道は大方人家の軒下まで全部同タイルを敷きつめ、車道のみアスファルト若くはコンクリート道路である。又屋根瓦に用ひ、近代家屋にありては、主として土間にタイルを敷きつめて居る。其他コンクリート管、コンクリート水甕、コンクリート柱等の製造工場も市中七箇所を數へることが出来る。未だ同國には、陶器製造が行はれて居らぬ事は、大いに研究すべき點である。

ワ、電氣事業

此の國に於ける電氣事業は、相當に古く、我が國に電氣の傳來したより以前の事で、電車も亦然りで東洋最古のも

111

力、洋灰工業

付て我が國よりは淺野、小野田、宇部其他二十種にも及ぶ洋灰が輸出され、タイ國の洋灰市場は本邦品の獨占舞臺であつたのである。然るに同國は石灰石の山に至るところに有し、同製造原料の豊富なるところより、丁抹人の着眼するところとなつて、タイ國資本家を仰ぎて合辦事業を企て、遂に資本金二百六十萬銖を以て成立した暹羅セメント會社 (Siam Cement Co. Ltd.) がある。今日に至る迄に、三回の増資並に事業擴張を行つて、成績頗る良好である。外國品は關稅の障壁の爲に、國內品に對抗不可能なるため、多大の利潤を收めつつある。我が國に於ける技術的海外進出の回避、在來資本家の現状維持主義は、常に出先市場の得意を奪はれ、輸出は拘束を受け、自然萎縮の結果を來して居ることは、右の事實に於ても痛感せしめられる。同會社は、一ヶ年約十五萬噸を生産し、國內の需要を滿すは勿論、漸次試験的に、隣接國新嘉坡、彼南方面に輸出しつつ、諸外國製品市場に喰込む方針を樹てて居る。最近

の如く、諸外國製品の供給圓滑を缺く時に際し、同會社の業務、益々活況を呈するに至つた事は當然であつて、今後の活躍は括目に値ひすべきものがあらう。資本系統は、タイ國並に丁抹資本の共同出資で、その割合はタイ國側七五%、丁抹側二五%である。但し、タイ國資金は、前々皇帝ワチラウツト當時の御内帑金により出たものであると謂ふ。主として、技術は丁抹人の擔當するところで、現タイ國に於ける唯一有望なる事業と見做されて居る。

ヨ、其の他

最近手工業、乃至家内工業程度のものでは煉瓦、瓦、船具、漆器、陶器、銀油具、席等の製造に至る迄、多種多様であるが、之等は悉く華僑の掌中にあると謂つてよからう。

タイ國貿易統計

タイ國關稅局發表

A、盤谷港

一、輸 入

品目	
一九四一年一月	G 三
一九四〇年三月	九、三六六 G 一、三三、九三〇 G
一九四一年四月	五、一八八 G 一、五、七六八 G
一九四〇年五月	五、一八八 G 一、五、七六八 G
一九四一年六月	五、一八八 G 一、五、七六八 G
一九四〇年七月	五、一八八 G 一、五、七六八 G
一九四一年八月	五、一八八 G 一、五、七六八 G
一九四〇年九月	五、一八八 G 一、五、七六八 G
一九四一年十月	五、一八八 G 一、五、七六八 G
一九四〇年十一月	五、一八八 G 一、五、七六八 G
一九四一年十二月	五、一八八 G 一、五、七六八 G

品目	一九四一年一月	一九四〇年一月	一九四一年四月	一九四〇年四月	一九四一年五月	一九四〇年五月	一九四一年一月	一九四〇年一月	一九四一年五月	一九四〇年五月
一般商品	X 二,三三〇,〇〇〇	G 九,四〇〇,三三〇	G 一〇,〇〇〇,〇〇〇	G 九,七〇〇,三三〇	G 二,三三〇,〇〇〇	G 九,四〇〇,三三〇	G 二,三三〇,〇〇〇	G 九,四〇〇,三三〇	G 二,三三〇,〇〇〇	G 九,四〇〇,三三〇
葡萄酒、麥酒、其他酒類	三九,〇〇九	一七,〇九〇	一四,六三〇	二〇,一九六	三九,〇〇九	一七,〇九〇	一四,六三〇	二〇,一九六	三九,〇〇九	一七,〇九〇
金銀貨幣	二〇,八六六	一六,九六六	一六,九六六	一六,九六六	二〇,八六六	一六,九六六	一六,九六六	一六,九六六	二〇,八六六	一六,九六六
金貨	八,六六六	一六,九六六	一六,九六六	一六,九六六	八,六六六	一六,九六六	一六,九六六	一六,九六六	八,六六六	一六,九六六
合計	三,三三〇,〇〇〇	九,四〇〇,三三〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	九,七〇〇,三三〇	三,三三〇,〇〇〇	九,四〇〇,三三〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	九,七〇〇,三三〇	三,三三〇,〇〇〇	九,四〇〇,三三〇

(註) X 一般商品中 X 印あるもの、細目は後出

G 政府輸入

二、輸出

品目	一九四一年一月	一九四〇年一月	一九四一年四月	一九四〇年四月	一九四一年五月	一九四〇年五月	一九四一年一月	一九四〇年一月	一九四一年五月	一九四〇年五月
米	一六,四六六	九,〇〇〇,〇〇〇	一四,〇〇〇,〇〇〇	七,四〇〇,〇〇〇	一六,四六六	九,〇〇〇,〇〇〇	一四,〇〇〇,〇〇〇	七,四〇〇,〇〇〇	一六,四六六	九,〇〇〇,〇〇〇
米穀類	(一六,四六六)	(九,〇〇〇,〇〇〇)	(一四,〇〇〇,〇〇〇)	(七,四〇〇,〇〇〇)	(一六,四六六)	(九,〇〇〇,〇〇〇)	(一四,〇〇〇,〇〇〇)	(七,四〇〇,〇〇〇)	(一六,四六六)	(九,〇〇〇,〇〇〇)
木材(チークを除く)	四三,八六六	七,八六六	六,八六六	五,八六六	四三,八六六	七,八六六	六,八六六	五,八六六	四三,八六六	七,八六六
錫、銅、鉄、鉛、鋅、亜鉛、その他	二〇,八六六	五,八六六	四,八六六	三,八六六	二〇,八六六	五,八六六	四,八六六	三,八六六	二〇,八六六	五,八六六
合計	三,三三〇,〇〇〇	九,四〇〇,三三〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	九,七〇〇,三三〇	三,三三〇,〇〇〇	九,四〇〇,三三〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	九,七〇〇,三三〇	三,三三〇,〇〇〇	九,四〇〇,三三〇

第一欄は單なる概算に過ぎない

三、前掲一般商品の内訳

品目	一九四一年一月	一九四〇年一月	一九四一年四月	一九四〇年四月	一九四一年五月	一九四〇年五月	一九四一年一月	一九四〇年一月	一九四一年五月	一九四〇年五月
食料品	一,五三三,三三三	九,四〇〇,三三〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	九,七〇〇,三三〇	一,五三三,三三三	九,四〇〇,三三〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	九,七〇〇,三三〇	一,五三三,三三三	九,四〇〇,三三〇
燈用石油	九六,六七七	六二,四四四	六二,四四四	六二,四四四	九六,六七七	六二,四四四	六二,四四四	六二,四四四	九六,六七七	六二,四四四
ガソリン、麻袋	三三,三三三	三三,三三三	三三,三三三	三三,三三三	三三,三三三	三三,三三三	三三,三三三	三三,三三三	三三,三三三	三三,三三三
機械類	一〇,五三三	一〇,五三三	一〇,五三三	一〇,五三三	一〇,五三三	一〇,五三三	一〇,五三三	一〇,五三三	一〇,五三三	一〇,五三三
金屬製品	二,六六六,六六六	二,六六六,六六六	二,六六六,六六六	二,六六六,六六六	二,六六六,六六六	二,六六六,六六六	二,六六六,六六六	二,六六六,六六六	二,六六六,六六六	二,六六六,六六六
織物	二,六六六,六六六	二,六六六,六六六	二,六六六,六六六	二,六六六,六六六	二,六六六,六六六	二,六六六,六六六	二,六六六,六六六	二,六六六,六六六	二,六六六,六六六	二,六六六,六六六
合計	三,三三〇,〇〇〇	九,四〇〇,三三〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	九,七〇〇,三三〇	三,三三〇,〇〇〇	九,四〇〇,三三〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	九,七〇〇,三三〇	三,三三〇,〇〇〇	九,四〇〇,三三〇

品目	本年一月	昨年一月	本年二月	昨年二月	本年三月	昨年三月
煙草	三、五、六	一、七、五	四、〇〇八	五、六、一	一、九、〇、三	三、五、六
其他	五、四、八、四	四、五、五、五	五、七、七、〇	四、三、三、五	四、〇、〇、〇	三、四、八、五
合計	二、九、〇、〇	九、八、八、五	二、三、四、〇	一〇、二、八、四	一〇、〇、〇、一	三、五、六、八

二六

B、其他の諸港

一、輸入

品目	本年一月	昨年一月	本年二月	昨年二月	本年三月	昨年三月
一般商品	一、四、七、三	一、三、七、七	一、〇、六、三	一、〇、四、七	一、四、四、四	一、三、七、七
葡萄酒類	三、九、九	三、九、九	三、九、九	三、九、九	三、九、九	三、九、九
金銀貨幣	一、四、七、三	一、三、七、七	一、〇、六、三	一、〇、四、七	一、四、四、四	一、三、七、七
其他	三、九、九	三、九、九	三、九、九	三、九、九	三、九、九	三、九、九
合計	一、四、七、三	一、三、七、七	一、〇、六、三	一、〇、四、七	一、四、四、四	一、三、七、七

二、輸出

品目	本年一月	昨年一月	本年二月	昨年二月	本年三月	昨年三月
米穀類	一、四、七、三	一、三、七、七	一、〇、六、三	一、〇、四、七	一、四、四、四	一、三、七、七
木材(チーク材以外)	一、四、七、三	一、三、七、七	一、〇、六、三	一、〇、四、七	一、四、四、四	一、三、七、七
錫類	一、四、七、三	一、三、七、七	一、〇、六、三	一、〇、四、七	一、四、四、四	一、三、七、七
金銀貨幣	一、四、七、三	一、三、七、七	一、〇、六、三	一、〇、四、七	一、四、四、四	一、三、七、七
其他	一、四、七、三	一、三、七、七	一、〇、六、三	一、〇、四、七	一、四、四、四	一、三、七、七
合計	一、四、七、三	一、三、七、七	一、〇、六、三	一、〇、四、七	一、四、四、四	一、三、七、七

パインコルク・タイムス、六・二〇、八・二二、八・二八

二七

タイ國に於ける協同組合

北原 信一郎

一、序 論

タイ國は、古くより農業國を以て知られ、メーナム河畔の大平原を始め、地味肥沃な耕地を無限に包藏し、氣候、雨量等の自然條件の好適と相俟つて、農業特に米の生産に與る力は甚大なものがある。有職者總數の八割以上は農民であり、輸出の六割近くは農産物、特に米によつて占められ、タイ經濟の發展は全く米作の運營如何に係つてゐるにかゝはらず、タイ農業は熱帶的自然條件に恵まれてゐるが故に、いまだに幼稚、低級な生産段階より容易に脱却出来ない状態にある。かうしたタイ農業の停滯性を特色づける一因として、タイ農民の貧困なることが挙げられるが、この原因が少くとも板仲買人、雜貨商、高利貸として農民と直接取引を行つてゐるところの華僑にあることは敢て論ずる迄もないことである。要するに、タイ農業が生産をタイ人に残して、米の集積より輸出に到るまでの全路を全く華僑の手に掌握されて、タイ民族經濟はあらゆる意味において外國勢力によつて規制されつゝあるものである。例へばタイ國の金融財政、錫、チーク等の原始産業において、英國資本が絶對的に優勢であるとすれば、農業に關しては華僑の寄生的存在より脱し得ない限り「タイ人のためのタイ經濟確立」といふモットーは仲々實現出来ないものである。

従つて農業問題はタイ國にとつては何よりも焦眉の問題で、從來より色々の方策が企圖されてきたが、中でも本論において取扱はんとする協同組合こそは、華僑仲買人の羈絆を離脱して、眞に農民を救済するための最良の方法である。最近のルアン・ブラチットの言によつても、如何にこの問題が重要視されてゐるか多言を要しない。われ／＼はかうした觀點において協同組合を通じて、タイ農業の發展狀況を概観し、その特質を窺知しようと思ふ。

- (一) タイ農村經濟の基礎構造
- (二) 協同組合と農民負債の問題
- (三) 協同組合運動の發展概観
- (四) 協同組合の内部構造
- (五) 協同組合の財政的基礎
- (六) 協同組合の法律的基礎
- (七) 協同組合の種類、分類
- (八) 組合員の經濟狀態
- (九) 結 び

以上の如き項目に基づいて、協同組合の問題を取纏めるつもりであるが、本論においては、その一つとして協同組合運動の發展概観を取扱ひ、その外は別にあらためて考察することとする。

二、協同組合の成立

タイ國に於ける協同組合は、一九一七年及び、一九一九年の大洪水、旱魃を機縁として設立されたが、政府は協同組合を設立するに際して、各地方より、それらの専門家を招聘し、各國の組合制度を慎重に検討し、且つ農民を眞に救済するためには、いかなる組織を確立すべきかを決定した。かくて一九一七年に先づ組合法 (Law of Association Amendment Act) が發布され、政府は三〇〇、〇〇〇銖の範圍内で、これを組合に貸付けるよう、タイ商業銀行に保證を與へた。

この額が組合の經營資金に充てられて、タイ國に於て協同組合が試験的に設立されることとなつたものである。政府は組合の設立に際して採用した形態は、獨逸のライフアイゼン制度 *Lebensversicherung* であつた。この制度の特徴は(一)無限責任、(二)地域の限界、即ち組合員は相互に知己であること、融資が一定の保證と有効な目的に基づいてなされたものであること、(三)無利息配當、即ち外部の金融機關より獨立して、相互に組合發展を助長し、自給自足をはかるため、無配當と無料奉仕の方法をとること、(四)組合員は相互に組合事務の分擔を行ふ等々である。

また、組合員は一組合につき、最大五十名、最少十名で組合の平均員數は凡そ二十名内外と定められた。さらに組合は設立するにあつてまづ發起人會を開き、同會の承認を得て、組合の幹事、會計係、事務係を六名選出し、組合の業務をそれらに分擔せしめることとなつた。組合は貸付に關して、豫め組合員と貸付契約を締結し、各人の出資額の決定に際しては、組合員の要求と利子の高さに左右される。これは銀行の一般貸借率の標準によつて定めらるべきものである。また組合員が組合より融資を仰ぐ場合、これが申請を受けた登記官吏は、當該組合員所有地の見積

り額の多少によつて諾否を決定するが、許可する場合にも其の額は見積り地價の五十%を越ゆるを得ないこととなつた。

組合は、資金をタイ商業銀行より年利六分(年四回の複利計算)でもつて借り受け、これを更に年利一割二分で組合員に貸付ける。従つて組合の獲得する純益は六分であるが、これらの利益の一部は次の目的のために利用される。

(一)インク、文房具等の事務用品の購入、銀行との連絡費、同出張費。(二)債務者又はその保證人の債務不履行による不足額の補填、清算に關する費用。(三)組合よりの借入額をなるべく節減し、且つ組合の運轉資金を増加せしめることによつて、組合員に對する利率を減少せしめるようにすること。(四)組合の信用の強化擴大。(五)年度末毎に會計報告を行ひ、登記官吏の會計検査を受ける。登記官吏は組合の帳簿を検査し、組合の事務が順當に行はれてゐるか否かを検査することを要するものである。

以上の如き組合の規定に基づいて、タイ國の協同組合は設立されることとなつたが、組合に關する法律的、財政的基礎はその發展と共に改變されて行つた。これは以下の論述によつて明らかにされるものである。

三、協同組合の發展概況

タイ國の協同組合は、先づ一九一七年にピサヌロークに設立され、翌十八年には、十二の組合がロブブリーに設立されたが、此の兩地方が特に試験的に選ばれた理由は、中部メーナム平野をひかへるこれ等の米作地方がタイ經濟、財政の發展を左右すべきキーポイントとなしてゐるに拘らず、貨幣と商品經濟の滲透によつて、特に華僑商業高利貸資本の壓迫を受けて、この地方の農民をして益々貧窮化の一路を辿らしめてゐることとなつたため農民を救済し、農

業經濟に寄與することが、より切實に要請されたがために外ならない。更に一九年には一組合が新設され、爾後一九二二年に到る迄合せて六十組合の設立を見るに至つたが、その中、三三組合はロブブリー地方において、六一七人の組合員と二四八、二六四銖即ち一組合員當り四二〇銖でもつて、バーンバインの二組合は一三、〇一〇銖の資金、即ち一人當り四二〇銖でもつて、残りの二五組合はピサスロークにおいては五四九名の組合員と八三、四三四銖の資金、即ち一人當り一五二銖で、各々の組合が設立された。

かくの如く、組合が資金額において、各々差があるのは、各地域の經濟狀態の相違によるものである。即ちロブブリー地方は融資金の返済がきはめて圓滑に行はれてゐるに反し、ピサスローク及びバーンバイン地方は一般に成績が良好でなかつた。これは全くその年の收穫の良否に影響されるもので、洪水旱魃等の自然的災害に遭つた年は、著しく組合の經濟狀態は悪化するが、ロブブリー地方は最近の好調に恵まれて銀行への拂戻は著しく進捗した。

中でもピサスロークの組合員の多くは、きはめて貧困で、しかも新來住者が多く、組合成立後の二ヶ年の收穫が不作であつた。また、高利貸人より高利にて融資を仰ぐかほりに、組合より低利にて借入れる場合にも、組合に利子を支拂はなければならぬ。しかし、災害により、著しく支拂困難に陥つた場合にはたとへば、一九一七年の災害時にはロブブリー十二組合の一畝當り概生産額は平年の二五サタンに比して、僅かに八サタンであつた。また一九年の早魃によつて五サタンに減退した程であつた。その時はピサスロークは煙草、棉、砂糖等の栽培が非常に不出来であつたが、米作が良好であつたため、ロブブリーより成績は遙かによかつた。

一三年には新たに五組合が、一人當り四七三銖の資金を以てロブブリーに設立されたが、その中バーン・ノーン・ラーオ組合が解散し、都合六四組合となり、之に加入せる組合員は一、二三五人に達した。解散したバーン・ノーン・

・ラーオ組合は一九一八年に十人の組合員と二、四〇〇銖の資金をもつて設立されたものであるが、その後十人の内七人が北部鐵道沿線のピチット Pichit に移住したため、自然解消となつたものである。數年前これ等七人のものはピチットで新しい耕地を得たが、當時ロブブリー地方の地價もきはめて低廉であつたため、移住後も賣却しなかつたが、最近穀價が躍騰し、地價も高まつたので、前の所有地を賣り放し、その代金でピチットの耕地を廣く買ひ求めて、相當の蓄財を残した。組合が清算後解消する場合には、登記官吏の精密なる調査と、解散命令を必要とし、組合基金は他の組合の建設資金として、組合局に移管されることとなつてゐる。

タイ國の協同組合は、組合の經營狀態に徴して一級より四級迄の各等級に區別されるが、一三年においては、第二級の組合が一より一四に増加し、第四級のものは一四より九に減少するの好轉振りを示してゐる。之に關して良否の甚だしい二組合を例示しよう。

(イ) ワット、チャン Wat Chan 組合。

これは、タイ國で最初に設立された組合で、十七年には僅か三、〇〇〇銖の資金を有するにすぎなかつたが、二三年の始めには七、四〇七銖の運轉資金と三、五七四銖の準備金を有するに至つた。二三年には更に銀行より九、四二八銖借入れ、本年中に五九%の返済率を示したのみならず、その残りの負債も四、五年の中には完済出來る見込である。本組合では組合に負債を持たぬものが九人もあり、その他のものも、舊い借金は一應全部返還し、新たに土地及び他の購入資金を借り入れたものが非常に多く、此の組合は設立後七年にしてしつかりした基礎がつくれ、協同組合發展上の適例をなしてゐる。

(ロ) バーン・タ・マップラン Ban Ta Maprang 組合

この組合は二〇年に二八人の組合員と六、五〇〇銖の資金をもつて設立されたが、これは、組合中最悪の成績をあげてゐるもので、いまだ最下級から向上しない状態である。本組合は設立後三年末迄に、かへつて銀行よりの負債が三四三銖増加してゐる。かくの如く、この組合がきはめて不成績な理由は、(一)本組合が都會地にあり、組合員に協同的精神が缺除してゐること。(二)組合員に農民ばかりでなく色々の職業に従事してゐるものが加入してゐること、たとへば棉花、煙草、砂糖、豆類等が從來組合員の重要な収入をなしてゐたが、組合員は一般に利ある農業を好まず、漸次耕地が荒廢して行つたこと。(三)組合員は習性として經濟觀念に乏しいこと。また収入も概して多いが、都會と接觸するために支出も高まり組合員の經濟状態はきはめて悪いこと。(四)組合の事務を擔當する善良な人が居ないこと、等である。しかし、この組合は三年末より財政状態は次第に良くなり、設立後始めて銀行へ返済を行つた。其の額は僅かに五六四銖にすぎなかつたが、組合局のたえざる指導と盡力により少しづつ向上するの現象を示すことゝなつたのは、タイ國の組合發展上見逃すことが出来ない。しかし一般には組合員に返済能力が缺けており、利子すらも支拂はぬことが多いために信用は低下し、中には返済と同時に組合を脱會するものすら見受けられる。

一九二四年には、五組合が三四、六三四銖の資産でもつてロプブリーに設立され、併せて組合が六九組合員は一、二六四人となつた。これら六九組合の經營は創立當初の三〇〇、〇〇〇銖で行はれ、組合より銀行の拂戻される度に少しづつ新たに組合が設立されることゝなつてゐる。しかし組合の發展はいまだ試驗的段階にあり、概してタイ國の財政的基礎の薄弱と、組合の増加に伴ふ組合事務遂行の圓滑を缺いてゐるため、そう急激には發展し得ない状態である。要するに、自然條件が農業生産に好適してゐる年には組合員の負債返済はもつとも拂り、この返済額に基づいて組合の新設も行はれるが、自然條件が好適でなく、米の收穫も充分に期待出来ない場合には、必然舊設組合への貸付

額は増加し、組合の新設は不可能である。たとへば一八年より二二年頃までは米作状態はきはめて悪く、協同組合としては最も苦境に陥つてゐた。即ち洪水旱魃等によつて饑饉が発生し、政府も反つて米を農民に分配して、農民の生活を救済しなければならぬ程であつた。このため組合は殆どすべて返済不能に陥つたのみならず、前記三〇〇、〇〇〇銖の殘額も組合維持のために費消され、基金の缺乏のため二四年に到る迄組合の新設は見られなかつた。

更に二五年には、八組合が新設され、既設組合においても組合員数は一〇七人増加した。その中ピサヌロークは五二人、アンチャ五五人であり、八十人の脱會者の中ピサヌローク三六人、アンチャ四四人で、二五年末現在に於て七七組合、組合員は一四一四人となつた。

二六年には組合は設立されなかつたのみならず、入會者の八七人に對して一〇九人の退會者が見られた。二七年には、更に四組合が新設された。以上の如くきはめて徐々ではあるが發展の傾向にあることは疑ふことは出来ない。政府も又、組合の存在意義を認め、組合員の意嚮を察して、農耕民としての機能を充分に發揮せしめるよう、先の一七年の組合法をさらに改正して、一九二八年五月十一日を以て實施された。これにより組合は商業交通大臣の管轄に屬することゝなり、同法第六條に、大臣は組合法の實施にあたつて、場合によつては官報を以て、登録済みの協同組合に對して等級を決定する権限を有するのみならず、組合員の資格、組合の場所をも決定する権限を有することゝなつた。更に、大臣は官報を通じて利潤の分配を禁ずること、協同組合の登録に關する諸権限をも有することゝなつた。これによりロプブリーとピサヌロークの二地方が協同組合を設立し得る土地として認定され、農民に對して組合加入の許可も與へられることゝなつた。更に二八年には從來の三〇〇、〇〇〇銖の銀行融資額に更に二〇〇、〇〇〇銖がタイ商業銀行より増資され、この外運動資金として五〇〇、〇〇〇銖が登記官の手に保留された。この追加資金は既

設組合の經濟狀態改善のため、特定の地域の農民に貸付けられることゝなつた。この中七六、二二〇銖の資金で十組合が新設されたが、本年における一組合當り資金は七、六〇〇銖で今迄の最高額を示してゐる。とくに最近組合資金の増加する傾向にあるは、農民の生活費が近年高昇を辿り、地價が最近五ヶ年の間に躍騰したのみならず、組合が漸次人的保證より物的保證に轉化したために更に一層の資金を必要とするに至つたものである。

組合員中のあるものは舊負債を整理し、新たに耕作地を擴張するために、土地を借入れるものもあり、近年土地の騰貴するにつれて組合を利用して土地を購入するものが増加した。特に最近二ヶ年はロブプリー地方が著るしく不作であつたため、農民たちは自家で消費する米や稗を購入するため、借金を餘儀なくされ、ビサヌローク、バーンバインも凶作のため負債の返還額は著るしく減少した。これによつて本年の貸付金は自家消費量にも不足する農家のみに貸付けられることゝなつた。穀物は十二月末より一月の始めにかけて取り入れられるが、翌年の收穫高を豫測することとは容易なことではない。二九年には政府の手を通じて、さらにタイ商業銀行より五〇〇、〇〇〇銖の融資を受け、この外一〇〇萬銖迄組合局の自由裁量に委ねられた。これにより、組合局は從來設立地として指定されてゐたビサヌローク、ロブプリー、アユチャ以外の地にも協同組合を設立するために、各地の經濟狀態を精密に調査し、その結果中部のアントン、サラブリー、北部のウタラデット、ビチットの四地方を指定した。従つて一九二九年には組合は新たに指定されたこれらの四地域と、ビサヌローク、ロブプリーに若干の組合が設立されることゝなつた。即ち、本年の新設組合は三七、設立資金は四三六、五〇〇銖、加入組合員は五九九人で、一組合當り平均一一、八〇〇銖、即ち一人當り八三三銖で、前年に比してやゝ高くなつてゐる。

また組合局に委託された一〇〇萬銖から、銀行よりの總負債額八三七、〇五五銖を差引いて、約一六萬銖が次年度

に繰り越されることゝなつた。それにもかゝらず三〇年にはこの年の經濟恐慌が協同組合にも深く影響し、つひに組合の新設は見られなかつた。穀價の下落は農民の収入を減少し、組合への返済を不可能ならしめた。穀價は平年より五割以上下落し、平年の収入を保持するためには十割の増收をはからなければならない。しかしかゝることは實際問題として技術的にも資本的にも容易ならぬことである。従つて三〇年には組合より銀行に對する返済もきはめて少なく、むしろ舊設組合の維持存続をはかるため、殘額すら殆ど全部融通しなければならぬ程の破目に陥り、負債額は前年より約一〇萬銖も増加して、合計九三四、五二〇銖となつた。かくのごとく、恐慌時に際して、特に組合に資金の積立がないかぎりは、組合の新設を行はないよう、この時政府の方針によつて決定されることゝなつた。おそらくかゝる恐慌時に對處する政府の周到な政策なくしては既設組合は必要な支持すら得られなくなつて、組合發展におよぼす打撃も少くないのである。

かくの如き財政上の打撃と組合資金の減退にもかゝらず、米價下落による農耕資金の慾求に基づいて貸付金は前年の二倍に達した。しかし、農民の經濟狀態は全く收拾のつかないものとなり、負債の返済は勿論、利子の支拂すらもきはめて困難で、農民の中には土地乃至は生活手段すら剝奪されるものが見られた。要するに、米作のみに依存する純農村地方にあつては、特に、協同組合を通じて農民の救済に當らなければならないが、いろ／＼の意味において、タイ國では急速なる發展はとても望めないものと思はれる。その理由として、(一)組合資金の缺乏。(二)組合よりの返済の困難、遅延の二つがあげられる。従つて政府はかゝる現狀を考慮して三二年には三〇〇、〇〇〇銖の増資をはかり、商業銀行を通じて融資を行ふことゝなつた。これがため三一年にはこの資金に基づいて一五六、四〇〇銖でもつて二二の組合が新設された。その内譯はアントン四、サラブリー七、北部のビサヌローク二、ウタラデット九、と

なつてゐる。

三八

さらに三三年には五〇〇、〇〇〇銖が追加されて、今までの總融資額は一八〇萬銖に達し、これに基づいて組合設立の地域を擴大する計畫が樹てられることゝなつた。組合設立地の選擇は、從來のごとく、米の商品生産が進捗し、それだけに農民の負債のもつとも酷しい地方にのみ限定せず、各地域の農業的性情を充分に考慮し、それゝ適當の組合を設立して、タイ協同組合の普及發展がはかられることゝなつた。しかし組合を設立するためには、各地方の農民の人格的信賴に基づく健全な地盤たることを要するものであるが、これに該當するものとして次の諸地方が指定されることゝなつた。(一)北東部のチェンマイ、チェンライ、ランブン、ブラエ、(二)北部のピサヌローク、ウタラヂット、ピチット、サワンカローク、ウタラダニ、ジャイナド、(三)中部のロブプリー、サラブリー、アントン、アユチャ、シンハブリー、スバンブリー、パトムダニ、ノントブリー、(四)東部のチャクセングサオ、プラチンブリー、ナコンナヨク、コルブリー、ラヨン、チャンタブリー、トラート、(五)南部のスマットサコン、スマットソクラム、カンチャンブリー、ラチャブリー、ベチャブリー。

これらの中より、差あたりチェンマイ、チャクセンサオ、ラチャブリー等に組合が設立され、組合資金も増加し、これを通じて農民救済に積極的に乗出すことゝなつた。これにより三三年には四一組合(チェンマイ八、ウタラヂット六、チャクセンサオ六、サラブリー一四、ラチャブリー七)が新設され、併て一九一組合となつた。

三三年には恐慌後の農民の救済を一層積極的に行はかるため、組合統制法を設けた。その内容は次の如くである。

(一) 組合及び組合員の救済をはかる方法として三三年改正法が發布され、組合員名義の譲渡に要する費用を除外した。

(二) 貸付乃至負債の返還に關する組合の統制法を次の如く改訂した。

(イ) 組合員が舊負債の完済、土地購入、農地の擴大等のため、多額の金を借り得べき長期の貸付は、十五年の据置によつて返済しなければならない。

(ロ) 家具、家畜、農具其他雜品の購入のための借入額は二〇〇銖を越ゆることを得ない。しかしこの額は借入の目的に應じてそれゝ一、二、三年と定められた。

(ハ) 年利七分にて組合に預金することを奨励した。しかしこの預金は組合の規則に従つて、負債支拂の目的に使用される以外には引き出せないことゝなつた。

(ニ) これがため、組合の債權者たるタイ商業銀行の年利六分を四分五厘に引下げるよう許可を受け、組合員に對する長期貸付率も十二%より七・五%に、短期のそれは九%に引下げることゝなつた

(ホ) 組合の設立資金が國庫から支出されることゝなつた。従つて政府の資本支出として定額の豫算を得ることゝなつた。

(ヘ) 一般に、自然條件のみに依存する組合員の農業生産は、これにより制約されるところが多かつた。特に、旱魃、洪水は農業に致命的打撃を與へてゐたが、資金の適時貸出により、他日の良收を期待せしめることが出来る。

由來、恐慌と災害の繼起によつて、農民の受ける物質的、精神的打撃は極めて大きいものがあつた。不況により米價は三一年には前年の五分の二に下落し、一クエンに付き五十銖の價格が二十銖に下り、三二、三三年には更に三分の一になつた。かくの如く農民の收入が米のみに依存するとすれば、米價の下落による農民の困窮は想像に餘りがあ

る。之に鑑みて、三三年には國庫より七〇〇、〇〇〇銖が融資され、主としてアユチャ地方のセナ、バクハイ等の組合に割合てられた。

三四年には組合法の一部が改正されて、次の如く定められた。

(一) 三四年組合法改正法を發布し、本年末の利潤分配に關する規則を改正し、中央協同組合基金と協同的公共利用基金の二つとした。

(二) 貸付に對する保證として、地券の譲渡權獲得規則の改正、即ち組合への地券の譲渡は單なる抵當に代へられた。

三四年の新設組合資金として、國庫より七〇〇、〇〇〇銖が支出され、商業銀行よりの融資は一、五〇〇、〇〇〇銖に制限され、舊設組合の維持に充てられた。三四年の新設地方は六地方で、その内譯はチェンマイ(一一)ウタラヂット(九)サラブリー(六)アントン(九)チャクセンサオ(八)で、臨時にプラエ(一四)スパンブリー(一一)ナコンナヨク(七)ベチャブリー(二八)等の新地域に設けられ、兩者併せて一三組合が本年中に新設された。組合員も本年だけで一、五四四人の加入があつた。三五年には七〇〇、〇〇〇銖の豫算が組合の運轉資金として政府の手により許可され、この内一〇〇、〇〇〇銖は二二八の舊設組合の農業施設のため、六〇〇、〇〇〇銖は新設組合の資金に充てられた。これによつて協同組合を從來の如き單なる金融機關としてでなく、眞に強化された協同産業組合として、全面的に農業開發に邁進することゝなつた。三五年の新設数は一九で、貸付額は五九五、八三五銖に上り、この外四つの協同土地購入組合がバトムダニーに一一、七七〇銖で設立された。

かくて、タイ國の協同組合はその軌道に乗り、目ざましき發展をなすことゝなつた。

一九三九年の協同組合局の發表によれば、最近各地方に三〇三の組合が新設されたが、これはタイ國の協同組合發展のレコードをなすもので、新組合の設立、舊組合の事業の擴張のため、政府銀行は協同組合局に一五〇萬銖の運用資金を信用貸した。これによつて組合は今までの總額一八三萬銖を再び利用し得ることゝなつた。これによりナコンラヂヤシマ、プラチンブリー、シンハブリーの三地方に多數の組合が新設され、なほ此の外既設組合の事業擴張も大規模に行はれた。これらの協同組合以外に土地利用組合、植民地組合、協同倉庫、市場組合等が續々設立された。なほタイ政府の報告によれば一九三九年度において、既に議會の承認を経た内債二五、〇〇〇、〇〇〇銖をもつて組合運動の資金として、農民の福利施設のための組合の改善、擴張をはかり、今年度内に少くとも五〇〇の組合が出現する豫定であるが、政府は農民の重荷となつてゐる負債の種々の原因を考慮して、組合運動に着手したもので、組合數のかくの如き著増によつても政府の意圖は明らかであらう。

ちなみに一九三九年前期迄の組合數は次の如くである。

協同組合	一、三四九
土地開拓組合	一八
商品賣買組合	八
米商組合	八
土地購買組合	四
土地改良組合	七
計	一、三九四

更に三九年末より四〇年の始めにかけて多数の協同組合が設立され、四〇年前半期現在、一八七四組合となつた。その後組合運動は著るしく進展すると思はれるが、これの協同組合、乃至は販賣、消費組合等の諸組合の發展が、タイ農業の發展に寄與するところは蓋し甚大なものであるであらう。われ／＼はタイ國が協同組合の發展を通じて、農民を救済し、農業經濟をより高度の段階に迄押し進めて行くことを括目して待たなければならぬ。

統計 I
協同組合の發展

年	組合數	組合員數
1917	13	186
18	14	225
19	26	500
20	60	1190
21	60	1197
22	60	1201
23	64	1235
24	69	1264
25	77	1414
26	77	1390
27	81	1491
28	91	1629
29	128	2157
30	128	2221
31	150	2498
32	191	2935
33	326	4846
34	439	6324
35	562	8013
36	770	11057

統計 I
組合脱退者の原因

年	辭職	死亡	移轉	除名	計
1923	24	2	18	4	68
24	55	22	25	9	111
25	37	17	9	7	80
26	46	37	20	6	109
27	29	15	19	3	66
28	28	18	14	7	67
29	35	21	13	2	71
30	36	23	13	4	76
31	17	28	8	9	62
32	13	33	6	10	62
33	—	—	—	—	—
34	21	187	21	10	276
35	143	47	9	11	210

組合が以上の如く目ざましき發展をなしつゝある半面、組合よりの脱退者も第二表の如く年々累進してゐる状態である。この主な理由は以下述べる如く組合員の老齡のため乃至死亡による脱會者によるものであるが、中にはいまだ協同精神が徹底してゐないところもあり、組合を單なる金融機關と考へ、負債を返済し、組合を利用する必要がなくなれば、直ちに辭めるものもあつた。かゝる傾向は設立當初において屢々見られる實例である。たとへば三三年においては辭職者の大部分は(一)組合員が組合の恩恵に浴しなくなつた場合(二)組合員の打算や、協同精神の缺除せる場合、組合設立の意義を忘れて辭めた人達が多かつた。

かゝる傾向は一九二六、七年迄続いたが、かうした舊弊は打破され、此の種の脱退者は著るしく減少することゝなつた。移轉による脱退者においては、二三年はロブブリーのある地方において耕地が疲瘦し、一組合が解散したと、土地を賣却して地方に離散するものが多かつたためであり、二四年は人口過剰の地方の農民が一部新耕地を求めて移住したことによるもので、此の傾向はタイ農村に於て、しばしば見られるものである。除名によるものは概して少ないが、三一年には賭博行為により起訴されたもの、正當な理由なくして組合の出席を拒み、或は組合資金を横領し、支拂不能に陥つたもの、三二年には外部より勝手に借財し、組合の規約を破つたものによつて占められてゐる。

本年三月タイ紙幣發行準備金

バンコク・タイムス、五・一九

本年三月末に於けるタイ紙幣發行準備金に關し、官報の大藏省發表に依れば
紙幣流通高二三八、九五五、七二二銖にして先月(二月)末と同額、一九四〇年三月末に比して四六、五三〇、〇〇〇銖の増加、一九三九年三月末に比して八八、九二三、二二四銖の増加、一九三八年同期に比して九三、三三三、二二四銖の増加、一九三七年同期に比して九五、五二三、二二四銖の増加を示してゐる。

右に對する準備金は二三九、五三七、四六七銖にして、先月(二月)末に比して一二、五七九銖の減少、一九四〇年三月末に比して四六、四六二、三八七銖の増加、一九三九年三月末に比して六九、一八〇、四三一銖の増加、一九三八年同期に比して、七三、四八〇、四三一銖の増加、一九三七年同期に比して七五、六八〇、四八一銖の増加を示してゐる。

準備金詳細左記の通り。(單位——銖)

一、金塊(一オンスに付き一六八シリング)	九七、二七九、〇〇〇
二、金磅證券	
甲、一 年 期	一三、五六五、二二五

乙、其 他	二七、五〇〇、〇〇〇
三、預金(金 磅)	九五、八七七、七五七
四、銀 貨	一、一六九、八二五
五、タイ政府保證	四、一四五、六六〇
合 計	二三九、五三七、四六七
紙幣發行高	二三八、九五五、七二二

本年四月タイ紙幣發行準備金

バンコク・タイムス、七・一

本年四月末に於けるタイ紙幣發行準備金に關し、官報の大藏省發表に依れば

紙幣流通高二四一、一五五、七二二銖にして、之は前月(三月)末に比し二、二〇〇、〇〇〇銖の増加、一九四〇年四月末に比して四八、七三〇、〇〇〇銖の増加、一九三九年同期に比し九〇、〇二三、二二四銖の増加、一九三八年同期に比して九五、五二三、二二四銖の増加、一九三七年同期に比すれば同額の増加を示してゐる。

右に對する準備金は本年四月末二四一、七三七、四六七銖にして、本年三月末に比して二、二〇〇、〇〇〇銖の増加、一九四〇年四月末に比して四八、六五五、五三二銖の増加、一九三九年同期に比して七一、一七一、四三一銖の増加、

増加、一九三八年同期に比し、七五、六七一、四三一銖の増加、一九三七年同期に比すれば同額の増加を示してゐる
準備金詳細左の通り。(單位——銖)

一、金塊(一オンスに付き一六八シリリング)	九七、二七九、〇〇〇
二、金 磅 證 券	
甲、一 年 期	一三、五六五、二二五
乙、其 他	二七、五〇〇、〇〇〇
三、預 金(金 磅)	九八、〇七七、七五七
四、銀 貨	一、一六九、八二五
五、タイ政府保證	四、一四五、六六〇
合 計	二四一、七三七、四六七
紙幣發行高	二四一、一五五、七二二

本年五月タイ紙幣發行準備金

バーンコーク・タイムス、七・一八

本年五月末に於けるタイ紙幣發行準備金に關し、官報の大藏省發表に依れば、

紙幣流通高二四三、三五五、七二二銖にして、之は前月(四月)末に比し二、二〇〇、〇〇〇銖の増加、一九四〇年五月末に比し四八、七三〇、〇〇〇銖の増加、一九三九年同期に比し九二、二二三、二二四銖の増加、一九三八年同期に比して九七、七七三、二三四銖の増加、一九三七年同期と略、同額の増加を示してゐる。

右に對する準備金は本年五月末二四三、九三四、三二二銖にして、先月末に比して二、一九六、八五五銖の増加、一九四〇年五月末に比して四八、六八四、四〇〇銖の増加、一九三九年同期に比して七二、三七八、二八六銖の増加、一九三八年同期に比して七七、三七八、二八六銖の増加、一九三七年五月末とは略、同額の増加である。

準備金詳細左記の通り。(單位——銖)

一、金塊(一オンスに付き一六八シリリング)	九七、二七九、〇〇〇
二、金 磅 證 券	
甲、一 年 期	一三、五六五、二二五
乙、其 他	二七、五〇〇、〇〇〇
三、預 金(金 磅)	一〇〇、二七七、七五七
四、銀 貨	一、一六九、八二五
五、タイ政府保證	四、一四二、五一五
合 計	二四三、九三四、三二二
紙幣發行高	二四三、三五五、七二二

本年六月タイ紙幣發行準備金

バンコック・タイムス、九・一三

本年六月末に於けるタイ紙幣發行準備金に關し、官報の大藏省發表に依れば、紙幣流通高二四三、三五五、七二二銖にして、之は前月(五月)末と同額、一九四〇年六月末に比し三九、三八〇、〇〇〇銖の増加、一九三九年同期に比し九二、二二三、二二四銖の増加、一九三八年同期に比し九九、九二三、二二四銖の増加、一九三七年同期に比し九七、七二三、二二四銖の増加を示してゐる。

右に對する準備金は本年六月末二四三、九三四、三二二銖にして先月(五月)末に比し同額、一九四〇年六月末に比して三九、三三四、四〇〇銖の増加、一九三九年同期に比し九二、八〇一、八二四銖の増加、一九三八年同期に比し八〇、〇七八、二八六銖の増加、一九三七年同期に比して七七、八七八、二八六銖の増加を示してゐる。

準備金詳細左記の通り。(單位—銖)

一、金塊(二オンスに付き一六八シリング)	九七、二七六、〇〇〇
二、金 磅 證 券	
甲、一 年 期	一三、五六五、二二五
乙、其 他	二七、五〇〇、〇〇〇

三、預 金(金 磅)	一〇〇、二七七、七五七
四、銀 貨	一、一六九、八二五
五、タイ政府保證	四、一四二、五一五
合 計	二四三、九三四、三二二
紙幣發行高	二四三、三五五、七二二

本年七月末タイ紙幣發行準備金

バンコック・タイムス、九・二五

本年七月末のタイ紙幣發行準備金に關し、官報の大藏省發表に依れば、紙幣流通高二五四、三五五、七二二銖にして、之は前月(六月)末に比して一一、〇〇〇、〇〇〇銖の増加、一九四〇年六月末に比し四四、八八〇、〇〇〇銖の増加、一九三九年同期に比し一〇三、二二三、二二四銖の増加、一九三八年同期に比し一一〇、九二三、二二四銖の増加、一九三七年七月末に比し一〇八、七二三、二二四銖の増加を示してゐる。

右に對する準備金は本年七月末、二五四、九三七、四六七銖にして本年六月末に比し一一、〇〇三、一四五銖の増加、一九四〇年七月末に比して四四、八三七、五四五銖の増加、一九三九年同期に比して一〇三、八〇四、九二九の

五〇
増加、一九三八年同期に比して九一、〇八一、四三二の増加、一九三七年同期に比して八八、八八一、四三二銖の増加を示してゐる。

準備金詳細左記の通り。(單位——銖)

一、金塊(一オンスに付き一六八シリング)	九七、二七九、〇〇〇
二、金磅證券	
甲、一年期	一三、五六五、二二五
乙、其他	二七、五〇〇、〇〇〇
三、預金(金磅)	一一一、二七七、七五七
四、銀貨	一、一六九、八二五
五、タイ政府保證	四、一四五、六六〇
合計	二五四、九三七、四六七
紙幣發行高	二五四、三五五、七二二

タイ國の山林政策

タイ國政府山林局

奥澤篤次郎譯

現政府はその山林政策を次の言葉に要約してゐる。「その産出力と品質との向上を計るために、森林の改良と保存との諸方法を改組する。」しかし、タイ國の森林は約三五萬平方キロメートルの總面積を占め、且つ山嶽及び高地の森林から低地及び海岸の濕地の森林に至るまでの諸種の型を包含してゐるのであるから、斯かる簡略な聲明の内政府は極めて困難な任務を進んで自己に課してゐるのである。これらの森林は非常に多數の樹木と灌木とを包含し、その大部分の林學的特徴は未だ全然或は殆んど理解されてゐない。そして、森林の改良と維持の正しい方法を解決するためには、恐らく數十年の注意深い研究と調査とを要するだらう。しかし、一度事業が開始されれば、タイ國の林業は有望な將來を期待されるだらう。

今より四十六年前の西曆一八九六年に、北部タイのチーク林の濫伐に悩まされた明君チュラーロンコーン王は、この事態に處するために山林局を創設した。この新たに創設された山林局の主要な政策はチーク林業に秩序と組織的な管理方法とを持ち込むことであつた。しかし、このことは多年に亙る熱心な努力の後に達成された。チーク林業が秩

序ある管理制度下に置かれるに至つた一九一三年には、チーク以外の樹木の伐採に對する保護と調整の必要が痛感されるに至つた。その結果、附帯規定を持つ一九一三年のチーク外木材法が公布された。當時における政府の政策は主として、林域の保護及び保存よりは寧ろ貴重樹種、保存に向けられてゐた。従つて、言葉の眞の意味における保有林は作られなかつた。前記の法令によれば、貴重樹木或は最も需要のある樹木は保有樹木とされ、斯かる樹木の伐採はその樹木に對する最低可伐樹周限度を規定する許可無しには禁止されてゐる。林域に對してよりは寧ろ個々の樹木に對して保護を加へるこの政策は、この國が未だ多少とも未發展の状態にあつた當時には、満足に行はれてゐた。しかし、一九一三年のチーク外木材法が實施されて以來、國の人口は除々に増加し、交通機關が著しく發達した結果、森林の伐採並びに有用林野への耕作の蠶食は益々驚くべき程の大いさに達し、個々の種類の樹木に對する法律による保護のみでは、森林の永存にとつては益々不適當なることが明らかとなつた。しかし、或る解し難い理由から、森林保存に關する法律は現政體の成立に至るまで、眞面目に考慮されなかつた。森林の保護及び管理が完全に效果的に行はれ得る基礎をなすこの森林保存の缺陥が、タイ國の或る種の最も有用な林域の惡化及びこの國における林業の緩慢な發達の主要な原因であつた。

以上の事實を認識した現政府は、人民代表議會における猛烈な反對を受けた後に、森林保護及び保存に關する一法律を一九三八年に可決した。斯くて、この國における健全な山林政策の基礎が置かれた。

二

その構成が如何にあらうとも、その位置が何處にあらうとも、森林はそれが社會に對して絶えざる利益を齎らし得

るような状態にある場合にのみ眞實の價值を持つものである。しかし、保有林として保存され、區劃され、組織的に管理され、適當に保護され、更に最も重要なことは、面積が減少されずに保持されないならば、森林は社會に利益を齎らし得るような状態にはなり得ない。森林保護の結果が明らかとなるには長い年月を要するだらう。若し斯かる森林の永存に對する保障が與へられ得ないならば、森林の產出力を改良し或は維持せんとすることは、時間、勞働及び貨幣の單なる浪費である。

三五萬平方キロの森林を有するタイ國は、現在その人口の要求を充たして餘りある林野を有してゐる。國の發達は農業及び開拓地に適した土地が益々切り拓かれることを早速必要とするだらう。しかし、適當な林野面積が人口の現在並びに將來の需要を充すために維持されねばならぬ。他の森林もまた輸出に向けるため、並に河川の保存及び浸水の防止、其の他の保護上の理由のために、保持されねばならぬだらう。現存森林面積の少くとも五〇パーセントは絶えず森林として保持されることが必要であると看做されてゐる。そして、これらの面積は決定的に保有林となるだらう。

タイ國においては、森林を保存するための對策が次の如く順次採用された。

地區或は縣の地區森林事務所は地方當局と協議して、保存さるべき森林を概略的に指定する。規定に基づく調査及び公示の後、これらの森林は官報上に保護林として告示される。保護林においては、何人もその土地に對する所有權を主張し、森林を採伐或は焼拂ひ、且つ耕作を行ふことを許されない。しかし、保有林以外の木材を切り出し且つ林産物の採集を行ふことは何等の干渉を受けない。

これらの保護林は、適當な時期に至れば、若しこれらの森林が次の範疇の何れかに屬するならば、保有のための十

分な検査が行はれる。

五四

- (一) 高地、及び殊に森林が河川の上流にある場合には山嶽に存在する森林。
 - (二) 河川の沿岸及び浸水の危険ある懸崖或は險阻な傾斜上に存在する森林。
 - (三) 地質が農耕に適せざる平地に存在する森林。
 - (四) 屢々海岸附近及び湖沼の周邊の如き浸水地に存在する森林。
 - (五) 貴重材となる樹木を含む森林。
 - (六) 木材及び燃料を供給されることが必要な村落及び部落の附近に存在する森林。
 - (七) 都市或は保養地の附近に存在する森林。
 - (八) 狩獵地となるに適する森林。
 - (九) 防風及びその他の保護目的として必要な森林。
 - (十) 國境より一定距離内に存在する森林。
- 或る森林が保有林となり得る以前に、その範圍が測量され、且つ必要な場所には境界が劃定されねばならぬ。地方住民の權利及び特權もまた調査され且つ登録される。更に規定に基づく告示の後に、その森林は保有林として官報に記録される。保護林と同様の制限を持つ以外に、保有林はまた監視無しに家畜を放牧することの禁止及び許可無しに如何なる種類の木材或は林産物をも採集することの禁止の如き若干の禁止を課せられてゐる。しかし、正當な所有者に對しては自由木材及び林産物の家内消費のための下附、道路及び水流權等の如き若干の權利が與へられてゐる。

三

政府は保護及び保有林創設においてその山林政策の確固たる基礎を置いたに拘らず、その森林の效用及び品質を高揚するための一定の政策を決して看過してゐない。これらの目的を達するためには、森林は適當に保護され且つ一様の產出基礎の上に置かれねばならぬ。

森林保護の方面において、政府は漸次林業局の勤務員を増加した結果、現在では(ゴム統制分局の勤務員を除いて)その數は約八八〇人に上つてゐる。甚だしい盜伐の行はれてゐる地域には規則的な森林警察監視制度が設立され、且つ機會ある毎に適當な演説及びラヂオ放送によつて森林事情に關して人民の啓蒙が行はれてゐる。時代遅れとなつた現林業法は改訂され且つ新林業法に併合されようとしてゐる。この新林業法は次期の國民議會に提出される筈である(今議會において現在討議されてゐる——譯者註)。

森林と多かれ少かれ一様の產出基礎に置くために、より有用な森林の伐採を規制し且つその產出力を改良するため伐出計畫が建てられつゝある。全てのチーク林に關しては現在規則的な伐採計畫を準備中であるが、伐出計畫が作成され或は現在伐出計畫の下にある他の型の森林としてはマングローブ林、常綠二羽柿科林、鐵道燃料及び枕木供給林がある。

貴重樹種の割合を増加するために、三、〇〇〇ライのチーク及び四、〇〇〇ライの其の他の樹種の年度植林計畫が現在企劃されてゐる。且つ、より有用な樹種の自然再生を保障するための方法が發達しつゝある。現存森林の改良もまた無視されてはゐない。全てのチーク林において規則的な纏繞植物の清掃が行はれ且つそれらの内のより接近し易

ことなしに最大の収益を齎らすようになすことである。この政策の遂行において、政府はチーク林の借受人其の他に與へられる許可の形態を改組した。伐出木材に對して支拂はるべき伐採税の他に、森林の保護及び改良のための特別プレミアムがまた課せられてゐる。政府はまたチーク林伐出作業におけるその活動を増加した結果、チーク總產出額の約五パーセントのみの伐出作業から、現在では政府の伐出作業は約二五パーセントに及んでゐる。政府はまたその製材場を經營し、そこから木材が政府機關の諸局に供給され、更に輸出に向けられてゐる。木材及び林產物の效用に關する研究もまた行はれ、その得られた知識は機會ある毎に公衆に普及されてゐる。タイ國の木材及びその他の林產物のより廣範圍な利用を促進するための博覽會が毎年地方の定期市及び海外において開催されてゐる。

月、その國の山林政策は、それが國民に對して林業上の意識を教化することを目的としなければ、完全ではない。タイ國は森林事情に關するパンフレットの配布、林業雜誌の發行、林業博覽會及びラジオ放送によつて、この最も重要な任務に着手したばかりである。少年向きの林業入門書もまた準備中である。保養林及び樹木園のための敷地が適當な場所に選擇中である。その結果、人民は森林に對してより親しみを持つようになり、直接に森林の重要性和職能

とを學ぶことが出来る。

以上に概略的に山林政策を述べることによつて、政府がタイ國の森林を國の貴重な且つ無盡藏な財産となし、更に後世に遺す相續財産となす義務をよく遂行するであらうことを希望する。(Thailand Today, June, B. E. 2486)

對日三十種主要商品月別輸入統計

バーンコーク・タイムス、七・一七、八・一二、九・五

麥	六、二〇三	一、五八一	三、一二七	一〇、三七四	九、六九九
卷煙	一、二三五	一一七、一九五	九五、八五二	五一、九四一	七〇、六五七
化學製	六、九六二	八二、〇二三	一一、〇四七	六九、九〇三	三四、四五三
炭板	八二、一七三	七二、六二七	一一、六一一	三八、二六〇	一一、一九四
電鍍金	七、三六六	一二、九六〇	二八、四三二	三三、二六六	二二、九七
針	一六、八八	一二、七六七	一、一八四	二四、七四〇	五、二一五
自動車及オートサイクル用タイヤ	一、五八三	一、四四六	一、一八四	六〇一	五〇〇
自動車用タイヤ	七一	一、一八七	四八一	二、〇一七	三、三四四
轉車					

同	チ	六六五	一〇一九	七二六	二、〇八九
繪	具	一一四	二、〇八三	六、三三八	三、〇三一
化	粧	二二三	八七〇	七六二	四、六八四
化	粧	一一九	五	七九	
煉	水酒	二四、九二九	三五、六五四	一一九、〇〇八	五九、六〇五
粉	乳	二、四九七	八一		一一四、〇二四
ワ	イ				
マ	ニ				
化	粧				
軟	鋼				
茶	條				
コ	ッ				
コ	ッ				
白	金				
生	金				
色	染				
色	綾				
人	絹				
縫	糸				
合	計				

盤谷港タイ米輸出月別統計

バーンコーク・タイムス、六・二、七・一七、七・二九、八・一二、九・二二

一、實	一九四〇年	一九三九年	一九四〇年	一九三九年
1、數	順	順	順	順
量				
一九四〇年十一月	一〇六、〇〇一・二一	一七四、七二二・四六	一、七五二、二〇〇	二、八八七、九九七
十二月	八二、二八七・三五	一四〇、九六九・六九	一、三四三、六八〇	二、三三〇、二二九
一九四一年一月	一九四一年	一九四〇年	一九四一年	一九四〇年
二月	一二〇、九八九・五三	一六六、九〇九・二六	一、九九九、九五七	二、七五九、〇一三
一九四〇年十一月	一四四、八六九・二七	一五一、九四二・二二	二、三九四、六八七	二、五一一、六〇五
2、價	格	格	格	格
一九四〇年	一九三九年	一九四〇年	一九三九年	一九四〇年
十一月	九、三六一・二〇	一〇、三六五・〇三	一、三六五、〇三	一、三六五、〇三
十二月	八、四八五・六〇	八、七九一・八六	一、九四〇年	一、九四〇年
一九四一年一月	一四、〇七〇・八六	一、一四五、八〇八	七・〇三	七・五八
二月	一六、七二五・七五	二〇、六二七・〇二	六・九九	七・六八
五九				

3、右輸出國別百分率

日 本	支 那	英 領 馬 來	英 領 北 婆 羅 洲、關 領 印 度	南 亞 聯 邦、荷 領 亞 弗 利 加	濠 洲、紐 西 蘭 及 米 國	英 本 國
十一月	一九三五	三〇七六	四一・七三	一・五〇	一・五八	〇・六六
十二月	二五・三七	四一・五九	三九・五四	一・四五	二・〇二	〇・〇三
一 月	三三・九六	四一・〇九	二二・一〇	一・〇七	〇・六七	〇・一一
二 月	三五・五三	三三・五九	二五・一九	〇・四〇	三・四八	一・七七

六〇

4、一九四〇年十一月に終る一ケ年間の實數量及價格

十 一 月	十 二 月	一 月	二 月	三 月	四 月	五 月	六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	合 計
數量 (擔)	二、三三〇、二二九	二、七五九、〇一三	二、五一一、六〇五	二、一六四、〇一四	一、八〇〇、四三二	二、五三四、二七五	三、一〇四、三三四	三、一四三、四一八	二、六三七、五一六	一、九九四、三三八		一、四四七、七七一
價格 (銖)	八、七九一、八六二	一一、一四五、八〇八	一〇、六二七、〇二五	九、〇二九、〇六九	七、四四四、〇四九	一〇、五八〇、〇三〇	一三、二九五、二七七	一三、六九四、三五六	一一、九〇四、七三二	九、四五七、一八五		七、〇七六、六六六

十 一 月
十 二 月
合 計

一、四四七、七七一
一、七五二、二〇〇
二、八一七、九一五
(一、七〇四、七二八噸)

七、〇七六、六六六
九、三六一、二〇一
二、三、四〇七、二五〇

二、概 算

1、數量並價格

四 月	五 月	六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	合 計
數量 (擔)	一、八五六、三五五	一、三七六、一一〇	一、四〇四、六二九				一、四四七、七七一
價格 (銖)	一四、〇九一、二八八	一〇、二四八、六五二	一〇、九〇七、五五四				七、〇七六、六六六

2、右輸出國別百分率

日 本	支 那	英 領 馬 來	英 領 北 婆 羅 洲、關 領 印 度
四 月	一〇・四六	六〇・五四	二八・九一
五 月	五二・三五	一九・三三	二七・五六
六 月	五七・二七	二八・二三	一三・五八

タイ國銀行營業狀況

タイ國大藏省發表

六二

一、債務之部

三	四	五	六
國內要求拂債務 國內期限付債務 國內銀行營業に依る對外要求拂債務 國內銀行營業に依る對外期限付債務 資產超過債務	七六、七八四、七〇〇・二八 一五、五六三、七二・四五 一三、四二九、六二九・〇七 八、五五二・二八 一一、一五九、九六〇・五九	七六、三五八、九一六・〇四 一五、六六三、四九二・一八 一二、二八三、三三〇・八三 六、六二五・五一 一一、〇三三、〇二七・〇八	七九、一五一、〇四八・二三 一五、五七八、四六一・二八 一六、五六五、〇四八・五五 二四、五〇八・一三 一一、二九〇、九二八・九三
合 計	一〇八、三二八、五九九・三	一一六、九四六、五五三・六七	一二二、六一〇、〇三一・〇二

二、資産之部

三	四	五	六
國內保有金地金 外國紙幣貨幣 タイ國紙幣 タイ國補助貨幣 其他銀行に對する預金	五八二・八五 八九、四九九・〇五 一〇、六八一、六九二・〇〇 一九、二五九・八一 九、二五九、〇六九・〇三	五八二・八五 七〇、五三八・〇四 一四、二六〇・一〇〇・〇 三三、三八三・二六 九、二〇九、五七八・三五	五八二・八五 五八、九三〇・一四 一三、四一一、八八一・〇〇 二九、四九八・〇二 八五、四六八、八六四・〇〇

國內銀行營業に依る國外債券

甲、ロンドン	六、七四〇、〇五三・四八	四、一七一、八九三・三二	三、五三四、五九一・三二
乙、香港	八、〇〇四、五一五・四六	八、五八五、四三三・六〇	六、九四六、一一一・〇七
丙、シンガポール	五、〇九七、〇四六・〇六	五、〇〇一、六四一・四〇	三、八〇三、九〇五・九二
丁、其他	一二、三五〇、六三三・三三	一一、三二六、六九一・三八	一一、三五六、七六二・五〇
貸付	五、九六〇、〇〇九・五七	五、八四六、九三九・二二	五、九二〇、一六五・九七
甲、國內不動産擔保貸付	四六、一四三、一七七・〇四	四三、八八二、一〇七・二〇	四八、九七七、二八八・七三
乙、其他	一、五〇二、一七〇・七四	一、七五九、〇二七・一七	二、〇二九、六九四・八七
受取手形	六、六三三、九二〇・七六	六、六三三、九二〇・七六	六、六三三、六八九・四七
國內産業貸付	一九九五、八〇九・六八	一九九五、八〇九・六八	二、〇六五、七五九・六八
甲、タイ政府及政府貸付	一、八一九、九六四・三〇	一、八〇〇、七〇〇・三〇	一、七四七、六二二・三〇
乙、其他	六四九、一四九・五一	六五五、一二六・二一	六二四、六七三・二八
債権者より譲渡されたる不動産	一一六、九四六、五五三・六七	一一五、一九〇、三八一・六四	一二二、六二〇、〇三二・〇二
建物其他	一一六、九四六、五五三・六七	一一五、一九〇、三八一・六四	一二二、六二〇、〇三二・〇二
合 計	一〇八、三二八、五九九・三	一一六、九四六、五五三・六七	一二二、六一〇、〇三一・〇二

(バーンコーク・タイムス、五一五、六一六、七二九、九一一)

六三

タイ國庫準備金

タイ國大藏省發表

	四 月	五 月	六 月	七 月
一、國庫現在高	二、六三三、〇七二	二、三三八、二七〇	二、三八六、三四五	二、四二二、六九二
二、特別支出準備金	四、〇一八、九九四	四、二二七、四六一	四、五五七、二五六	四、八四一、四七九
三、預金				
甲、政府各機關及公共機關	一九、六三七、四七〇	二四、八三〇、八六九	三一、二九七、五六〇	三三、四〇三、三一〇
乙、貯蓄銀行	一五、五七五、三四九	一五、五八七、八九一	一六、五八七、八九一	一六、七八九、一三一
四、公債準備金	一〇、六二二、六一五	一〇、二七〇、六一五	一〇、一四七、六一五	九、九九三、九五三
合 計	五二、四八六、五〇〇	五七、二六五、一〇六	六四、九七六、六六七	六七、四五〇、五七〇

(バンコク・タイムス、七一、七一三、九一二、九二四)

タイ國關係雜誌記事

本協會編

八 月

○最近泰國の動向に對する邦人の發展	大山周三	海を越えて
○タイ國に志す人々へ	星田晋五	〃
○タイ語講座(一)	タイ語研究室	〃
○泰國貿易の檢討	横田康夫	ダイヤモンド
○泰を繞る東亞問題	細川忠雄	〃
○泰を繞る英米の謀略	村井大三	高雄經濟情報
○泰國經濟概勢	リライ・アベック	〃
○泰國輸出入稅率表	伊知地喜進	改造時局版
○泰國の昨日と今日	郡司喜一	〃
○漫歩泰	藤岡啓	新亞細亞演
○タイ史話フォールコンとその妻(五)		
○泰佛印の現狀を視る		

- 南部タイを行く
- 停戦下盤谷の二週間(一)
- 泰國 寸 描
- 泰國々立圖書館
- 日泰文化提携に關する所感
- 泰國の歴史的發展
- 泰國及土耳其獨立運動的經緯(華文)
- 泰 伊 介 紹
- 危機に立つ泰國の動向

九 月

- 泰佛印近情
- 蘭印から泰へ
- 泰國の映畫
- 日本・泰國・英米
- 泰國をめぐる各國の宣傳戰
- 最近の泰國と列強
- 停戦下盤谷の二週間(二)
- 危局に立つ泰國財政金融

タウイン・セターバニッチャカーン

T・T・生
福 田 耕
山下 太郎
山形 三千雄
トリッテル
能 夏 勤
學 動

飯 泉 良 二
板 垣 與 一
林 大 學
藤 岡 新 平
パシフィック・アフェアズ紙
T・T・生
木 堂 經 夫

六六

南 支 南 洋
東 亞 經 濟 月 報
揚 子 江
圖 書 館 雜 誌
國 際 文 化
國 際 パンフレット通信
中 華 青 年
新 華 輪
東 洋 經 濟 新 報

海 を 越 え て
大 亞 細 亞 主 義
東 亞 經 濟 月 報

- 盤谷七月中經濟市況
- 南 泰 旅 行 記
- タイ史話 フォールコンとその妻(六)
- 日泰間に借款成立
- 南方の噴火口「泰・佛印」を見る
- 泰佛印事情
- 泰國貿易に於ける日本の地位
- 泰國の貿易、投資政策一般
- 泰・佛印・新嘉坡
- アンコールの遺蹟
- 新興タイ産業の新秩序
- 佛印・泰・蘭印の動向
- 泰國經濟の基調
- 泰國の諸民族
- 泰國の華僑制壓
- 日泰友好關係の促進
- タイ國憲法祭博覽會
- 泰國往何處去(華文)
- 最近泰國市場の動向

横 山 清
郡 司 喜 一
東 朝 所 載
藤 岡 清 啓
黒 田 清
岡 崎 三 郎
吉 川 逸 治
中 原 利 一
伊 知 地 進
土 谷 勝 治
松 本 忠 雄
臺灣總督府情報部

六七

貿 易 組 合(四五號)
新 亞 細 亞
東 亞 經 濟 月 報
文 化 日 本
國 勢 グ ラ フ
錦 輪 月 報
改 藝 春 秩 造
文 藝 進 代
現 外 經 濟 概 觀
興 亞 時 代
東 亞 經 濟 概 觀
部 報(十五日號)
國 際 文 化
政 治 月 刊
東 洋 貿 易 研 究

○泰國の鐵血宰相ルアン・ビブン
○英國に奪はれたタイ國領土

十 月

○泰國に於ける英國經濟勢力
○泰國交通瞥見
○泰國最近の農業問題
○泰の元寇
○包圍下タイ國の動向
○泰國の資源問題
○泰の海運振興とソンクラ港修港
○泰國ものがたり
○タイ國華僑の特性
○盤谷と華僑
○タイを撮影する
○タイの近代劇
○タイ國柔道使節
○タイの戰略的價值
○泰國の華僑の現勢と將來

宮原義登 渡邊源一郎 吉田榮太郎 前田信次 我妻隆雄 吉田榮太郎 渡邊源一郎 田澤丈夫 城田平祥 開田靖一 松井政一 開田靖一 石黒敬七 直木忠雄

國際評論 現 代 進 洋

○タイ國の内閣改造
○嵐に立つタイの實相
○タイ史話フォールコンとその妻(七)
○泰の惱みに關する諸問題
○白象神祕物語(上)
○泰國の近狀
○泰に望む斷の一字
○英米壓制下の東亞諸民族の生活破産特輯(タイ)
○泰國の脅威・英米・日本・泰國の態度・石油
○タイは中立を堅持し得るや
○臨戰體制下のタイ
○タイ民族の黎明
○泰國とビルマの國情
○タイ國を語る
○泰國の現勢とその大容
○泰國に於ける新舊文化の社會層
○泰國の華僑
○泰ごころ
○タイ國に於ける日本人の華僑の生活

藤岡啓 鳥越新 郡司喜一 大山周三 田澤丈夫 森本繁夫 西村一夫 松永彦雄 石川昌彦 入江六郎 川端福一 林通雄 大山周三 S・O・周生 井出季和 磯部美知 星田晋五

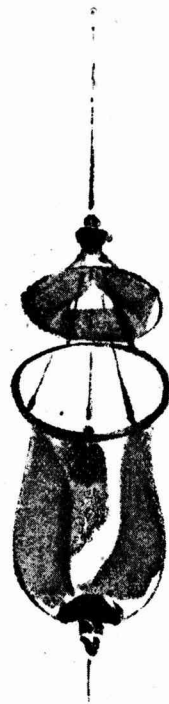
大 洋 新 亞 細 亞 主 義 大 亞 細 亞 主 義 觀 光 世 界 週 報 (四 日 號) 大 陸 往 來 東 亞 解 放 興 亞 海 を 越 え て

○タイ結婚式雑話
○タイを描く文化映画
○泰國藝術小考

宮原義登
永野良三
京極千賀彦

七〇
海を越えて
〃
〃

苑 雜



日本タイ文化研究所の創立と事業

星 田 晋 五

創 立 の 経 緯

タイ國に日本語および日本文化普及の計畫を昭和十二年十二月はじめて聞いたが、それなり話はやみ、翌十三年三月にいたり私はタイ語の學習を始めることとなり六十時間餘のタイ語知識で、七月上旬には早や東京を後にし、途中伊勢神宮に参拜し、大阪にきた所、をりから大風水害と便船徴用で漸く七月廿日神戸出帆、七月卅一日バンコクに上陸したのであつた。

之より先、東京芝の日語文化學校の松宮一也氏が七月十日來着、文化研究所をバンコクにある日暹協會のもと

に開設するにつきシャム政府・日暹協會・日本人會關係者と一般的諒解を得、九月十日には歸國の途につき、そのあと之を實際に具體化し實現する仕事が残された。私は之に當つた譯であるが、その場所がきまつたのは漸く八月半すぎの頃で、廣大な庭園のある建物はどうしても郊外に離れ學生の通學不便になり、交通便利な所は建込み、結局、現在の庭はないが建込まない官廳街で交通至便の王城の西北角、ナブララン路廿一番地に卜したのであつた。將來都市改良の時は、或ひはあの河畔に廣大な敷地を内庭として得られる可能性もない様である。

八月卅一日御料局に家賃借手續を了し、九月一日より修繕改裝の工事の入手を始めた。しかしてこの文化研究所は原案は「日本文化研究所」であり、これは先頭來朝された當時の無任所大臣兼藝術局長ルラン・キテットワータカイン氏が親しくベンをとつて書いた名付親であるが、兩國文化の相互提携を意味するため「シャム・日本文化研究所」とし、さらに國名改稱とともに「タイ・日本」では「大日本」にまちがひ易く、「日本・タイ文化研究所」NIPPONTAI-BUNKA KENKYUSYO (タイ名サターン・スクサー・ワタナターン・ジープン・タイ、英名 The Institute of Japano-Thai Culture) となつたものである。

さきにはバーンコークの日本人會の事業として昭和十二年に日本語講習會が行はれたが、日本外務省文化事業部助成により日暹協會のもとに(一)日本文化乃至事情の宣傳紹介と(二)日本語普及の實行機關としての文化研究所を開設し、その事業の一翼たる日本語普及にはタイ國文部省私立學校令により學校機關をもたねばならず、こゝにこの研究所の中に「バーンコーク日本語學校」BANGKOK NIPPONGO GAKKO (タイ名ロングリアン・パーサー・ジープン・バーンコーク英名 The Bangkok Japanese Language School) が併設されたのである。



日本タイ文化研究所の圖書館

一方、家屋の修繕改裝の設備工事と、一方、學校機關の組織とが、私達に分擔された仕事で、松宮準備員が歸國するや、全く最初よりの着手で、先づ第一に私立學校令の書き寫しを始める事からであつた。法律制度を知らず國情が判らず知己が無く、通譯はなく、助手はなく、路を知る運轉手をもたず、たゞホテルの電話と辻車と地圖によつて、あちこち探りながら、かけ廻るのであつた。番地のない家、町名のない地圖、地圖のわからぬ巡査、古くても確實な基礎事情を知らぬ在留人、萬事みづから現實にぶつかりこの間、非常な困難や滑稽な挿話もあるが今は措かう。

私立學校令によれば、學校は校主・理事・校長・教員の四要素よりなり、先づ校主たるべき人を當時の日暹協會々長ブラヤー・サリデイカーンバンチョン氏に交渉し承諾を得、次いで校長を定めたが、教員を求めるに當時は日本語をかたる教師で、規定の資格あり勤務の暇ある人を數名揃へるは容易でなかつた。又、事務員をさがした時は親日印度人が申込んでくるかと思へば、反日支那人の揶揄的投書もきた。文部省令は詳細に規定し、窓の數、時間表の作製、祝祭日の取扱等々煩雜を集めてゐたが當局と折衝し、學校規定を作り、教程を編み、教材を整へ、帳簿を誂へた。それに

創業の事として諸の事情が一緒になつて前後順序が錯綜して臨機と振合を必要としながら、而も一定の目標に進めて行かねばならなかつた。かく學校組織の仕事に猛進してゐる途中、一方設備工事については設計の變更や不明瞭のため豫算以上に手違ひを生じ、十月十日以後はこの家屋改修の仕事の方も背負ひこまなければならなくなつた。十一月からは開校といふ意気込みであるのに十月半も過ぎて未だ目鼻もついてゐない設備工事の方も加はり一人では手も廻りかねる有様であつた。忘れもせぬ、學校認可申請書には家屋を學校に使用する家主の承諾署名を要し、家主たる御料局よりその署名を得るに、當局のいふがまゝに一週間に十回足を運んで漸く署名を得たのであつた。資格免狀下附には、校主・理事・校長など今更文部省官吏の前に呼び出され、姓名、犯罪、惡病の有無など訊かれるのであつた。

昭和十三年十一月二日遂に文部省より認可下附、それで「バーンコーク日本語學校」と始めて街頭に看板を掲げ、丁度明けて十一月三日の我が明治節、獨りひそかに、樓上にあがつて、遙か東方を拜して今日あるを感謝した時は何ともいへぬ静けさを感じた。門前には附近の支那人やタイ人が怪訝な面持で看板を読んでゐた。

九月十日私が後をうけて五十日、學校開始の準備はできたが、タイ國の方では第二學期休暇や憲法祭も目前にせまり授業の開始には適當ならず、タイ國の學校と歩調を合すべく第三學期始業規定期日の十二月廿一日より開始といふ事になり、それまでは更に設備の充足を計つた。圖書室の書棚や社交室の家具などの運ばれたのも、それからであつた。

いよ／＼昭和十三年十二月廿二日、日本・タイ文化研究所が開所された。日暹協會は從來一タイ人私宅に置かれて

あつたものを、こゝに初めて會館内に事務所をおくことになり、この日は實に日本・タイ協會（タイ名サマーコム・ジープン・タイ）（當時の日暹協會（タイ名ジープン・サヤム・サマーコム））の開館であり、研究所の開所であり、バーンコーク日本語學校の開校でもあつた。僧侶の開式に始まり、第二攝政チャオブラヤー・ピッチエーンヨーティン（は親しく協會の看板の幕を開かれ、文部省學務局長ラデグビーセークソナクーン殿下に日本語學校の看板の幕を開かれた。なほ日本語學校新入生は教室において第二攝政に閱を賜つた。外務大臣チャオブラヤー・シータムマ・ティベーツ、村井駐暹公使、前文部大臣、チャオブラヤー・タムマサックモントリ、前駐日公使ブラ・ミトラカムラクサーなどの臨場のもと、こゝに華々しく研究所ならびに日本語學校は生れたのである。

日暹協會には十二名の役員會あり、研究所には文化事業に關し六名の委員會おかれ、協會と研究所との間に密接な連絡がたもたれた。

日 語 教 授

日本語學校は、開校當初、生徒收容力は百五十八名であつたが、十二月一日受付開始二十日締切までに入學志願者三百十六名にのぼつた。志願者は官公署員、學生、軍人、商社員、教員、僧侶、巡查、看護婦などであつたが、昭和十三年十二月廿二日より昭和十五年三月卅一日まで第一學年度内における志願者總數は五百九十二名（内第一學期四九〇名、第二學期六九名、第三學期一四名、第四學期一九名）に達し、その中より銓衡されて入學し、途中退學または補缺しながら、とにかく在學したる生徒總數は第一學年度間二八八名（内第一學期一七二名、第二學期七十七名、第

三學期二五名、第四學期一四名)であつた。

〔註〕タイ國の學年は文部省令により全國一齊に五月十七日始業であるが、この場合は途中新設開校の都合上、第二學期始業日である十二月廿二日より始め、従つて第一學年度だけは四學期となつた。〕

七六

これら生徒の職業は、官公署員九六(内、國防省二六、軍人二〇、其他六、文部省二〇、經濟省二〇)内、本省七、電話局七、放送局三、鐵道局三、內務省一〇、農務省八、大藏省五、司法省二、宮内省三、議員事務局二、學生六三、無職(中等校卒業生)五七、商社員三三、教員二〇、巡查七、看護婦七、醫師五、僧侶一、合計二八八、その性別は男二二九、女五九、合計二八八、その年齢別は一三―一五歳、一八、一六―二〇歳一〇六、二一―二五歳五四、二六―三〇歳四七、三一―三五歳一四、三六―四〇歳八、四一―四五歳〇、四六―五〇歳一、合計二八八次に生徒動態を記すに、

學期	第一期				第二期				第三期				第四期				合計
	自十一月十一日 至三月廿四日	自十一月十一日 至三月廿四日	自十一月十一日 至三月廿四日	自十一月十一日 至三月廿四日	自五月十七日 至八月十七日	自五月十七日 至八月十七日	自五月十七日 至八月十七日	自五月十七日 至八月十七日	自九月一日 至十二月一日	自九月一日 至十二月一日	自九月一日 至十二月一日	自九月一日 至十二月一日	自十二月廿四日 至三月廿六日	自十二月廿四日 至三月廿六日	自十二月廿四日 至三月廿六日	自十二月廿四日 至三月廿六日	
學期初	一五八	六〇	一一二	一三	六〇	一一二	一三	六〇	一一二	一三	六〇	一一二	六	一四	二二	一三〇	
途中退學	一一二	一三	六〇	一一二	一三	六〇	一一二	一三	六〇	一一二	一三	六〇	一一二	一三	六〇	一一二	
途中補缺	一四	七	二五	一四	七	二五	一四	七	二五	一四	七	二五	一四	七	二五	一四	
學期末	六〇	一二四	八五	七													

しかして、日本語學校生徒中の渡日者は昭和十五年三月卅一日までの第一年度中總計二四人は左の方面に進んだ。

計	女	男	職業										計
			醫科	齒科	獸醫	罐詰	工藝	電氣	棉花	看護	保姆		
計	二	三	一	一	一	一	二	二	一	六	六	六	二四

要するに各職業各年齢を通じ男女とも大體百名内外の生徒を收容し毎日七、八十パーセントの出席率をしめし、その中には齡すでに五十歳に近い者もあつたが、それは日支事變最中、華僑の抗日意識熾烈で、日泰和親條約や國境紛争調停以前で、英佛勢力に盲目的に眩惑せる頃であつたが、日本に對して漸く起つた興味と、日本語學習により何等かの好機や特典もあるだらうといふ期待によつたものであらうが、それ故に一時は官吏大學生など優秀な生徒も集つたが何分、日本よりの出資は微たるもので奨學金もなく、有能野心の士は一人去り二人去るに至つたが、今日、日泰和親條約締結、東亞共榮圈確立に伴ひ、早くも昭和十五年五月には支那人二名の入學を見たが、志願者は激増し、有能の士も集り、今や生徒數二百餘に及んでゐるといふことである。

一 般 事 業

文化研究所は日本語普及の外に諸の文化事業を行ふ。研究所には外務省はじめ有志の方面より數多の圖書、繪畫、音譜その他の寄贈をうけ、その圖書室に多數の圖書を備へてゐる。又、社交室にはラヂオ及び蓄音機をそなへ何れは簡易な喫茶の設備も考慮された。こゝには日本―タイ協會々員はもとより日本文化に關心を有する者、日本語學校生徒また在留日本人も歡迎される。

七七

圖書閱覽帶出

七八

昭和十四年七月日本外務省より寄贈された約八百冊の圖書の外に各方面よりの寄贈および購入の書籍雜誌新聞をもつて圖書室をうづめ、藏書目録も作製し各方面に配布し、日本タイ協會々員、日本語學校生徒その他に閱覽の便をはかり、必要の場合は許可を得て帶出の道もひらき、昭和十四年九月一日より昭和十五年三月卅一日までの第一年度間には、帶出圖書數一一九冊あり、帶出圖書數タイ人六四件、日本人四八件その他七件、合計一一九件、圖書種別によれば、精神科學二、社會科學三、自然科學二、日本五、タイ國四、南洋二、滿洲支那一一、地理歴史六、産業三、醫學藥學一、文學三〇、語學二、藝術一〇、兒童二五、學校九、年鑑事彙四、合計一一九冊である。

レコード貸與

昭和十四年七月外務省より約百四十枚その後國際文化振興會よりも寄贈、その他購入のレコード多數備付け、最初の程は豫算の都合で、レコードはあれども著音機がない始末で、日本語學校生徒達は遂に家からポータブルを持参し聞く有様であつて、何とかしてレコードの有効な利用法を考へ、學校、團體、映畫館、公園、日本タイ協會々員などに、それらレコード目録を製作配布し、申込によりては、レコードを貸與する方法を開き、一流映畫劇場で一ヶ月に亘り利用し、或ひはタイ國名士の試聽に使用することあつたが、昭和十五年一月漸くラヂオ著音機を設備し得て、社交室にて任意に、或ひは館内の諸會合毎に、日本およびタイレコードを樂しむ様にした。昭和十五年三月卅一日までの第一年度中レコード貸與件數二十七。

日本ニュース放送

著音機も得られない豫算ではラヂオも設備できず、折柄、タイ國憲法祭博覽會日本館に出品の日本製ラヂオを、日本技術を代表するラヂオとして望んだが到底適合せず、昭和十五年一月漸くラヂオ著音機を設備し得て、これによつて極力、日本よりの放送を聴取する様にとめ、殊に日本の海外ニュース放送は樓上に擴聲器を取付け、街頭に放送し一般の聴取に便した。

日本海外放送番組配布

タイ國においては、短波受信機使用自由なれば、日本放送も廣範圍にわたり聴取可能なれば、タイ國宣傳局ラヂオ課につき短波受信器所有者を調査し、それらに日本海外放送番組月報を配布する道を開いた。初めは宣傳局において日本より一定時に何か秘密放送をするに非ずやなどとの滑稽なる誤解もあつた。

日本映畫觀覽

日本映畫を會館内において映寫する設備をもちたきも、創設當初は未だそこまで手が延びず、又他に室をかりて映寫する費用も、フィルムも無く、然し乍ら、日本映畫觀覽の便を考へ、日本人會における時々の映寫の陪觀の道を頼み、日本タイ協會々員へ案内、又は日本語學校生徒を引率した。昭和十四年三月十日以降昭和十五年三月卅一日までの第一年度において、日本ニュース映畫文化映畫など日本人會庭に參觀したる事七回に及んだ。

七九

講演會開催

日本事情をタイ人に知らしめ、日本人もタイ事情を知る講演會によつて、從來、各自が分散的に、無責任な斷片的知識を得るをやめ、識者の責任ある組織的系統的知識を得る機會が必要であり、さし當り、第一回として、日本より歸國のタイ留學生による「日本の教育と大學生活」につき講演會を催した。

日本語學習週刊發行

日本語學校における教材による日本語以外、日常時事の取扱により、實際語の習得と同時に日本事情を解説し自然に日本タイ人間の日常の話題に便ならしめるため、日本語學習週刊新聞「日本語のしをり」を昭和十四年十月三日より一週一回、時に臨時號を發行し、第一年度中第廿五まで發行號した。日本飛行機の飛來に際して航空用語を、日本代議士團の來訪に際して議會の組織解説を、紀元節の祭日には臨時號によりその説明をといふが如きである。

職業紹介

日本語學校生徒の就職は大いに開拓すべきであるが開校日尙淺く未だ日本語をもつて就職する程の語學力なく、急には望み難かつたが、研究所が在留日本人にも大いに利用し得らるゝ機關たるべく努め、日本語習生はもとより一般の就職を斡旋し職業紹介の事務を開始し、幸ひ日本商社よりの要求にこたへ、日本人側へタイ人を職業紹介する機會を得、昭和十五年三月卅一日までの第一年度中求職二二、求人八、就職六、未就職一六の成績を得た。

タイ語家庭教師紹介

日本語學校生徒が成るべく日本人に知友を得る機會を得せしめると共に、日本語を出来るだけ習熟する便を與へるためタイ語教師の紹介を案出し、同時に不案内な日本人が多額の授業料を拂ふに對し一定の標準を作つた。

求職三三、求人一五、就職一三、未就職二。

渡日斡旋

日本語學校生徒その他一般タイ人に日本語或ひは渡日就職の斡旋をなし、第一年度中においては二件、五名あつた。

圖書出版

音樂博物館創立委員黒田隆朝氏は、南洋樂器蒐集にタイ國に來りたるを機とし、タイ國博物館内にある樂器を具さに研究、遂にその成果を得て、藝術局長、ルラン・キチット・ワータカーン氏にその校閱を願ひ、なほ氏の序文を得て出版、各方面に頒布し、タイ國の文化の紹介にも資した。

日本語學習タイ學生會結成

日本語學習のタイ學生會の結成は、かねてよりの要望であり、既に昭和十三年十月廿四日、元駐暹公使矢田長之助氏

のタイ國來訪を機として留學生會の結成へ導くべく、留學生による矢田氏歡迎會をラヂタニホテルに開催したが、その後そのまゝ放任したため、折角の好機も氣運も取り逃がし、折から、研究所の設備および組織など創立に忙殺され、續いて研究所となるや、日本語學校開始と共に創業の事務多端の中に、その後、留學生間に二派をつくらんとする空氣ありしたため、昭和十四年十一月再び留學生約二百名を集め、ラヂタニホテルで大同團結の懇談會を催した。その席上、留學生會結成の具體事項を協議し、座長海軍大佐ブラ・チャクラヌコーンギツは出席者中より留學生會役員候補者を指名し、一般の賛同を得、尙、留學生會事務所は、廣大なる庭園もあり適當なる家屋を他日手に入れるまでは便宜、日本・タイ文化研究所内におくことを決定し、直ちに留學生會結成を實行することになった。そこで、日本・タイ文化研究所においても、事務所および會に要する一切の便宜を供與し、法定結社の手續をとり、遂に昭和十五年三月當局より正式に許可を得、こゝに日本留學のタイ學生會は成立した。會名はタイ語で「サマーム・ナグリエン・ガウ・ジープン」、會長海軍機關大佐ブラ・チャクラヌコーンギツ、副會長陸軍工兵大尉アーツ・チャレンシンその他、法定規定の通り、會計、司書、接伴等々の役員である。しかして、會員の擴張獲得までの經費も研究所において便宜を計り、會則、會章、留學者名簿など作製整備した。こゝにかねて要望された留學生會も初めて實現解決し、今後はその活潑なる活動が期待される。

結 び

以上は、日本・タイ文化研究所の創立と、その第一年度における日本語普及と文化紹介その他の諸事業の二方面の實績略述であるが、要するに、第一年度は昭和十三年九月より三ヶ月間の改修設備工事と機構編成との準備期に次い

で、開館第一ドツと押寄せ来る毎日の學生の授業とその進行に伴ひ、教材の準備、學級の増加、教師の補充、集計調査など複雑化して行く學校管理上の種々な問題や日々の事務、一方豫算の都合上未だ整はなかつた設備の充實、多數圖書の蒐集分類など、何分總てが創業時代の事で些細煩雜な仕事から始めなければならず、とにかく、最初の實施計畫案は、豫算の許す限り、又、手の及ぶ限り、一應は遂行實現し、第一年度を経過した。勿論、先例のない所に開拓して行くために満足すべきものではなく、不慣れたタイ人、僅かな人員では精一杯で、茲に設備も一通りは完了し、仕事の順序や形も廻り、一ヶ年の行事も一循環し、これを以て第一段階を終り、今後はこれを基礎とし續々新規事業の計畫實行が期待される。

タイ國經濟の歴史的考察(一)

吉 田 榮 太 郎

一、序 論

如何なる國も、經濟生活の歴史的發展の仕方において各々その特殊性を有するものであるが、これらの特殊性を考慮することなしに、たゞ經濟史の一般法則のみをもつて概念づけようとするれば、南洋諸國が歴史的發展において立ち遅れてゐる理由を説明しつくすことは困難である。特にタイ國の如く、現在なほ半封建的要素を多分に包有する國に

於ては、いかにして停滯づけられたか、換言すれば、タイ經濟がいかなる理由により不開發を餘儀なくされたか、その原因を追究することが一層切實に要請されなければならない。これらの問題は、タイの民族的、宗教的傳統乃至は自然的諸條件等の半ば宿命論的觀察においてのみ捉へられるものではなく、タイ經濟の生成發展を有機的に聯關づけ、歴史的に形成された經濟的諸關係の内に根ざすところの原因を分析する方法においてのみ、タイ經濟の特殊性を把握することが可能である。以下この觀點においてタイ中世經濟の特質を検討して行かうとおもふ。

われわれがここに中世と名附く時代は、大體ポルトガル人が始めてタイ國に來航してきた十六世紀の初頭より、十九世紀の中葉にいたるまで、この時代の著るしき特徴として見らるべきものは、國王の絶對的專制力と、外國貿易の獨占政策であつたが、さらにこれを通じて、國內經濟、特に農業の發展が益々停滯づけられ、饑饉乃至はビルマ、カムボヂヤとの戰爭等によつて、ある程度まで農奴制經濟への移行を餘儀なくされた一方、他の方面においては、アユチャを中心として、華僑商業資本が急速に伸展されつゝあつた。蓋し、この歴史的時期こそ、舊き殻をかなぐり捨てんとする力と、あくまでこの舊き殻を固守せんとする力との摩擦がいたるところにおいて展開された時期であつた。まさにタイ經濟の近代的發展の相貌は、中世時代の社會經濟構造の中に多分にその萌芽が見出されるのである。

二、中世經濟の特質

タイ國が國王貿易獨占制を敷いてゐた中世時代においては、國內の政治、經濟、軍事等のあらゆる機構が、すべて國王の強力な專制力の下に一九として組立てられ、中世經濟を支配する基本的動向をなすものであつた。本論において考究せんとする國王貿易獨占制は、國王專制力の最もいちじるしき現れとして、十六世紀の後半期より太平洋波濤征

覇を目ざして押しよせてきた和蘭、ポルトガル、英國、佛蘭西等ヨーロッパ勢力の通商乃至は植民化政策に對する諸對策の中に現れてゐる。たとへば外國貿易を規制すべき國王の強硬な獨占政策、すなはち、貿易上の利益の獨占化は、外國商船に對して極めて露骨な壓迫手段として現れ、國內においては法律の制定、諸制度の改革、軍備の擴張、乃至は宗教的、文化的發展の中において國王の專制力は著るしく具現されてゐる。以下順を追つて、これら中世時代の特徴的なものを概念づけて行かうとおもふ。

中世時代にあつては、國王は國內の殆ど全土を領有する大地主にして、農民より徴收する貢納物―當時の租税支拂の形式は物納で主として米または農産物にて納入されてゐた―でもつて國王及び王族乃至は官吏等の消費生活を満足せしめてゐたのみならず、きはめて龐大な額にのぼつた戦費すらもこれによつて賄はれてゐた。特に直接生産者としての農民との關係は全く國王―農民といふ直接的支配關係におかれ、しかも國王の勢力たるや、當時國土の九〇%近くが國王の直接所有に歸屬し、残りの僅か一〇%が地方の貴族、諸侯、豪農等の私有にゐたことより推量してもいかに強大なものであつたか想像に難くないのである。従つて地主、豪族等の勢力はあつてもきはめて弱く（概して言へば全く國王の權力によつて封ぜられてゐたものごとくであつた。）タイ經濟とくに農業生産はきはめて零細、無智な農民によつて營まれ、しかも戰爭、旱魃、水害等の不時の災害により農耕地は益々荒廢し、農村人口は絶對的にも、相對的にも減少してゐたのみならず生産力は一般に低下の一路を辿つて、中世時代の農村社會は全く停滯萎縮の状態におかれてゐた。今日においてすら、タイ農村のある部分においてはいちじるしく封建的、自然經濟的生産關係よりの脱却を不可能ならしめられてゐる地域が目撃される。たとへば中部を貫流するメーナム河沿岸の米作地帯をのぞく北部、東北部、南部等の比較的交通不便な農村にあつては完全に自給自足の單純生産を繰返してゐると

ころすらあることは、ジンマーマン乃至はアンドルス教授のタイ國農村經濟調查報告の中においても明らかにされてゐる。かくのごとき現象は中世時代にあつては全國を通ずる一般的形態であつた。しかもビルマ、カムボヂヤとの相續く戦争、旱魃、洪水、饑饉等の諸條件の繼起によつて、農民は益々退化し生産力は縮少し、農家經營は漸次崩壊し、これに代つて他民族の捕虜乃至は債奴が漸次使役されるようになり一見農奴制經濟を思はす様な状態に立ちいたつた。さらにアユチャを中心として開かれつゝあつたタイ國の商業及び貿易は主として國王乃至は王族の消費生活を満足すべき商品のみに限られた極く小規模のものであり、これらの商品の取引權は從來よりすべて國王の獨占下におかれて、タイ人の商業進出特に農民の商人への轉化等はいかゞ封ぜられてゐたのみならず、國王貿易獨占制が敷かれてからは輸出物資の攝取、外國商品の購入資金の欲求が高まるにつれて、農民は益々高い負擔を課せられるにいたり、農業中心の國內經濟は外國商業勢力の進撃を他處に中世時代の單純、縮小的自給自足農業に規制された深き睡りの中におしこめられることとなつた。

農民は地主としてまたは領主としての國王より土地を借受け、その代償として收穫物の一部を租税として貢納する以外に、直接賦役にも従事してゐたが農民が土地を賣買し、譲渡し、さらに農民が農業を捨てて離村すること等はかたく禁ぜられるところであつた。それにも拘らず農民は屢々戦争に驅りたてられ、農業技術はきはめて粗放であり、幼稚であつたため、農村經濟は益々疲弊困窮の中に押しこめられつゝあつたことは次の一事によつても明かであらう。タイ國は古來農業國として、とくに米の輸出國として支那を始め、南洋各地に大量の米が仕向けられ、又は外國商品と交換されてゐたが、十八世紀における内外の争亂によつて農村は疲弊に疲弊をかさね、逆に米の輸入を餘儀なくされてゐた事實すらしばしば見受けられるのである。アユチャ王朝史を繙いて見ると、歴代の國王が長年の内憂外患に

處すべき費用を賄ひ、且つ租税收入を正常ならしめるため、農民に定着耕作を強制し、且つ戦亂により荒らされた土地を開墾し、失はれた多數の農業勞働力を補給するために、農奴乃至は捕虜として獲得した奴隸をもつてこれに充ててゐたものごとくである。しかし、それにも拘らず疲弊、困窮、戦争の繼起による生産力の低下は蔽ふべくもない。租税乃至地代收入も自ら限度があり、國家の財力もこれらの影響から免れることは出来なかつた。會々アユチャ在住の和蘭人、交那人等より外國貿易により得られる利益の甚大なることを教へられた國王は、かくして目を外國貿易に轉じ、これを獨占し、或はこれを統制して、年々入港する外國商船にも高額の關税を課して、利潤の專一攝取を計ることとなつた。かくして生れた國王の貿易獨占制は年々タイ國に通商のため到來する外國商船に甚だしき打撃を與へることとなつた。その後間もなく英國、佛蘭西、和蘭等は國王に對して直接、或は間接に要人を通じて特權を迫り、通商貿易の有利な轉換を計らうとしたが、結果はその逆に、獨占制はますます嚴化の一路を辿らしめることとなつた。一國の經濟的發展は往々外國勢力の重壓が動機となり、刺戟となつて齎らされる場合が多い。しかしその結果は外國勢力と對抗して、自ら近代的高度工業國家としての態勢を整へるにいたるか、乃至は外國勢力の滲透に遭つて漸次列國の植民地または半植民地に移行して行くか、この二型態のいづれかが必然的に發生する。後者は例へば南洋に於て一般に見受けられる現象であるが、その場合においても(一)原料資源をきはめて豊富に包蔵し、投資が容易に行はれ、資本活動の餘地が充分に開かれてゐる場合、(二)經濟勢力の扶植が自由に行はれ、獨占によつて巨利が得られる場合、(三)は工業諸製品を消化せしむべき相當の購買力を有する地であること、等の條件に該當する場合に、近代資本主義諸國の侵入に依つて植民地化される可能性はきはめて大ならざるを得ないが、タイ國はヨーロッパ勢力の東洋進出華やかなりし中世時代において、國王は貿易獨占制を敷いて、外國貿易商人の通商貿易を抑制し、實質的には封

鎖的政策をもつてこれに望んだ。その結果、通商のためメナム河を溯上して、アユチャに來る多數の外國商船は、河港に碇泊するにしても、國王の權力によつて拘束され、種々の監視を受けるのみならず、積船せる貿易商品も、國王のきめた値段でもつて買取られ、意のままに處分される迄は、一船に、他船との交易も、市民乃至は他の外國人との貨物取引もすべて禁止されることとなつたため、商業の圓滑なる發展は著るしく阻害され、遂に外國商船はタイから急激に退却するの餘儀なきにいたつた。

しかるに、國王の外國商品及び外國貨幣に對する欲求が益々増大し、その執着が強くなればなるほど、農民より益益多く貢納物を徴収すべき必要を感じしめることとなつた。農民よりの貢納物はすべて國王の倉庫に一旦保管されて、しかる後にこれを外國人に賣り渡すか、國王自ら官船を仕立てて海外貿易に乘出す等のことを行つてゐた。

要之、國王貿易獨占制は、對外的にはヨーロッパ諸國の自由通商を制限し、國內的にはタイ人に商業進出の機會を失はしめ農民に對しては犠牲と貧困を強いたのみならず、戦争、旱害、饑饉等が頻繁に行はれて、農村を益々疲弊し、農業發展の手足を奪つた。瘦せた耕地、衰えつゝある農民、重税の負擔、粗放な生産方法、農民の徴發による農業勞働力の不足等々のため、農業中心のタイ經濟が萎縮し、停滞づけられたものである事は云ふ迄もない。

自給自足を營む農民にとつては、貢租の増加は堪えることの出来ない苦痛であつた。タイ國のごとき宗教的、神秘思想の充満してゐる農村社會にあつては、寺院への寄進、冠婚葬祭等に支出する臨時費等が相對的にきはめて高い地位を占めてゐるが、これによつて屢々農業生産費からも喰ひこまれて、生産力の退化は寧ろ避け得ざるものであつた。

かくの如く、中世經濟を特色づけた國王貿易制がヨーロッパ商人の進出を阻んだことにより支那商人に對して急速に發展の機會を與へることとなつた。古代よりタイ國と支那との間に朝貢を通じて種々の通商關係が行はれ貿易に従

事する支那人の勢力はきはめて強かつたが、華僑商業資本の發生はいまだ見られなかつた。しかるに、國王貿易獨占制を機縁として支那人が續々アユチャに移住し、商人または貿易業者として國王貿易を支援しつゝ漸次その勢力を擴大し、さらに商品の販賣者、金貸人、米及び農産物の仲買業者として國內商業を獨占、掌握して、農民と對峙するに及び、華僑商業資本の獨占化の過程は、タイ經濟の發展を羈束する大きな矛盾をなすにいたつた。

ヨーロッパ諸國のタイ國に於ける抗争も、通商特權の確保および半島部の錫採掘權を環つて華々しく展開されたが、タイ國における英國の東印度會社の没落を先驅として、次々に國王專制に壓せられて、十七世紀の初半には一旦退却するの餘儀なきにいたつた。しかるに十七世紀の六、七十年頃再び英國及び佛蘭西の勢力が加はり、茲後十八世紀の初頭にかけて、壯烈なる角逐が展開されたが、結果は英國、和蘭、最後に佛蘭西の退却となつて再現した。その主な原因は、國王ベトラヂヤ Phra Petraia (1688—1703) が國力の振興を計るため、先づキリスト教を禁壓し、多數の佛蘭西宣教師を捕へて、これを追放すると共に英國勢力の驅逐を計つた、彼の徹底した排外政策にある。タイ國の文獻で十七世紀頃のタイ國の政治、經濟、文化を取扱つたものの中でこれら佛蘭西宣教師の手によつて書かれたものがきはめて多い。また、當時ヨーロッパ人にしてタイ政府の官吏として重ぜられたものも甚だ多かつた。

中でもつとも勢力のあつたのは例のフォルコン Phaulcon で彼がアユチャで通商貿易に關する監督事務をやつてゐた關係上、彼をめぐつて列國が通商特權の獲得のため、いかに見苦しき拮抗を繰返してゐたか、當時の史實の證明するところである。然しその後フォルコンが國王の排撃の犠牲となつて死刑に處せられるや、これを模機としてヨーロッパ勢力も一路衰退の止むなきにいたつた。これと關聯して、タイ經濟資源の脆弱性、英佛勢力の無益なる拮抗、國王との衝突、英國のビルマ、及びマレーとの紛争、佛蘭西革命等が相重なつてヨーロッパ勢力をタイ國より後退せし

めたところの原因をなしてゐると考へられる。

九〇

三、國王の獨占貿易

前述の如く、國王貿易獨占制により、商業及び貿易權は全く國王の手に獨占されて、いかなるものも、これに關與することが許されなかつた。外國商船すらも自由貿易を行ふことは、禁止され輸出入商品はいづれも國王の手を通じて國王の言ひ値のまゝで賣買することを餘儀なくされた。すなはち國王によつて輸出入の販路は一樣に封鎖され國王の手に集められた商品は悉くそれを一旦政府の倉庫に保管し、しかる後に輸入物品の購入を一般市民に強制し、錫、象牙、獸皮、胡椒等の輸出商品も國王の手を通じて、比較的高價で外國商人の手に賣りつけられてゐたため、商業上の思惑取引乃至は投機の入る餘地は完全に失はれてゐた。また國王の獨占政策の現れとして、メーナム河岸に國王の手により船倉庫が建てられ、ここからジャンク船を繰出して積極的に海外に乘出し、龐大な利潤を收めてゐたのみならず、メーナム上流の諸港に政府の貿易事務を掌る機關を設けて外國商船の出入を嚴重に監視し、これより通商料として輸出入税を徴収してゐた。今、アユチャ王朝時代の貿易收入として、(一)通商許可料、(二)輸入税、(三)輸出税、(四)政府の商品賣却より生ずる利益、(五)先買より生ずる收入、の五項目が擧げられてゐるが、これは農民よりの租税收入とともに國王の財源の主要部分をなしてゐた。かくの如き國王の貿易獨占制は農民の經濟生活にいさゝかも利するところはなかつた。そのみならず、獨占制が強化されるにつれて農民は益々過重の負擔を課せられ、しかもこれらの税収が國內に流通してタイ經濟の發展に貢獻するようなことはなく、そのまゝ國庫に收められて國王をして消費生活を満喫せしめてゐた。

かゝる國王の獨占政策と排外政策の影響を受けて、ヨーロッパ勢力がタイ國に進出する機會は失はれたが、一方支那人は民族固有の同化力と商業的才腕とジャンク船に對する優勢力とをもつて、當時タイ國において商業を営んでゐたところのムーア人に代つて次第にタイ國の商權を壟斷することとなつた。

ダクルーズの一五五六年の支那旅行記に依れば、いかなる支那人も、通商のため支那以外に航海することを許さず、若し、國外出でたるものは再び歸國することを許されなかつた。これらの出國者の一部はマラツカに一都はタイ國半島部のパタニー地方に移住した。同様に南方の諸地方には許可なくして出でたる人々が多數に散在してゐる云々(岡本良知氏、日歐交通史六九頁參照)とある如く古來一般に禁を犯して貿易を營むために乗出したもの、内亂によつて追はれた亡命者、經濟壓迫に堪えかねて國外に逃避した者等が、タイ國を始め南洋諸地方に安息所を求めてやつて來たことは疑ふべからざる事實である。しかし此處で華僑の發生史を述べる餘裕もまたその意圖もないが、華僑商業資本がいかにして發生し、且つ展開せられるにいたつたか、本論の性質上これを看過することは素よりできない。支那とタイ國との交渉は朝貢を通して政治的、經濟的、文化的關係が營まれてゐたが、中でも經濟的色彩がもつとも強かつた。朝貢といひ頒賜といふもこれは明らかに官營貿易を意味してゐたことによつても證明されてゐる。

その外、密貿易に乘出した支那人もきはめて多く、かうした傾向が強まれば強まるほど貿易上の勢力の中心は密貿易商人の手に移行して行つた。

華僑商業勢力の發生は古代より南洋に雄飛して、商人として、貿易業者としてまた船員として獨占的地位を確保してゐたこれら密貿易に由來する處が大きい。その後これらの支那貿易業者は漸次アユチャに定住し、商品の取引を圓滑に行ふため支那人町を形成し、經濟的に益々重要性を増して行つた。たとへば郡司喜一氏「十七世紀の日暹關係」

によれば、十七世紀に入つてアユチャの商店輻輳し、土地皆繁華となりアジャ人、ヨーロッパ人皆此の地に集まつた。また、商館が出来、ここで貨物を交換す。特に支那人は國內の到るところに居住し、商業上合理的な自由を享有し、累代の國王もまた彼等を好遇し、かれらの中で高位高官に任ぜられたものも少なく、その他のものは、商人または、船員として優秀であつたとされてゐた。とあり(同著五一頁、またルーベル氏の記録によれば十七世紀の始め、既に三、四千人の支那人が定住してゐたものゝ如く、國王貿易獨占後は着々と華僑の数は増加し、ムーア人及び外國人にかはつて商人として、船員として、着々と、その地歩を固め、アユチャ市の商店街乃至は支那人町を根城に、國王の經濟的協力者として國內商品の集積、輸入商品の賣却等々、商品の流通關係に従事してゐた。

ここにおいて最も重要なことは、國王が商業貿易に非常に關心を持つてゐたことである。當時の客觀狀勢を洞察して獨占制を敷いたのも、必竟、國王の不厭の利潤追求に起因してゐる。アユチャ市において、とくに一般市民の居住を禁じて、市街地の真中に商店街を設け、メーナム河を溯上してここに輸入される外國商品の賣買、交換は勿論、一切の取引がこの市場を通じて大規模にとり行はれてゐたことによつても明らかである。要するに、華僑が今日、商人として、金貸業者として、國內の津々浦々に到るまで、その足跡を伸長してタイ經濟の重要な部分を擔當するにいたつたその主な原因の一つが中世アユチャ町の商業構造の中に藏されており、國王の外國勢力を驅逐し、タイ人の商業進出をも閉塞し、兩手をあげて華僑に依存し、利益の擄取を計つたことは、華僑經濟力の發展を培養せしむべき、大きなポイントをなすものであつた。かくの如く、華僑商業勢力の伸長と、タイ經濟史上に占めるその歴史的役割はわれわれにとつてきはめて重要な問題でなければならぬ。特に近世史における華僑の商業・高利貸資本の滲潤が農村經濟の發展を制約し農民の資本蓄積の障害を惹起せしめたところの原因の一つをなしてゐる點において、また別の意味でタイ經濟に不開發性を餘儀なくせしめたところの英國の對タイ政策とともに見逃すことの出来ないものである。

四、貿易獨占制と華僑

十六世紀の始め、ポルトガル船がタイ國に寄航して以來、ヨーロッパ諸國の東方進出の餘波が次々に押し寄せ來り、早くも同世紀の終り頃には、タイ國の南部半島地方において、スペイン、ポルトガル人の定着が見られ、タイ國を環つてヨーロッパ人による通商貿易特權の獲得争ひの幕が切つて落されたが、間もなく、十七世紀に入るや、先づ英國が、續いて和蘭、佛蘭西等の勢力が、經濟的に、政治的に、宗教的に、タイ國內に滲透するに及び、通商特權の争奪戦は先づ英國と和蘭との間に、和蘭の後退後は、英國と佛蘭西との間に展開されることとなつた。しかし、かかる商業特權をめぐる列強の無益なる抗争によつて對タイ貿易はいさゝかも進捗することなく、むしろ徒勞に終らざるを得ない觀を呈するにいたつた。蓋しかゝる列國間の拮抗が國王を刺戟して貿易獨占制に乘出さしむべき氣運を醸成したばかりでなく、國王勢力によつて庇護された華僑商業勢力の發展、擴大と逆比例的に、ヨーロッパ人の經濟力は急激な消長の道を辿らざるを得なかつた。その當時和蘭人や、英國人が、國王の貿易獨占政策によつていかなる打撃を蒙つたか、それ迄毎年入港してゐた數十乃至は數百の和蘭船が、それ以後僅か一、二隻に激減した事實より推測しても明らかであらう。かくて英國と和蘭との角逐、拮抗は益々熾烈となり、遂に一六一八年には兩國の正面衝突となつてあらはれた。この紛争は二年たらずで解決されたが、先に十二年に設立された英國商館は、遂に二十二年に閉鎖されることとなり、これを契機として和蘭の勢力もタイ國から手を引くこととなつた。その間、支那との朝貢關係は益々密接の度を加へ、毎年三年乃至は五年に一回づゝ繰返へされてゐた。

當時支那に對しては、主として象、象牙、龜甲、寶石、金塊、樟腦、及び香料等が支出され、支那商人のタイへ渡航し來るものも次第に増加し、さらに國王の貿易獨占實施後は船員として、貿易商人として、あるひはジャンク船の製造職人として、國王と直接結びついて支那人の勢力は次第に強まり、華僑商業資本の發生、展開が見られることとなつた。

然らば國王貿易獨占制は何年頃より、いかにして實施されるに至つたか、これに關して詳細なことは素より明らかではな が、當時の色々な文獻に徴して大體のところ、前述の如く英國、和蘭等のヨーロッパ諸國が相ついで、アユチャ及び半島部のバタニー地方に商館を設立して商業特權を爭つた十七世紀の初年即ちソンタム王 Sontham (1610—1638) の時、ヨーロッパの重商政策に刺戟されて國王自ら貿易に乘出したことに始まり、さらにプラサート・トン王 Prasat Thony (1630—1676) の時獨占制が強化されて、長くタイ國外貿易の支配形態として自由貿易制確立（一八五五年）前のタイ國の經濟動向を左右する大きな動きをなすにいたつたと考へるのが至當であるようにおもはれる。今アンダーソンの「十七世紀の英暹關係」によれば、國王の貿易獨占制は、當時タイ國において利を得てゐた印度商人をアユチャよりデナセリ乃至メルギー地方に追放し、コロマンデル地方及びベンガル灣方面との貿易を獨占するためになされたものと書かれてあるが、實際は東洋貿易において龐大な利益を收めてゐたところの和蘭人に刺戟され、且つ當時アユチャ市に居を構へてゐた内外諸國人より貿易の甚だ有利である事を直接、間接に教へられた國王は、英國と和蘭との通商權の爭奪戰に乗じて、貿易獨占到乘出すにいたつたものと思はれることは、當時開かれてゐた日タイ貿易乃至は和蘭側の文獻の中に、明らかに看取されるのである。しかし、これに加へて國王をして貿易獨占到乘出さしめた大きな原因の一つとして、國內經濟特に農村を中心とした米作經濟の極度の疲弊による國家財力の窮乏、

特に相つゞく戰亂のため國內經濟の活動力は全面的に低下しつゝあり、かてて加へて農村人口が絶對的にも相對的にも減少し、これにより農業生産力が著るしく衰えたことが、國力の基調をゆるがすこととなり、遂に、國王をして貿易獨占到乘出せしめた動因の一つをなしたものであることは前章に述べしごとくである。

さて、國王貿易獨占制が敷かれる以前にあつては、主として支那との間に朝貢關係を通してきはめて小規模に營まれてゐたが、漸次朝貢は純全たる通商貿易に轉化するに及び、支那人の海外に雄飛するものはやうやく顯著となつてきた。その後、十六世紀の始め、ポルトガル人がタイ國に到來した頃には、既にかなり進んだ貿易が兩國の間に行はれてゐたものの如くであつた。しかも、これらの貿易業者の殆どすべては支那人で、彼等は長時間、航行中の難澁に堪え、支那海又は印度洋附近に出沒する海賊に悩まされつゝもタイ國にやつて來て、支那產物と交易し、年々かなりの收益を擧げてゐた。當時取引されてゐた主な商品としては、金、絹、幣帛、金銀鍍金製品、沙羅、陶器、銅、人蔘等で一般に支那商人はあるひは禁を犯して、あるひは封冊、度量衡、官章等と共に使節を登乗せしめたところの官船によつて來航し、タイ國からは香藥、犀牙、眞珠、龍腦、馴象、黑熊、白猿、胡椒、蘇木、沈香、象牙、米等を購入してゐた。またタイから朝貢品として遣られるものも、主として支那人の手によつて運搬されてゐたものようであつた。タイ國は十五世紀の始め、多數の支那人を招致して、ジャンク船を製造し國王及び王族、貴族等が自ら海外貿易に乘出した記録、乃至は支那海にタイ船の進出した記録、日タイ間の通商に往來した記録においても支那人の預る力はきはめて大きかつた。

かくの如く、タイ國の外國貿易は、最初は支那を相手國として主として支那人の手によつて進貢頒賜の形式をとりつゝ營まれてゐたが、その關係は最初、いまだ國內商業を背景として大々的に行はれてゐたものではなく、支那より

輸入された物資もすべて國王の消費生活を満足せしめる程度のものであつたが、後に次第にアユチャ市が特殊商品の取引市場として商業發展を醸成せしむべき素地をなすに至つた。

支那に於ても明朝の始め頃までは官營貿易をとり、私商人の海外渡航を嚴禁してゐたが官營貿易の消極政策は次第に私貿易に塗りかへられ、ヨーロッパ諸國の東洋雄飛前後には危險をおかして迄海外に渡航する一般支那商人の數は、著るしく増加するようになり、次第に船員として、商人としてジャンクを操縦し、輸出入商品の賣買集荷に携り、遂に東亞貿易を獨占して、華僑商人としての地歩を固めることとなつたが、十六世紀の始めのポルトガル人のタイ國寄航を契機として、ヨーロッパ諸國の來航がようやく頻繁となるにおよび、從來の幼稚な貿易關係は、支那人の比較的低級なジャンク船と共に國際貿易の俎上に載せられて、一時は華僑勢力は近代的優秀船舶に對抗出來ず後退したことからあつたように見受けられる。

しかし、當時支那人がタイ貿易に使用してゐた船は、きはめて小型のジャンク船で、南洋貿易においては、その意味で、和蘭や英國の近代的商船にも對抗することは出来なかつた。當時ジャンク船が、支那海やタイ灣において、しばしば海賊に襲來されて、國王の貿易獨占にはなだ支障をきたし、事實上消極、退嬰化を餘儀なくせしめられたことがある。しかしこれはかへつてヨーロッパ諸國のタイ國への進出を制限し、その侵略を避けるべき原因をなすものとなつたが、また一方では、タイ經濟の近代化はこれにより、益々遅ざれられつゝあつたのである。

ヨーロッパ人が國王によつて通商權を阻害されつゝあつた間に、華僑は經濟的に國王と結びついて、再びその地歩を固めつゝあつた。忍柔不斷にして、同化性に富む支那人は、次第にタイ國の社會環境に馴致して、國王貿易の擔當者としてアユチャに支那人町を建設し、之を牙城として、華僑商業の飛躍的發展が齎されたものである。かくの如く

支那人は巧妙に、地の利を利用し、ジャンク船をもつて着々とヨーロッパ勢力に對抗し、徐々に資本を蓄積し、タイ經濟に介在して、脈くなき搾取に陶醉することとなつた。一般に、支那人は故郷を出國して海外に赴くことにむしろ満足し、かつ、あらゆる階級の人が各々その性格に應じて、富の獲得と勇猛心を發揮するは勿論、タイ國の婦人と婚を通じて、政治的、經濟的、文化的にタイ國において不動の地位を形成して行つた。

ここでファンフリートの文を引用しよう。

「タイと支那との友好關係は長く続き、そのた、相互に金葉の文を送つた。しかし支那皇帝は當初心意を述べかねて、四人の見識あるものをアユチャの王宮に送つて永久に奉仕せしめた。これにより、兩國の友好關係は長く續くこととなつたので、世代の替る毎になん等の約定をも必要としなかつた。按ふに、これはタイ國王の不注意に基く怠慢であつた。即ち、古き特權により國王は毎年廣東に遣使し、タイ國人はその名義の下において通商を得たので、自分の知るかぎり、いづれの近隣諸國にも許されてゐたその利益は、タイ國王の認めるところのものである。しかし、タイ人は概して尊大盲目で長い間與へられてゐたところの此の好機に注意しなかつた。この毎年の遣使により莫大な支那貿易をなすことを得て、海外貿易商を自國に集め得たのであらう。時折國王は、蘇木、鉛、其他少量の荷物を積んだジャンク船を廣東に派して、支那商品と交易せしめた。しかし、兩國相互の使節は間もなく中止され、商人は、專賣や、障害のため、商品を相當の値にて賣捌くためには、二年以上も滞留しなければならなくなつた。」……云々と。

(Van Vliet: *Beschryving van het konigryk Siam*, Leiden 1692, pp. 424.) 再びファンフリートによれば「タイ國王、王の兄弟、王子等は、毎年一隻の船に多額の貨物を積んで、テナセリ、コロアンデル、廣東方面に行き、二、三隻のジャンク船が支那及び他の地方に行くことは、タイ國が古き條約により、支那皇帝より得たところの特典

でつた……云とある。(同氏前掲書四二八頁)

九八

かくの如く、タイ國は支那との朝貢關係を通じて貿易活動に乗出す好機を有してゐたにかゝらず、國王は自己の所有する船舶を舟行せしめる場合にも、支那人の勢力を藉りなければならぬ状態であつた。當時國王のジャンク船建造の任に當つてゐたものはすべて支那人であつたのみならず、ジャンク船の操縦術、航海術に熟達してゐたものも殆どすべて支那人であつたから、國王が貿易獨占制を敷いて直接海外へ貿易に乗出す場合、支那人の力を藉りることは不可欠の要件をなしてゐた。従つて國王の貿易獨占制が強化さるゝにつれて支那人の勢力が次第に擴大され、商業資本の展開を急速に刺激せしめたことは、あえて奇とするにたりない。

由來、タイ人は商才も計數の念も乏しいものとされ、民族的傳統性と宗教主義によつて、タイ民族の社會生活が著るしく影響を受けてゐたことが、國王の絶大な専制力と相俟つて、國民に對して商業に進出することを妨げ、タイ國社會經濟の發展の機會を遂さける原因をなすに至つたものである。しかも、巧妙に、タイ國への進出を計つたところの支那人に、國內商業の全權を委ね、國王の貿易統制に附隨して關稅、手数料亦是農民より租稅の徵收の事務を擔當し、あらゆる意味に於てタイ經濟發展の運命を荷ふべきポイントを占めることとなつた。

要之、國王貿易獨占制が敷かれてより、和蘭、英國はいづれも後退し、一時はタイ國とヨーロッパとの交渉は絶えてゐたが、一六六一年に英國の東印度會社が復活し、六四年にはさらに、和蘭とタイとの間に通商條約が締結され、二、三商品の獨占權と治外法權を得てより、タイ國に加はる列國の勢力は再び活氣を帯びて、七五年に渡來したフオルコンを通じて、再びタイ國は列國の角逐場と化した。即ち、英國は七五年に半島方面の錫獨占採掘權を獲得し、八〇年には佛蘭西の勢力が加はり、兩國とタイ國とは政治的に、宗教的に、經濟的に急速に接近してきたが、一六八八

年にプラ・ペトラヂヤ王 Pura Petra が即位するや、タイ國內に猛烈な排外運動が起り、フオルコンは遂に死刑に處せられ、盤谷在住の佛蘭西兵は退去を命ぜられ、キリスト教は迫害され、一七〇三年にはアユチャ及びナコン・スリタマラートの和蘭人商館は閉鎖され、以後ヨーロッパ人の命脈は次々に斷たれて行つた。當時和蘭政廳がタイ國王に對して、再三、再四支那人を排斥し國王船に支那人を登乗せしめる事を禁止する様に要望した事實より推測しても、いかにヨーロッパ商人が支那人のためにタイ國進出を阻害されてゐたかが明らかである。

要するに支那人は、タイ貿易のみならず、廣く南洋貿易において、直接、間接にその實權を掌握し、しかも當時のきはめて優秀なヨーロッパ商船に對抗して、ジャンク船をもつて莫大な利潤をあげてゐた。當時の和蘭側の文獻によれば、支那人の密貿易私貿易も年々莫大な數にのぼつてゐたものの如くである。しかし海賊船の出沒もしばしば見受けられ、ジャンク船を襲ひ、商品を奪取するを業とする所屬不明の船舶の横行により、多數のジャンク船が毎年少からず損害と打撃を蒙つてゐた様である。そうした犠牲と敢然と闘つて、支那人が南洋貿易にいかなる重要な地位を占めて來たか、バタビヤ城日誌の上、中卷に詳細に載せられてゐる。

五、ジャンク船について

支那ジャンク船は、中世における南洋貿易を考察する場合、見逃すことの出来ないものであるのみならず、特にタイ國に於ては、自由貿易制が確立され、近代的優秀船舶によつて擊退される迄、國王貿易獨占制と結びついてきはめ重要な役割を演じてゐたものである。グレイナムによれば、自由貿易の確立に伴ひ、爾前四百隻以上を算してゐたところの華僑ジャンク船は、間もなく百隻に減退した旨記し、(Graham: Siam. Vol. 2 pp. 99) 中世時代の在タイ

華僑の對外貿易上に占める地位が、はなはだ大であつたことを特に強調してゐる。また、かの有名なボウリング氏も、自由貿易制が確立される迄は、ジャンク船による支那貿易は、非常に繁榮してゐたことを強調して「廣東からタイ灣にかけて沿岸に群居する海賊に悩まされながらも、一時支那貿易の繁榮してゐた頃には、少くとも百隻以上のジャンク船が、支那からやつて來てゐたものの如く、ボウリングが英暹條約を締結するために、タイ國にやつて來た頃には、メーナム河に少くとも、五、六隻のジャンク船が入港しており、更に河口の砂洲外には、三、四隻のジャンク船が假泊して潮を待つてゐた。之等のジャンクは、在タイ華僑の財産で、支那の主要港には、組合員が支店を置いてをり、主として彼等の郷里たる廣東、福建及び海南島と交易してゐたが、時には楊子江、山東、天津からのジャンクも到來してゐた。」と記述してゐる。

十九世紀の後半より、二十世紀の初頭にかけて、華僑ジャンク船の威力は甚だ衰えたが、尙米の輸出、積荷を目的とする沿海及び、河川貿易に使用され、メーナム河を溯航するポート即ちカーゴ船、ライター業等は全く華僑の専掌するところとなつてゐる。

ジャンク船は毎年、二、三月頃より、四月の始めにかけて、支那よりきたり、種々の産物を購入して、五、六、七月頃の季節風を利用して支那に歸國するが、色々の文獻によれば一般に、ジャンク船の大きさは、小さくて八〇人乗り位、一番大きいもので五百人位のものであつた。タイ貿易に従事するジャンク船の大部分は、盤谷に在住する華僑、又は、國王の所有するもので、その中で支那人の所有するジャンク船においても、必ずタイ王によつて任命された役人が乗船して、監視に當つてゐた。

しかし、實際上國王の所有せるジャンク船においてすら、乗組員の大部分は支那人であつた。たとへば操縦、舟行等の技術、通商取引船の修理等は、いづれも支那人の關與するところであつた。ジャンク船は航行するにあつて、色々の迷信がきはめて尊ばれてゐることは、當時において航海が極度に不安で、暗礁、暴風により、或は不時の災害によつて悩まされてゐたのみならず、前述の如くしばしば海賊の襲來により莫大の被害を蒙つてゐたためである。特に支那においては倭寇の掠奪によつて、航行はきはめて困難であつたようである。これにより商人間に偶像崇拜が猛烈に蔓延してゐた。すなはち、一時海賊の襲來によりジャンク船の数が半減したことすらあつたといはれてゐる。

要するに、ジャンク船は、タイ國においては、國王貿易獨占制の廢止に伴ひ、次第に弱まつて行くこととなつたが、ジャンク船貿易の最も勢力のあつたのは、大體十九世紀の初め迄で、一八二〇年頃、ジョン、フロフォード氏のタイ國にやつて來た頃より、漸次、ヨーロッパ型の近代船舶に代へられることとなつた。前記ボウリング氏の言によれば、「一八三三年にメーナム河を溯航した船の中に英國旗をかゝげたアラビヤ船がしばしば見られ、之を契機として、續々近代商船がタイ國において建設され、ジャンク船は次第に驅逐されることとなつた」とある。

六、華僑商業資本發展の萌芽

中世時代、國王貿易獨占制と結びついて、タイ貿易において、きはめて優勢を誇つてゐたところの支那商人は、漸次タイ國に定住し、特にアユチャ市に支那人町を形成し、これを背景に華僑として不動の勢力を築くこととなつた。これと共に、その數も、年々急速に殖え、十八世紀の中葉、明朝の滅亡後は、多數の亡命者を迎へ、自由貿易制確立當初には、華僑の勢力は、たゞに人口數よりしても、侮るべからざる程龐大なものとなつてゐた。今英暹條約締結のためタイ國に赴いたボウリング氏の記録によれば「支那民族の驚くべき移民、發展は近代史上の特色である。かれ等

は、他民族と巧みに混じ、融合して發展したものでなく、言語、國籍、風俗、習慣、宗教等、すべて支那人特有のものを有し、しかも新しい支那人型の民族を形成した。その数は全國で百五十萬人以上、盤谷だけで二十萬人以上も居り、經濟活動は勿論、商賣のためなら、いかに劣等なる商品迄をも取扱ひ、數百の支那船が、メーナム河を上下し、各家々を訪問して、食糧品や衣類、日常品等を供給し、なほ、利があれば、いかなる邊境僻地にいたるまで、商賣を求めて行く。かくの如く考へれば、支那人はタイ人と同じ宗教を有しながら、別社會を構成してゐると思はれる。宗教方面を見ても、支那人は、自身の寺を有し、佛陀を崇拜するにも、全く支那本國そのまゝで、支那書を通じ、孟子等古代の君子を尊重してゐる。店名はすべて支那名で掲げられ、壁には「五つの慶事が宿る」といふ意味の一片の警句をかゝげてあり、中には、阿片を獨占して巨富を作つたものも見受けられる云々」とある如く（ボウリング氏前掲書八四頁）華僑の勢力は驚くべきほど強大であつた。亦十九世紀において始めて、歐洲の旅行者が、タイ國の奥地に入るを許された頃には（大體一八二〇年頃）華僑はあらゆる地方の商業中心地で確固たる地盤を築いてゐたとして、その實情を後年、ビルマ、タイ鐵道建設のため、北部地方を測量せるハレット氏 Holt Hallett も次の如く言つてゐる。「メーナム三角洲における人口の過半は支那人であり、支那人の血を受けぬものは殆ど見受けられない。支那人は農奴にもあらず、奴隷にもあらず、その意のままに國內を旅行することが出来る。彼等は收稅吏であり、しかも、その國の寵臣と結託して、その國の税金を壟斷してゐる。商業も概ね支那人の手におさめられてゐる。即ち、小賣店あり、靴屋あり煉瓦職人、大工、裁縫、仕立師、植木屋、漁師、廻漕問屋もあれば、精米所乃至貨物の運送人、水夫、仲仕もあり、歐洲人が優れた僕婢として使用してゐるものもすべて支那人である（Holt Hallett: A Thousand Miles on an Elephant in the Shan State, London 1870, pp. 460—461）その外ルーマイ氏の記録によつても、このこ

とは明らかに看取される。かくの如くヨーロッパ人の目に映するものはすべて華僑の商業勢力の驚異的存在であつた。かゝる華僑商業資本の國內浸透は、のちに自由貿易制の確立によつて新たに活動の特權を得たところの歐洲人の努力によつて、いかなる影響を華僑が蒙ることとなつたかは、いづれ稿をあらためて、考察しなければならぬ。從來ジャンク船による支那貿易のもつとも繁榮してゐた頃には毎年數百のジャンク船が、廣東、海南島方面よりのみならず、遠く楊子江、山東省、天津より訪れてゐたが、自由貿易確立を契機として華僑のジャンク船は急激に減退することとなつた（グレアム同上九九頁）支那ジャンク船は、ヨーロッパ近代汽船に對抗する餘地は全くなく、次々に驅逐され、これがため華僑の對外貿易上の地位は急速に衰退の一路を辿つたことは見逃すことが出来ない。しかしその反面、自由貿易確立後のタイ貿易、及び國內經濟の發展による華僑の國內經濟への浸潤はますます顯著となつた。これはいづれ次において明らかにするであらう。

歪められたタイ國の近情

大山 周 三

掣肘された「白象」

タイ國とはどんな處で、どんな状態に在る國か、先づ地勢的考察によつてその姿を一瞥することが國勢を知る上に

も便利である。

一〇四

我が臺灣の南端から西南に向つて直線を引けばマレイ半島の尖端に達する。中途より稍々西北に線を反らせばタイ國バンコックに達するのである。其の蜿蜒と長き半島は丁度象が其の鼻を長く差し伸ばした様な姿勢で、鼻先のスマトラ島の「獲物」を前に、宛ら食指を動かしてある態を彷彿せしめる、而も獲物欲しさの餘り、垂した涎程の小島シンガポールの存在は將にそれを示すものである。が同時にその小粒が象の體軀にとつて又今日のところ急所ともなる如く牽制され、象自らにして鼻先の動きも自由ならざる有様である。既に英領と化した之等領土によつて體軀は尠からず制肘を受けつゝある事態そのものゝ姿が、如實に今日のタイ國の情勢を解説するものと謂へよう。所謂タイ國の地勢その形が既に象頭を畫き、此の國を表現する種々の事柄も亦相俟つて因縁淺からぬものがある。

その昔、タイ國が國旗に、國章に白象を畫いた謂はれも、單に此の國に象が棲む代名詞と云ふ譯でもない。

所謂佛教を國教とするタイ國民の釋尊に對する信仰の念は、之に因んだ事柄の中で釋尊誕生の折、白象が産湯を運んだとかいふので白象は國家瑞氣の象徴だと見られ、又神代時代に於てシベ神、自ら白象に跨つて神力を現はしたとかの傳説は等しくそれに對するあこがれである。又歴史物語に勇將の戰場に臨んで敵の大將と一騎討の勝負を決し驍名を轟かせた功績は今日の機械化部隊の戦争に匹敵する威力を稱へて當時を追想せしむるものがある。又平時交通機關として或は運搬に或は耕耘に象の存在と此の國情とに深く因縁こそあれ、それが彼等國民の憧憬の目的ならずして何があらう。恰も我が國民の旭日に對する憧憬にも等しき信仰と愛より來つた目標そのものである。

斯くして象の正體は創規その儘の姿、久しく沈黙の中に過般突如として佛印より奪回したばかりの領地その傷跡の一部は癒えしめた譯である、但し地圖の上に見る如く猶も前額を押へられ、鼻端は折られ、上頭を削られ目の部分ま

で塞がれて終つて居る。その上咽喉に猶見る痛々しき傷跡は未だ全快するまでには相當の時日がかかるに相違ない。

現在のところシヤム灣に面した部分で口元のところはメナム大河の貫流するあり、幸ひ灣内豊富なる魚族と國內米作の産出に依つて辛うじて生命を保つに差支へなく、國家としての獨立は保たれ來つたのである。



侶僧と院寺オケラブ・トツワ

以上は過去英佛列強の間に挟まれ漸次侵略を蒙つて地圖に見る傷跡を残し、象の戦闘力が全く封ぜられて今日に及んだ點を指摘したものである。

支那、歐米、日本品の 需要先

タイへ輸入せらるゝ諸外國よりの一般輸入品を支那品、歐米品、日本品に大別して、之等商品の過去に於ける市場進出の経路を追つて見よう。此等は各々進出の時機並に方法に特徴を有し、従つて趣きを異にするに依つて現に市場としての分野を異にする點が窺はれる。支那品の輸入は最初華僑の入國に際し彼等の日用品が必要上取敢ず輸入せられたのであつたが、入國者増加に伴ひ商品の需要は自然の増加を來して今日に至つたものである。然るに歐米品は一般市場の要求に應ずべく、人より商品が計画的に輸入されたも

のである。之等は主として中産階級以上を目當ての商品として最初市場に紹介されたものであるが、遂には一般に普及され今日に至つた事は組織的計畫に基づいた點にその効果は極めて大なるものがあつた。

次に前者に遅れて市場に進出した日本品は市場の都合によつて間に合すべき輸出品を急造し、特に輸出に當てた嫌がある。それは、タイ國商品市場に於ける商品紹介を邦商自ら行ふのでなく常に華僑を通じて行つて今日に至つた關係からでもある。即ち彼をして謂はしむれば、同市場に於ける歐米品と支那品の間を行き、兩者の足らざるを補ふ商品として相應しいからと云ふのであつた。一に歐米品に比して價格低廉であり、二に支那品に較べて品質體裁可良であつた事は一面市場向恰好な品と認められたのである。斯かる意味に於て市場に歡迎されながらも尙、日本品に對する「安からう惡からう」とか、見掛倒しのものが多いとか謂ふ批評を除く事の出来なかつたのは甚だ遺憾の極みであつた。

熱望される日本品

何れにせよ、斯の如く歐米品、支那品、日本品各々の特徴が各市場の要求に適つた譯に相違ないのだが、其の中でも常に邦貨の市場は動搖免れ難き事實が繰返されたのである。所謂それは以上の事情からして日本品の地盤そのものが、既に市場に固定的地盤を有し普及化する支那品、歐米品の代用品たる地位にあり、而も商品の扱者が華僑商人なるが爲でもあつた、邦貨は常に之等の範圍を脱し得ぬところに、市場に缺くべからざるものであると謂ひ難かつた點が存するのである。それは日本品としての眞價を認められたのではなくして、代用品として間に合はせられた品に過ぎなかつたからである。

それが爲に、一時少々の不自由を凌ぎさへすれば、それこそ日本品無くとも市場一般の需要を充すに歐米品を以て都合がつくと云ふ點に邦貨の弱味が存し、その上商品の扱者華僑の手加減一つでどうでもなつた。又そこに今回華僑の日貨排斥への狙ひ處があり、夙に英國が南洋市場に於ける華僑利用によつて自國品の賣込みと市場挽回等を企て他面日本の對南洋貿易に鐵槌を加へんとした一石二鳥の妨礙が巧に功を奏した譯である。そこに目的の一致を見たので蔣政府と英國の好策による日貨排斥が容易に行はれ商戰グリラの構へは日本商品市場に致命的打撃を與へたのである。當時に於て飽迄日本品としての特徴を發揮し且之等商品の進出に依つて需要の普及に努めて居たならば、恐らく此點は免れたに相違ない、即ち需要者たるタイ國人は常に日本品の使用を熱望して居り、第三國人の壟斷を好まぬからである。而して商品市場にして特異且つ有用なる價值あるものこそ他の追隨や代用を許さざるものがあり、若し商品配給上の不圓滑を來すことあらんか却つて需要者の購買心理を煽る結果を來すことになるのである。従つて將來自信ある邦貨の再進出を行つてこそ、正々堂々たる市場が展開されるのである。

現に本邦より輸出されつゝある綿布の如きは、過去に於て獨占的地位を占めてゐたマンチエスター製品に取つて代つたもので、その聲價は全く競争國の追隨を許さざるに至つた。故に如何に執拗なる日貨排斥運動にも何等の影響を蒙らなかつたと云ふも、畢竟するところ品質に於て價格に於て又嗜好上一朝一夕に掛け替へ難いものがあるからである。そこに地盤としての堅實性があり、これを排斥せんとした華僑商人は却つて取引上の自己の立場を苦境に陥らしめて居る。

將來吾々は、日本品をして從來の如き歐米品の代用品たる地位より逸脱せしめ、本格的な一般市場必需品又は嗜好品として、獨特の市場を築き、一般市民が之の便用に馴れる處まで賣廣め押通さねばならぬ。

販賣網獨占の華僑

以上歐洲品並に支那品は、兎も角古くタイ國市場に進出したものゝ、之等商品の仲繼ぎ販賣は、悉く華僑の手に委ねられたので華僑の發展は目覚ましいものがあり、遂に今日の南洋市場殊にタイ國市場の販賣網は獨り彼等に依つて掌握するに至つたのである。

當時日本品のタイ國市場進出は極めて微々たるもので、僅かな賣樂玩具を扱ふ小商人の程度であつた爲め、前者よりは問題視するに足らぬ相手であつた。

されど一九一四—一九一八年の第一次歐洲大戰の勃發を契機として歐洲よりの輸入品はタイ國市場に全く跡を絶ち之れに伴つて之等商品を我が國に求める外はなかつたのである。そこで過去の歐洲品を扱ひ馴れ、且つ之れに依つて多大の利益を占め來つた華僑としては、この急需に應ずべく、日本品の進出を慫慂すると謂ふより歐洲品を見本として類似品製造を我が製造家に註文し來つたものである。

斯くして當時我が輸出品と謂へば殆ど模造製品に終始し、又之に依つて我が對外貿易の急激の發展を遂げたのは、其の場合市場として代用品を絶對必要とされた時代であり、又何れも華僑の註文に依るものであつたが爲めである。而も、邦人の有力商社の進出は未だ顧みられなかつたものである。

産業の單純性と華僑

最近に至る迄はタイ國の國民經濟を二つの見方で之を論じ來つた傾きがあるが、時代と情勢の變化に伴つてその趣

きは稍々異なるに至つた。

過去に於ては經濟的勢力は殆ど外國人に委ねられてゐた一方その他の國內産業は極めて單純性であつた事は此の國の看過し難い特質と見られてゐたのである。

元來タイ國が氣候風土に恵まれ凡て動植物の發育に適する國柄で、而も人口稀薄の上に簡易なる生活を營む彼等としては、之等特徴を捉へ事業化する如きことは今日に至るまで全く顧みられず過ごされたものである、所謂人力を施さずして育ち稔る天與の資源は、矢鱈に放置されつゝ、しかもその發育の旺盛と繁殖率の過剰が却つて動植物の間には生存競争を挑む如き自然の珍現象を起してゐることも此の國に見る一異彩とも謂へよう。

古來原始産業としての米作が國民一般に行はれたと謂ふのも彼等自身生活の糧に當てゝ來たものに過ぎない。

依つて元々之等を産業化する爲めの生産でなく、植付け稔るが儘に收穫した剩餘米が遂に彼等華僑の手に依つて輸出米として取扱はれるに至つたのであつた。

全國千四百萬の人口中八割乃至九割を占むる農民は古來單一米作を墨守して、他の産業には手を染むる者はなかつた。彼等は傍ら水田の氾濫期に淡水魚を漁るを副業として、何れも原始的範圍を脱しない生活をなして來たのである。

民族産業勃興の緒につく

最近政府の指導獎勵によつて國民の間に稍々新産業勃興を見るに至らんとしつゝあることは、前途ある此の國の爲に嘉すべきことである。最近の現れとして政府は公債財源に依る民族産業振興に乗出し、タイ國北部ナコンランバン

に於ける砂糖栽培及び製糖事業、南部カンチャブリーに於ける製紙及び棉花栽培等を國營事業として政府自ら經營に乘出し、着々事業は進行し將來を囑望されて居る。

殊に近時資本金三百萬圓を投じて設立されたタイニウム株式會社は我が國に於ける購買組合と消費組合を合併せる事業を營むものであり、永年外人の手に放任され來つた經濟を今後五ヶ年計畫でタイ國民の手に奪回せんとする目論見のもとに官民合辦の事業として設立されたものである。即ち、盤谷の本社を中心に各地方に及ぼして華僑販賣網に對抗せんとする連鎖式組織による機關がタイ國人によつて計畫された譯である。

タイ國人唯一の金融機關設立

政府は國內産業の勃興に伴ひ自給自足以て工業の助成に意を注ぎ、之等補助政策として輸入關稅の引上げを斷行したのである。之に依つて國內産業振興の氣運を醸すに至つた事は此の國が原料資源の豊富なる點と相俟ち、之が直に國內の需要を充たす製品の製造となつて、着々進捗しつゝある。殊に製油、紡績を始めとし加工品製造工場の設置を見るに至つた。斯くして今度タイ國人の唯一の金融機關として亞細亞商工銀行の設立を見るに至つた事は大いに將來を囑目されて居る。

尙最近設立せられた政府經營の煙草栽培並に同加工工場は近代的設備完成し、既に營業其の緒につき成績の見るべきものがある。又護謨の原産國たる此の國に於て、同加工品製造會社の設置を見るに至つたのも當然であらねばならない。例へば護謨靴、自轉車タイヤ並にチューブ等の如きは既に市場に進出しつゝあり、從來之等製品の輸出國の立場から見た場合大いに注目すべきものがある。

殖産事業家を進出せしめよ

過去、我が對外的經濟の基準を貿易の振興に置き工業的進出は全く閑却された傾向がある爲、タイ國に於ける今日の邦人の地盤は猶貿易業者の範圍を出でないのである。須らく海外に於ける邦人の地盤をして強固ならしむるには、從來の如く、移動性商品の進出を圖るより、今後は人と技術の進出によつて固定的地盤の確保に目覺め、市場邦人勢力の扶植に努力を拂はねばならぬ。

此の點我が當局に於ても邦人の海外發展、地盤の確保を望むなれば、須らく今後の對策として、商業より技術家、製造家或は殖産事業に携はらんとする者の海外發展を大いに慫慂すべきであると思ふ。既に對外貿易は行詰りを來しつゝある今日、將來の對策として大いに考へねばならぬ問題である。若し此の點を閑却することあれば遂に第三國人の乗するところとなり、邦人の商業的地盤はその立場を失ふに至るは火を見るより瞭かである。

今やタイ國政府の産業獎勵並に商工業助成運動は着々其の緒につき、何れも眞摯なる態度に出でつゝあることが窺はれる。近時世界戰爭の影響を受け、貿易の重壓は一面船腹減少にあるに鑑み、同國は茲に海運會社を設立、現在のところ主として、沿岸航路に従事しつゝある。

輸出入額とも著しく増加

一九四〇年上半年期の輸出超過は前年の二八、九九九、七七〇バーツに對し三二、七七七、九八五バーツであつた。

尙此期間の貿易總額二〇三、一二二、四〇七バーツは前年同期に比べて四五・九%の増加を示すものである。これを輸出入に就いて見るに輸入は六八、九九三、二一〇バーツより八五、一七一、七一バーツに増加し四二・六%殖えて居り、輸出は七九、四二七、四〇五バーツより一一七、九四九、六九六バーツになり、四八・五%の増加となつてゐる。

米穀その他の現況

一九四〇年度の米作面積は八、四五九、七七一エーカーで其のうち七、六八〇、六五〇エーカーから收穫が得られ残りは不作となつた。同年上半年の米輸出は、前年同期の輸出一六、一三八、八六〇ビクトル(價額五四、五五一、八六三バーツ)に對し一五、〇二一、四三五ビクトル(六二、二七三、〇〇三バーツ)であつた。因みに米の相場は一九四〇年一月、税を除き一ビクトル四・二〇バーツで六月には四・四〇バーツであり、此期間に於ける最高相場は一月中旬の五・二〇バーツ、最低は三月中旬の三・六五バーツであつた。大體常則的に年初の米收穫直後は値下りで在庫薄となるに従つて上騰するのが例である。

但し同年の値上りを示したのは事實で、上海及び香港其他極東方面から盛んな買付けがあつた爲米價は上騰を示すに至つたものである。

一九四〇年チーク輸出高は、三、四二八、三三二バーツ、護謨二二、八五三、〇一七バーツ、錫鑛は一七、九九二三二三バーツであつた。

對外貿易に三つのルート

此の國の對外貿易は英領新嘉坡若くは香港經由によつて行はれるのと日本直接の取引によるのとの三つのルートで行はれてゐる。一九四〇年の上半期の輸入品及び其の價格(括弧内は前年同期)を示すと次の通りである。(單位バーツ)

ビスケット	七五、八五三	(五一、三二五)
鰯 罐詰	八、六七一	(三四、九九一)
鮭 其他罐詰	一、五七一	(一、〇二二)
其他魚罐詰	八、八四四	(一三、〇五四)
麥 粉	四七四、一三一	(四七八、八七九)
煉 乳	一、七一八、七三三	(一、三九七、八四五)
粉 ミルク	一九一、一七四	(三〇〇、〇四八)
自動車	一、〇八九、七九七	(一、四二八、一一六)
タイヤ	六四八、二七八	(五二七、四一一)
チューブ	五七、二七二	(六〇、九七四)
電氣器具	一、三〇四、〇四三	(一、四八九、九四七)
機械ベルト	七〇、四二五	(一〇四、八一七)

以上の統計を見るに同半期中の對外取引は日本品が絶對多數を占めてゐる。

一億二千バーツの財政

一九四一年三月末日を期限とする會計年度の歳出は、一二四、〇五八、六四三バーツであつたが、非常時に依る各般費用として更に國庫豫備金より二二、八八九、三六四バーツが支出せられた。この支出の中には國防費一七、二二六、七三三バーツ、盤谷港改修費一、二〇〇、〇〇〇バーツ、年金關係一、二〇〇、〇〇〇バーツが含まれてゐる。昨年七月にはタイ國大藏省管理下に國庫金融局が創設せられ、公債發行の事務を管掌することゝなつたのである。一九四〇年七月現在の國庫剩餘金は八九、七七四、三三〇バーツで、前年同期より七、九九七、四六二バーツの減少となつてゐる。

錯綜した新舊文化の首都

常夏の國タイの首都バンコック市の中央を貫流する湄南の河岸に立てば附近は何れも鬱蒼たる綠林で、中に椰子、檳榔樹は一段と高く伸びて如何にも熱帶情緒を思はしむるものがある。寺院の屋根の聳え立つ際、水邊に映る風情はいかにも佛教の盛んなるを偲ばすものがある。菩提樹の葉の風にゆらぐころ、老若男女の群が競つて河水に親しみ水浴する様は川端に見るこの都の特色である。

見れば熱帶の果物ドリアン、マンゴ、マンゴステンは熟し切つて枝に幹に垂れてゐる。持主もないのに誰も手折る

ものゝない悠長な光景は平和そのものの象徴である。河上に筏を組んで家を建てる水上生活は熱帶國に相應しく赤い腰巻サロンの小娘は川中に半身を没し、浮家の中には、ぼんやり水の流を見て暮す翁の姿、斯く暢然とした氣分は水郷の町浮家風情最大の特徴で凡そ時代離れの觀がある。さうかと思へばマホガニー街路樹の蔭に沿うて、最高學府チュラロンコン大學の校門から喜々として出て来る明朗な瞳を持つ男女學生の群、メインストリートに連なる華僑の大商店は四階五階は中す迄もなく九階にも及び、建築は豪華そのものである。大殿堂のやうな映畫館と煌やかな王宮こそ此の國には過ぎた贅澤なものである。町を走る自動車は形貌の新を競ひ、バス内のどよみ、ラヂオの絶叫など眼まぐるしい情景はまさに近代化した文化生活の表徴と云へよう。

無盡藏の天産資源

都會を一步離れた沃野には道路さへ無く一望千里の米田が續き又北部山岳地方は鬱蒼たる森林地帯をなしてゐる。之を伐り開けば優良な建築材、造船材を始め薪や炭は無盡藏とも云つてもよい程に得られる。跡はカボックの植付けに適し護謨が採れる。樹脂や纖維原料は林産資源として豊富な材料を提供して居る。又椰子や砂糖の栽培等殖産上の價値も此の國にとつては大である。その外牧畜は自然條件がいやが上にも旺盛にしてゐる。何れにせよ氣候的制肘を受けない土地柄であるから其の生産は無限にして永續性に富んでゐる。

南部馬來半島に屬する沿岸地帯は海産物が豊富であるが消費者が比較的少く増殖率の盛んなるは却つて人口稀薄の地に見る一異彩である。又その方面、馬來の中樞を成す山脈一帯には錫が採れる。錫鑛の副産物としてタンゴステン、モリブデン、ウルフレム等は努力に對しての駄賃としてついて来る程容易に採れる。其他鑛石の埋藏量は相當有望な

るものがある。

一一六

英の奸策に乗る

けれども過去に於て英國の奸策によつてタイ國政治に或る程度の干渉を受け其方針が壓へられてゐたから騙され欺かるゝがまゝ之等資源を開放する事もなさず自らも開拓の手をも延ばしきらなかつた。彼等は米作のみを墨守して來た傾があつた。然し政府も國民も英國の甘言政策を疑ふもの一人として無かつたと云ふことは恰度大人が子供を騙す時のやうに、子供は鼻薬に菓子を買ひ、その上煽てられて獨り喜び、大人の親切に感激するに似て、少しも疑ふところがない。その純潔の子供こそ憐れ遂には自らの立場を失つて、今尙それが解らずにゐるに等しい。

我が國に於ける親英、親米派と稱する人等の中にも斯る傾向のあるものが絶無とは云ひ難い。英國が常にタイ國に望むところは、タイ國並にタイ國人が智と富を持たぬことであり、彼は一貫して之を實行し來つたのである。従つて、政府は國民をして米作を墨守せしめ、それを以て國家唯一の財源として他の産業を餘り顧る事がなかつた。農民も亦只管親譲りの米田を耕し之に依つて與へらるゝ收入に満足して來た事は確に假面せる英の老獪政策が此の國をして退要的な今日の狀態に陥らしめたのであらう。

排外思想を鼓吹

英國は曩に門戸開放を要求して資源の調査に手を染めたところ何れも有望であつたが、その中でも此の國に於けるチーク林と錫鑛は他に抜きんでゝ優秀なものである事を認めた。以後投下資本も北部に於けるチーク林と南部の錫鑛

山のみに限り英國は權利を獲得した。併し彼の執着はその盡きぬ資源を永久に確保するにあり、他の闖入者を極力防がん事に腐心したものである。然し國土はタイ國自體のものであれば第三國の立場として之を拒む事の出來ぬは當然と考へられた揚句此 國に國家主義思想を植付けたものである。これが抑も「タイ國の國內資源はタイ國人に依つて開發すべし」と云ふ事をタイ國人をして叫ばしむるに至つた原因である。然し英國は既に手に餘る程の利權を既得權として認めた上であるから今更其の制限には何等觸れぬ譯である。

日本の外交が常に貿易統計のみに眼を配つて算盤をはじいてゐる間に英國の外交は經濟的にタイ國の心臓に喰入り資源の開發に依つて自らの權利を泰山の安きに置き國家の地位を強固にし、他面タイ國をして永久的英國依存關係を持たしめ、タイ國の繁榮を英國の融資に結びつけんとし、英國貿易並に投資の機會の維持が政治的現狀の持續を保たしむる事を以つてした。

然るに日本の立場を見るに國家永遠の策には觸れず大事を看過したる傾向がある。勿論現地當局者の任期の短いことは到底長期の計畫、永續事業の完成を望み難きものである。そこに缺陷があり失策があつた。彼れ英國から謂はしむれば私かに心底凱歌を擧げてゐたに違ひない。

以上根本的に相違するところは英國が常に外交に出發して經濟關係を結ぶに腐心し、我が國は經濟に結ばれて始めて外交を考慮するの傾があつた如く思はれる。此の點積極と消極の差を生じ相對立する場合以上の如き結果が生れるのではないであらうか。

タイを牛耳る英國系商社

次に英國の投下資本中權威ある商社名を列記すれば

(1) ボンベイバーマ會社 同社は北部タイ國に於ける「チーク」林の約三分の一に近き面積の伐採權を獲得して常に多量のストックを藏し毎年二萬本以上の丸太を製して之を各國に輸出してゐる。因みに一本の價額は五百圓より千圓に至る大材を指す。

(2) ボルネオ會社 同社はタイ國に於ける森林業を営む最古の會社で、從來の投資額は莫大な額に達して居る。原地山元並に盤谷には大規模な製材工場を持つて居り、毎月自己の便船を以て製材を輸出し、其の基礎は頗る強固である。他に精米所、燐寸製造工場を有し一時華僑日貨排斥の軍資金融通等の運動の策源地とも傳へられた。

(3) ルイスレオノウエン會社 同社は北部タイ國にチークの所有林あり、自ら植林せる木材を製し、其他一般支那人經營製材會社の製材をも引受け歐米に輸出して居る。

(4) アラカン會社 同社は輸出を主としチーク製材並に白米の輸出に従事しつゝあるも事業的にはキューバ島向タイ米輸出を一手に引受け米穀業者としては有數のものである。

(5) アシアチック、ペトロリウム會社 同社は主としてスタンダード石油會社に對抗し石油の賣込みに全力を注ぎ殊に最近同社の同國に對する石油問題に就いては國際的に運動を開始しつゝある。

(6) クーパージョンストン會社 同社は製米並に製材工場の經營及び輸出入業を営み殊に機械類、自動車、トラクタ、飛行機の輸入を主とする。

(7) アングロサイアム會社 同社は奥地にチーク林を所有し林業を営み、製材事業、倉庫業を兼營する有數の會社である。

(8) バローブラウン會社 主として機械類、飛行機、軍需品の輸入を専門に扱つて居る。

(9) スティールブラザー會社 外國商社中、米の扱ひ高は最も多く製材と共に歐米への輸出を専らにす。

以上はいづれもタイ國に於て英國事業家の投資の最大なるもので代表的英國系商社である。其他英國系錫鑛開發會社の主なるものは十數社に餘るがこれ等は何れも英國會社のみでタイ國事業界に君臨するの觀がある、此の點に觀るに如何に彼等が投資事業に斷然たる勢力を有するかと窺はれるのである。同時に今日に至る迄タイ國の資源開發に従事せるものは殆ど英人の手に委ねられ獨占的地位の追隨を赦さぬものがあつた。英國が夙にタイ國をして半植民地の如くあしらひ來つたことも國內經濟的實力の壓倒的優勢を占め、年々巨額の超過利潤を貪りつゝあることも亦捨て難き既得權益の賜があつたからである。

脱し切れざる對英依存

日タイ英の三角關係を成す國際情勢は、今や極東に於て極めてデリケートな動きを見せてゐる。それは恰も、資本家と親族への義理に立つタイ娘の心境を物語ると謂ふも萬更今日の場合當嵌らぬことでもなからう。現下立憲君主制を名乗るタイ國は、國家として東南亞細亞に於ける唯一の獨立國である。その地理的及び軍事的の理由から國家の重要性は今日の場合、これを挟む強國の立場にとつては寧ろ看過し難い地位に在る。この三角關係は同時に微妙な動きの間に將に國際的危機を孕んで居ると謂へよう。

英國との連繫は過去に於ける貿易並に投資關係に於て既に政治的にまで結ばれ、少なからぬ依存關係を有するのである。他面經濟はさることながら、地理的民族的立場からしても、東亞共榮圈の建設は日タイ兩國にとつて離るべから

らざる宿命的存在にあることを明瞭にしてゐる。それがために、東亞共榮圈の實現を眞面目に考へ、且つ、その建設に邁進しつゝある日本の企圖は極東に於ける前記英國の立場から見ても事態の穩やかならざるものがある。過去タイ國は殆ど英國資本によつて發展せしめられたと云ふ見方は今日我が國人中にも斯く解する者は尠くないが、それは一方英國側の解釋に基くもので、決して當を得た解釋とは言へないのである。元來英國が世界の何れの國に對しても、常に自國の野心貫徹に對する手段として計つたことを、道義的解釋に結びつけてゐること自體が、誤解のもとになつてゐる。寧ろその結果から見ると惡辣千萬な仕打で血を搾り上げた擧句、尙ほ且つ恩を賣り利權を要求してゐる。それのみならずタイ國に於ける場合、經濟的に英國に依存關係を有する間は、英國顧問の存在をして政治的權要の地位に置かしむることになつて居る。

これが爲に、國際間に絡まる第三國の經濟的進出の意圖は、正當の理由あると雖も、英國の好まざるところは常に拒絶さるの止むなき事情に置かして居たことを認識せねばならない。過去に於ける日タイの共同事業が幾度も計畫されながら成立し得なかつた事實や、日本人進出並に發展に不利な法規法令が當時制定されたことを綜合すると、何れもそこには英國顧問の手の動いてゐたことが分る。

但し、それは何れの英人にも同様適用された事柄に相違ないが彼等は既に手に餘る程森林事業や、鑛山事業に既得權を有するので、何等支障はない譯である。殊に顧問の存在が物を言ふので、英國にとつて少しも不自由を感ずるものではない。

唯打撃は日本であり、其の不公平に對して之と云ふ抗議を訴へるのでもなく、不滿のまゝ過ごし來つたのが今日迄の事情であつた。タイ國自體もその經緯あるを氣付かざるがため、各國に對し平等の政策以外とつてゐないと彼は信

じ切つて居たのである。そこに大人に騙されながら、子供はそれを露ほども氣付かざるに似て居る點が窺はれる。

張り廻らされた英金融資本網

一九三五年に於いてタイ國の公債は九千七百二十萬八千七百五十九バーツに上つた。その中八千七百二十萬八千七百五十九バーツ（英貨七百九十二萬八千六百九十九磅）は磅公債より成り、殘餘が國際的に募集されたものであつた。鐵道、灌漑、水道、發電所等、國家として重要な事業の施設費は殆ど外債によつてそれを補つて居る。これ等は殆ど全部が倫敦で賣出された。

尙ほ英國に經濟的に依存せる點はタイ國政府の對外債務償還金三千十六萬九千八百五十三バーツの中、二千萬バーツ以上が倫敦の諸銀行に預金されて居り、殘餘はタイ國の在外磅基金とされてゐるといふ事から見ても明らかである。最後に、タイ國はスターリング・ブロックに屬してをり、その通貨は一磅對十一バーツの割合で磅にリンクしてゐる。現タイ國通貨準備の大部分はスターリング有價證券及紙幣で保有されてゐる。タイ國政府には英國人の財政顧問が常駐せしめられてをり、盤谷にある六つの外國銀行の内三つは英國系である。英國はタイ國の各種公共事業に莫大な金額を投資してゐるばかりでなく、その私的投資も少なからざる額に上つてゐるから、見方によつてはタイ國として大いに感謝せねばならぬ點もある。然しその眞意はタイ國の國威興隆のため、文化向上のために爲されたのでないことは前述した通りである。

以上の公債投資は今日如何なる利潤と、如何なる權益を齎し、それが果してタイ國政府の財政にどれ程の餘裕と蓄財を與へ國民を幸福に導いたであらうかといふに、寧ろそれによつて經濟的獨立への機會を失ひ、現状維持政策が禍

ひして、國民をして退嬰的に墮せしめたといひ得るのであつて、この損失は國家として千歳の悔でなければならぬ。英國側のタイ國に於ける資金の融通と云ふも、資本投下と謂ふも、英國自體の利益と繁榮の爲に採つた手段に外ならない。寧ろ強慾に奸智にたけた高利貸に等しく、事柄の大きい丈世界人道の爲め憎むべき行爲であるのだ。タイ國が現在に至る迄に發行した外債の年度統計を示せば左の通りである。

年 度	外債額 萬磅	公厘利	發行地
一九〇五年	一〇〇〇	四、五	英國 ロンドン
一九〇七年	三〇〇	四、五	佛 國 パリ
一九〇九年	四六三	四、〇	英領馬來聯邦
一九二二年	二〇〇	七、〇	英國 ロンドン
一九二四年	三〇〇	六、〇	同
計	一千三百六十三萬磅		

であつて、殆ど英國資本に仰いで居るのである。これ等外債募集當時、英國が應募條件として外債の返還濟みとなるまでは、自國人即ち英國人顧問をタイ國政府部に輸入し置くべきを主張し、タイ國はそれを承諾して借入れた關係上、顧問制度を今更如何とも致し難い事情に置かれて居るのである。

岐路に立つタイ國

最近日英間が尖鋭化し、その間に挟まれてゐるタイ國の嚴正中立が、果して同國の爲めに最善の策であらうか、今

や世人の注目的となつて居る。本年四月中、日タイ間に不可侵條約の結ばれたことは、未だ何人も記憶に新なるところであるが、タイ國にとつてその論理的根據は、英國にも、亦米國にも共通するものである。茲に一種の普遍的、便宜的、方法的、若くは技術的中立主義とも呼べるべきものがある。

タイ國自體は曾て佛印に對しては東甬塞に失地回復を要求して止まざるものがあつた。多年の宿望は遂げられて、幸ひ日本側の好意ある調停が早かつた丈けに相互に大怪我もなく大事に至らずして此の問題は解決したのである。兩降つて地固まる如く、日タイ佛間は、以來却つて交友關係が一層緊密に、萬事都合よく進んだ。この調停には何れも互に野心がましい主張をせず、和解そのものであつた事は喜ばしい事である。

今や日タイ關係は、軍事に經濟に兩方面共に國際情勢日に増し緊迫を告げつゝある。殊に昨今の如く條約國と雖も、明日にこれを廢棄し、中立國の地位も失はるゝことの珍しからざる有様に於てをやである。故に日タイ英の關係と雖も將來如何なる道を辿るや、何れの立場から見ても測り知れぬ岐路に立つて居るのである。

現下たゞ事變の具體化せぬ迄であるが、英國は既に緬甸タイ國境に軍を集中し、國境包圍陣の體制を整へつゝ外交々渉によつて頻りに迫りつゝ政治的軍事的工作に片時の猶豫を赦さぬ形勢すら馴致しつゝある。そこで現實に小國の立場として中立維持は不可能に近い程、當てにならない。形勢の急轉回は時間の問題として見られねばならない。

タイ國の生くる途は

他面タイ國の態度が親英に見えたり、或は親日であり得るのは、現在自國を工業化して自由獨立を獲得せんとする平和經濟時代に抱く國家の政策に外ならないのである。

然し非常時代の今日にその實行は最早や望み難い事であつて、各國共に平時産業は何れも重壓を受けて振はざる事情にあり、我が國にもタイ國より紡績其他機械類の注文をして來てゐるし、英米にも同様發註されてゐる模様であるが、何れにせよ國際情勢の急迫しつゝある環境はこれに應じ兼ねるであらう。のみならず、應ぜられたにせよ、事業上の實績をタイ國に於て見るに至る迄は相當の日月が流れた後の事であらう。それも甚だ頼りない事であると思ねばならない。タイ國民の九割が猶農業に依存しつゝある現實に對して、有用なる殖産事業の擴充計畫を樹つべきが最も妥當である。而して現下の非常時を切抜くる策に出ることが、國家と國民を幸福に導く所以であり、以上の悩みより逃るゝ唯一の方法であらねばならない。

日タイ提携の楔は何か

日タイ提携の對象たるべきものには精神的方面や物質的のもの、又政治的、文化的、財政的、經濟的等多々あるが最後の項に臨んで茲には日タイ提携によるタイ國對外貿易機構の改革に就いて一言して見よう。

従來、タイ國の對外貿易の痛は英領貿易港を経ざれば行ふことが出来なかつたこと、華僑を無視して對外取引が不可能であつたことに存する。タイ國の對外貿易は最初香港、新嘉坡との間に始まつたもので、漸次今日の發達を見るに至つたが、その貿易は全く兩港に依存して來たと云へやう。一方人的には香港、新嘉坡在住華僑とタイ國華僑間の取引であつた。即ちタイ國對外貿易の實權は之等の二中繼港と兩地在住華僑の手に在つたもので、換言すれば英國權力の支配下に行はれてゐたのである。此の弱點は同國が經濟的に英國に隸屬するの止むなき立場にあつた抑々の原因と見るべきである。

臺灣こそ兩國貿易の中繼點

故にタイ國をしてかゝる英國勢力の羈絆より脱して、タイ國人自身の活路を求め、以て今後に於けるタイ國對外貿易の新ルートを他に求むるの必要が生ずるのである。以上第一第二の要件に對する方策の中、第一要件に對して香港、新嘉坡中繼貿易に代るに臺灣を以て貿易中樞となすことは、第二要件に對する人的問題とも不可分の關係にあるが故に、こゝに臺灣の地理的位置を一瞥してその然るべき所以を検討して見よう。

今や世界の情勢は、好むと好まざるに關らず歐洲ブロック、亞米利加ブロック、東亞ブロックとブロック形成の機運が自然的に醸成されつゝあると見ねばならない。されば將來世界經濟は各ブロックの自給自足を主とし平時にありては各ブロック間に物資の交流を生ずべきも、一旦相互關係に龜裂を生ぜんか、ブロック外との物資交流は困難となつて自己のブロック陣營内に活を求むるの外はないのである。此の事實は支那事變、並に現下直面せる東亞の危機に當つて日本の既に體驗しつゝあるところであつて、此の傾向は益々倍加するであらう。従つてブロック内の自給自足的物資交流の體制を整備することは急務中の急務である。

試みに南洋を含む東亞の地圖を観るなれば、臺灣の位置は正に、東亞の中心に位して、將來ブロック内交通貿易の中樞たるに好適であり、現に日タイ間海空連絡の要衝で、又日本の南方發展に對する前進據點でもある。更にタイ國の對外貿易體制の革新上、日本の絶對的支持を必要とする點から觀ても香港、新嘉坡に代るに臺灣を以て中繼港となすを妥當とし、それが共榮圈内物資の交流を圓滑且助長せしむるものである。

華僑對策と本島人の配置

次に第二要件たる華僑問題に關して卑見を述べて見よう。華僑が南方諸域の經濟上に有する勢力は茲に數々を要せぬが、特にタイ國に於ける國內商業並に對外貿易に於ける利益の横奪はタイ國貧困の一因をなしてゐる。タイ國自體としても自らの富強を計らんに先づ華僑の手より、その商業並に貿易を奪回し、タイ國人自身のものとすべきことを要件とする。同國政府が常に意を注ぎ努力せる處も此の點に在るのであるが、實情を顧みれば到底一朝一夕を以て急激に所期の目的を達成することは不可能であつて、或は現狀の場合絶對不可能とも謂ひ得るのである。

一方、支那も亦東亞ブロックの一成因たる見地よりすれば、徒らに華僑を排することなく、寧ろ彼等の潜在的勢力、既組織網を利用することが得策である。これに適應せしむべく華僑に對する一方の登場人物として臺灣本島人を擧げ得る、華僑との對立役者として臺灣本島人がその適役であることは既に試験済であり定評がある。而も臺灣本島人、特にその青年は日本の臺灣統治四十餘年の果を結び、殊に今次事變に於ては日本人たるの自覺と誇りを感じ、日本精神の具有者として恥かしからぬ態度を示した。それで華僑に配する日本の使命たる東亞ブロック形成の先覺者として本島人を考へることはこの際極めて妥當である。

東亞ブロック形成の一要素

斯かる臺灣本島人の存在は、臺灣を中繼貿易港たらしむるに有力な要素でもあり、當局としても眞に華僑問題を考へるならば此の點を困却する事があつてはならない。これ正にタイ國に於ける華僑に止まらず、將來東亞ブロック

ク内に於て、如何に彼等華僑指導すべきかは、一つに懸つて本島人をその適所に配置し得るか否かにあると云へやう。

又更に近年臺灣の工業化問題は論議的となつてゐるが、同島が南方よりの諸原料輸入、物資交流の仲繼地として至近の位置にあり、其の豊富なる電力と相俟つて臺灣の工業化は今後着々具現するものと思はれる。従つてこれに伴ひ臺灣の價值並にその存在は益々重要性を帯び東亞ブロックの中繼港として、且つ永年に亙るタイ國の悩みを解消すべき唯一の活路となるであらう。

若し此の事實が余の本論提唱當時に於て計られて居つたなれば英國依存關係は夙に脱却し得てゐたであらう。

タイ國の行くべき途

前述の諸項を綜合し、今日のタイ國眞意を質すことの難事なるは勿論、今後の動向に對してもまことに豫測を許さぬものがある。政治家中には飽迄「嚴正中立を守るべし」と聲明し、「タイ國はこれが爲に最後の血の一滴まで死守し通す」と豪語するものもあるが、今日の場合その中立が果して何時まで守り通せるであらうか。

勿論斯かる態度、聲明こそ今日の情勢を惡化せしめぬ一方法ではあるが、それが將來のタイ國をして安堵の中に自由獨立の榮譽を擔はしむるものでないことは勿論、多分に過去の英國依存關係を持續すべき運命を辿るに過ぎない危険を感じさせられる。何となれば前記した如く英國の一貫した東洋政策はタイ國の中立によつて何の變りもないからであり、この點については過去の事實を輕視することがあつてはならない。

民族雪辱の日は近し

タイ國はタイ國人のタイ國と云ふ「スローガン」の中に大なる理想と希望を求め、我國と共に東亞共榮圈の實を擧ぐべく願望達成に協力するを拒むものではないであらう。政府の主張は時の爲政治家に依つて意見を異にし、個人の命は短いけれども民族の生命は永い。行政の區劃は法令を以て一朝一夕に變ずることも出来るが、民族の意識と傳統は百年の僞裝を以てしても同化し難い一貫したものを持つてゐることは何れの民族と雖も變りない筈である。

願へば叶ふと云ふ諺の如く、今日のタイ國にとつて、宿願達成の機が着々近づきつゝあることは想像に難くない。「忍從の中に來る光明は曉て汝の勝利である」――過去第三國の爲に自らの地と富を收奪され、もがけどその犠牲より逃れることの出来なかつたタイにその汚名と屈辱を雪ぐ日は案外近いかも知れぬ。この宿望達成のために並々ならぬ努力をつゞけてゐる愛國者達の苦心が察せられる。此の昏迷岐路の難關に立つてゐる隣邦タイ國に對して我が國は飽迄も之れを支持し、同情友誼的であるだけではなく、物心兩方面より極力援助してやらねばならない。

日本の積極的果斷を望む

現在タイ國民としては全般的な東亞の運命を自覺し、將來日本と最も緊密なる提携と友好關係を保つて共榮の實を擧げたいと念願する者と、敢てこれを表面に出すことを氣遣ひ或は反日的意志を表示せる者とが無いとは言へない。それは今なほ日本を知らぬ現狀維持派にして、英國依存の夢から覺めぬ者か、或はそれら一派の歡心を買はんがため、自ら矛盾を知りつゝ敢て反日を唱へてゐる者にすぎない。東亞の盟主を以て任じその安定勢力を志す我が國としては

大乗的見地に立脚して我が國本來の道義に基づき、確固たる大信念を以て一路積極的な方針を採ることが此の際與へられたる我が國の使命であり、ひいて隣邦諸民族同胞の上に永遠の福祉を齎す基となるのではないかと思ふ。

最後に、曾て革命の指導者であり現國務總理ロアン・ビボン將軍の輔佐役であるピヤ・パホン將軍は筆者と青年時代よりの知己である、今日の大難局の衝に當つて彼は日本支持の第一人者として並々ならぬ苦闘と努力と手腕と愛國の至誠を傾けてゐる。その眞情に對し茲に敬意を表し日泰兩國の友好關係をして永遠の平和と幸福の基礎を固められんことを希ふものである。

余の觀たるタイ國人の氣風

横田兵之助

私は畏友からタイ國人の國民性に就いて述べて見よと求められたが、私の渡泰は明治の末期で既に時代を異にしてゐるので躊躇はして見たが、二、三述べることにしませう。

私の第一歩は當時の暹羅國盤谷であつたが、奇異に感じたのは挨拶であつた。同國の作法として合掌と思ひの外、接する人凡てが握手であつたことだ。上流の多くは其の生活様式を歐米風に則とり、手にする書籍も殆ど歐米物で、如何にも誇らしげに讀み居るには一驚を喫した。店舗は本國人の經營するものは殆ど見られず、大部分は華僑で印度人其の他の外國人で占められてゐる。又官衙商社等に見るも、樞要の地位は皆歐米人に占められてゐる。随つて首府

盤谷市内でタイ國の國民性を求むるは、容易の業ではないと思はれた。其の後地方旅行の機を得て、初めて固有の風習に接し、タイ人に關する認識を深めることが出来た。

内地旅行の或る日のことであつた。我々は某地で知事の接待所に宿泊することになつた。すると、接待役の事務官は特に日本人を好む人と思へ、我々を自分の官舎に宿泊するやう懇望せられ、歡待に至らざるなしの有様であつた。態々地方物産の見本までも取寄せて示された。愈々所期の調査も終り、辭去に際して友人に土産にもと、前に示された見本の中で、珍奇と思はれる竹根の杖を一商店で求めたところ、同事務官は頗る機嫌を損じたりしかつた。譯をたづねると、「竹杖が欲しくば何故自分に申し出さぬか。黙つて他より買入るゝとは我が國の禮に反するものである。」との叱りを蒙つた。我々は日本人の習慣を説明し、濫りに物を乞ふが如きは禮に非ざることを陳辯これつとめ、漸く誤解を解くことが出来たことがあつた。

當時タイ國內地旅行には旅館が無いので、旅行者は困ることがあつた。食物は米、肉、魚、食鹽等が行く先々で手に入るから、我々日本人には餘り不自由を感じない。野菜は支那人の居る所でないといふ買ひ入れることが出来ない。(タイ人は大抵植物の嫩芽を摘み、其儘少しの鹽辛を付けて食用とする、南瓜の如きも果實よりは新芽を好んで食する)我々が旅行中、時に瓜類などを見付けることがあると、同伴のコツク(タイ人)は、無斷でその果實を探り、その代償として帶の裂き片に相當の金を包み、その蔓に結び付けて立去るを常とした。又雨期の舟行に水中に流し針を見付けると、勝手に引上げて好きな魚を外し、前と同様布片に代金を包み、其の釣糸に結び置くのである。

そこで私はコツクに問うて見た。「その包には相當額でなく、もつと少なく包んで置いても宜いだらう。」と、コツクは眼を丸くしてパツパツ、テムテイ(佛罰が當るから出来ません。)と、斷然撥ねつけられた。若し此の場合支那人な

れば如何。日本人なれば如何。私はこの原始時代を思はせる純真さに強く心を打たれたのであつた。

農家では豚も鶏も放し飼ひで、朝の鶏鳴は部落附近の樹上から、野鶏のチャングルからのと呼應して聞える。そして旅行者は常に慣らした犬を伴ひ、隨時思ふがまゝの鶏を噛み殺させ、飼主には相當の代償を支拂へば互に何事もなく平然として居るのが常である。これ等は皆佛教の信仰に基くものと考へさせられるものがあつた。

元來此の國は佛教國で、憲法にも國王は佛教を奉信すべし、又國王は佛教の擁護者たるべし、と規定されてゐるだけ、上は國王より下は賤民まで、必ず一度は出家修業(短かくも二三月間)することになつて居り、嚴格な戒律の下に行はれるのである。若し戒律を破れば直ちに破門され、終生世に立つことも出来ないのである。

以上の如き純真なる良俗は頗る悦ぶべきも、反面物質を輕んじ營利を賤む缺點あるを免れない。利に敏き華僑がこれを見逃がす筈はない。タイ國の經濟的活動が殆ど華僑の手に依つてなされてゐることは、タイ國のために惜むべき次第である。

象の百態

外務省商務官

田澤丈夫

一、はしがき

凡そ動物の中で、象ほど人類文化發達史に多大の關聯を有し且つ貢獻を爲したものは尠いであらう。

試みに、原始時代の東西の神話や傳説を検討せられよ、如何に象が縱横の活躍を演じてゐるかゞ領ける事であらう。殊に東洋に於ては、佛教を通じて、象は總ゆる方面に關聯交渉を有してゐる。それゆゑ今若し東洋の文化から象の姿を抹消したとせば、恐らく其の華麗な色彩は大いにその妍を失ふに至るであらう。

東洋殊に佛教國に於ては、象は最も人々に親しまれ、或は尊敬せられたのである。それは釋尊の化身が即ち白象であるとする佛説や、或は彼の摩耶夫人が『六牙の白象に化した菩薩が安らかに睡り給へる夫人の右脇下より

忽然として入り給ふ』と夢見て釋尊を懷胎し給へりとする佛説などに基くものであらう。

其他佛教經典に現はれた象の重要な地位、從つて象の佛教を通じて、人類文化發達史に與へたる影響貢獻といふものは實に絶大なるものがある。否、世俗に行はれてゐる物語、傳説、乃至は童話なるものの中には、如何にそれが佛典から攝取され、巧みに咀嚼されてゐるものゝ多い事よ。例へば、六人の盲人が四方八方から象を撫で廻はし『蛇ぢや』『いや柱のやうで御座る』『ウニヤ、木の根そっくりですぞ』などゝ互に喚き合ふたなどゝ云ふ説話は、『巴利阿含經(パリアゴンキヤウ)』第八十九經から取材したものであるし、又支那の聖哲が白象の體重を測るに、これを舟に積み、更に石の目方を以つてそれを知つたと云ふ有名な古事は佛典の『雜寶藏經』から出てゐるのである。或は又あの兎の背中に、木の葉が一枚はら／＼と散つた爲めに、『それ、地球が壊れるのぢや』と森中が大騒ぎを演ずると云ふお伽噺の中にも象が顔を見せてゐるが、あれは、『小什部』から拔萃されたものである。又例の歌舞伎十八番の内の『象牽き』は婦人の黒髪で編まれた大綱で、大象を牽く趣向であるが、これ亦佛典から取材したものである。

以下順次佛典佛話中に躍る象の姿を検討し次で神話も繕いて見やう。

二、釋尊速斷を戒む

釋尊は、婆羅門に對し速斷を戒めて左の通りに説かれた。

『婆羅門よ、茲に私は喩を説いて見やう。象のある森に這入り、大きくて廣い足跡を見ても、それが若し象に深い經驗のある人ならば、即座に、これが大きい象だと考へぬものぢや。何故かと云ふに、ワアマニカと云ふ身長の高い象は大きい足跡を有してゐるからだ。又更に進んでゆき、大きい足跡があり、其の傍に高い枝が折れてゐても、これは大象だと速斷してはならぬぞ。といふのは、身長のある、足跡の大きい、カアラアリカと云ふ象があるからである。更に進む裡に、大きい足跡があり、其の傍に高い枝が折られ、幹に牙痕があつても、これこそ大象だと斷するのは尙早ぢや。カネエルカと云ふ大きい牝象があるからである。愈々踏込み、大きい足跡で、折られた高い枝、幹にも牙の痕跡があり、それに、あちこちと行きつ戻りつしてゐるか、或は臥してゐる巨象の姿を認めたら、始めてそれと悟るべきである。』

實際上、足跡に依つて象の大小、性別、その象群の大小を決定する事は至難事とされてゐるのであつて、釋尊の洞察の鋭さに、乍今更驚歎の昨を瞭らねばならぬ。

三、法句經に於ける象の姿

『戰場に於て射られし矢を、象の忍ぶが如く、我れも亦誹謗を忍ばん。多くの人々は不徳なればなり』

『人々は馴らされた象を戰場に牽き、王も馴れし象に乗る。自らを調へ、誹謗を忍ぶ人こそ、人々のなかの勝れたものなれ』

『驪馬も馴らされたるはよく、信度の馬もよく、大いなる牙のある象もよし。されど自らを調へし人は、それに増して勝れたり』

斯様に釋尊は、象の忍従の美德を稱へて、衆生に教訓を垂れ給ふてゐるのである。世尊は又、狂ひたる象と雖も名駟者の打ち振る鈎(フック)の上一下に慥伏して驕然と本心に立ち戻り、もとの柔順さに立ち返る事を引例して、

『この我が心、以前には愆のまゝに、樂しみのまゝに好むところにさまよひしが、今寂しくこの心をおさゆべし。鈎を執れる調象師の、狂へる象を鎮めるが如し』と

説かれてゐるのである。或は又、泥濘に陥入つた象は、過大なる體重の爲め、焦ればあせるほど、もがけば跳くほど、苦界に沈み、果ては、あたら命を喪ふに至る事を例にとり、左の如く放逸を戒め、心を落付けて苛立つ可からざる事を教へてゐられるのである。

『不放逸を戒めよ、己れの心を護れ。泥の中に陥りし象の如く、惡趣より己れを引上げよ』

四、須磨提女經と象

『羅喉羅(ラゴラ)は、五百の孔雀。摩訶却賓那(マハコウヒンナ)は、五百の金翅鳥。優留毘羅迦葉は五百の大龍。大迦旃延(ダイカセンネン)は五百の白鳥。離波多是五百の虎。阿那律は五百の馬。目連は五百の象を率ゐたり。白象は各六牙あり、金銀を以つて嚴飾し、光り眩ゆし』

この一節は、まるで秘鳥、大龍、聖獸のオンパレードのやうな壯觀であるが、何と云つても白象を配した巨象の偉容は、蓋し厭倦と稱すべきであつたであらう。

五、雜寶藏經と白象

『雜寶藏經の中に、次のやうな故事が見えてゐる。』

提婆達多(デヴァダッタ)は、世尊を嫉むのあまり、その命を奪はんと、日夜惡計を運らしてゐた折柄「ナラギリ」と云ふ處に棲む名代の暴れ象があり、日に一石六斗の酒を盗み呑むとの噂があるのを幸ひ、或日、提婆は町中を恣ふ振れ廻つた。

『来る何日には、この暴れ象は平常の倍の三石二斗の酒を呑むのぢや。だに依つて、怪我の無いやう、當日は町へ出るなよ』

提婆の肚では、斯うして置いて、佛陀が暴れ象に踏殺されるのを、ゆつくりと娛しんでやらうとの悪い企てであつたのである。

遂に其の日が來た。それまでにこの恐る可き陰謀を漏れ聞いた佛弟子達は、非常に胸を痛め『何うか世尊よ、布施のための御外出を、この日だけはお止め下さいませ』と涕を流して、色々と御勧めしたが、佛陀は頑として、これを聽き入れ給ふ氣色も無かつた。當日、佛陀を慕ひ申す者も、提婆の惡計に與する者も、何れも、一體この喧嘩は何うなることかと、固唾を呑み、凝乎と控へてゐた。

愈々、諸根淨らかなる世尊は、寂然として歩み給ふと兼ねて待ち構へた提婆は、折こそ好ければかり、例の

其の昔、ガシの國王が、ヒダイケイ國王と交戦したが利あらず、遂に敗れたため、この恨みを雪辱せんばあらずと固く意を決せられ、象を以つてこれに當らしめんと、山林を隈なくもとめさせた所、圖らずも、一頭の見るからに崇高な白象にめぐり逢ふ事が出来た。痛く喜ばれた國王は、早速その旨をお告げになると、その白象の申すやう、

『國王の御仰せではありますが、實は私には老父母が居ります。しかも兩人とも盲目で、誰れ一人養ふべきものも無い有様で御座いますので……』

流石この至孝の一言には、王も尤も千萬と感ぜられ、この象の願ひは御聽しになつた。やかつて老父母が死んだと云ふので、白象は王の宮殿に參じ、

『抑々戰ふて、流血の慘を見ると云ふことは、末の末で御座います』と條理を盡し、懇々とその非を説いたところ、王も成程と御肯きになり、その白象を、ヒダイケイ國に遣はされ、和を講ぜしめられたと云ふ事である。

六、釋尊狂象を教化す

印度の神話では釋尊と狂象とを、こんな風に面白く取扱つてゐる。即ち、

暴れ象を放つと、平常に倍して、惡鬼の如く狂ひ出し、並み立つ家々を打壞はすこと、恰もマツチ箱を挫くが如くであるので、すわとばかり、佛弟子は色を失ひ『御尊體危ふし、疾く逃れ給へ』と頻りに世尊を庇はんとしたが、湛然たる世尊は、白若として眉毛一本も動かし給はず、

『たゞ吾れには法あるのみ』

と御音吐も漂乎と言ひ放ち給ふた。

見るに見兼ねた、阿難多といふ高僧は、身を以つて尊體を守らんとしたが、世尊更に應じ給はず、却つて儼としてこれを退けられたのであつた。

狂暴の限りを盡したる大象は、今しも可憐なる一少女を、その足下に踏み潰さんとした刹那、世尊の漂乎たる一喝は、高く天空に迄響き互つた。

『汝、吾れ以外のものを襲ふこと勿れ……!!』

佛の御姿を、ちらりと眺めた暴れ象は、不思議にも、忽然朝日に向ふ霜の如くに畏縮し、今迄の暴威は何處へやら、大聖者の前に慙慙に肢を折り、跪いて終つた。

やがて世尊は懇ろに象に向ひ、

『これからは決して人間を害あめするものでは無いぞよ』と諄々と訓戒を垂れられた。即座に發心した象は、直

ぐに大衆環視のなかで、晋吐朗々と五誠を誦じたので、並み居る人々も大いに感じ、争ふて象の巨軀を寶珠を以つて、嚴飾したと云ふことである。

七、佛話「ゴオタマ問答」の一節

大昔のこと、ゴオタマと云ふ仙人は、母を失つたと云ふ哀れな仔象を撫育してゐたが、やがて山のやうな大象となつた。折りしも『インドラ神』は、ゾリタランシユの王と身を變じ、象を拉し去らんとした。これから、仙人とインドラ神との間に、劇的な對話が始められる。

仙人『これは情なきことを仰せらるゝものかな。この象こそは、やつがれ吾子の如く、多年いつくしみしものに御座る。さればこの象もまた、やつがれの爲めには、水を汲み、薪を運び、しかも留守を守つて呉れる。イヤはや、いかなる仕事とても、やつがれの爲めには快く應ぜしものに御座るほどに。……』

神『然らば、其の代償として、牡牛百頭、小女、黄金寶石などを遣はさうぞ。』

仙人『世を勘ねた仙人のやからに、濁世の財寶が、何の嬉しう御座らうや。』

神『こりや、仙人、こは正しく王象なり。國王の用に

足らしむるものなるぞ。』と云ひつゝ神立ち去らうとする。流石に仙人、憤然として、

仙人『たとへ閻魔大王の許に繋がるゝとも、やつがれ、この象は取戻す所存。』

神『閻魔大王とは、罪業ある者の赴くところ、それを知つてか？』

仙人『然にはあらず、大王とても、まことの王、弱き者の爲めに、強きを挫く御仁で御座る。』

神『違ふわ、罪障あるものゝ出向くところぢや。イヤ、もつと高く昇るぞ。』

仙人『よし、ヴァイシュラヴァナに居くとも、象と離れてなるものか？』

神『もつと高く昇つてもか？』

仙人『メルッ山に駆け登るとも、あと跟ける決心』

斯くて、神と仙人とは、ナラダの花園、ソマの沃地、インドラの天國、リシの地、プラマの大國などと押問答の擧句、果ては遂に、

神『如何に仙人、こゝまでは跟いて來られます。』

仙人『イヤ、どこまでも追縋り申しまするぞ。』と返答した時に初めて氣付き、

仙人『あつ、あなたは、インドラ神にましますか？』

やつがれは三界をさまよへるもの。今迄の無禮雜言の數、托けて御赦し給へかし。』

すると、インドラ神は痛く仙人を賞し、恵みを與へられた。

仙人『神よ、何卒、その象は、やつがれに御返へし下さりませ。まだ年齒穉かに十歳、やつがれ、我子のごとくに、手しほにかけましたもの、やつがれに取りては大切な朋輩にござりまする。』

神『然らば、象は返すぞ。ホーラ見るがよい。象が其方を見て跪坐してゐる。折角大事に育てるがよい。』

斯うして、ゴオタマ仙人は、懇にインドラ神に謝しつつ、象を引連れ、正しきものさへ、やたらに行けぬ、極樂に到つたと云ふことである。

八、普賢菩薩と白象

勸發品には、普賢菩薩が釋尊との莊嚴なる御問答中、菩薩が其の功德力を獅子吼し給ふところに『……是の人若しくは行き、若しくは立つて、この續を讀誦せば、我その時に、六牙の白象王に乗つて、大菩薩衆と共に、そのところに至つて、自ら其の身を現じて、供養し、守護してその心を安慰せん。』と拜せば、眼前に端然極まりなき

白象の、雪を敷く六牙も神々しう、華雨さん／＼として濺がれ、諸天の奏する伎樂もいと妙なるなかを、仰ぎ見るだに畏ろしき普賢菩薩の、七彩に映ゆる璽路も目映う、湛然と結跏趺座し給ふさま、髣髴として偲はるゝのみならず、更に『……この法華經を修得せんと欲せば、三七日のなかに於て一心に精進すべし。三七日を満じ了らんに、我當に六牙の白象に乗つて、無量の菩薩の、しかも自ら圍繞せんと、一切衆生の見んと喜ぶところの身を以つて、その人の前に現じて、爲に法を説いて示教利喜すべし』と奉讀し奉れば、大請願を提げ給ふ、崇嚴たるなかに、凛乎たる普賢の御威容もいと氣高う、聖なる白象の、圓滿無礙なる寂智の氣韻が、玲瓏として心眼に迫るを覺えざるを得ない。

九、優婆塞戒經と象

象ほど徹底的な動物は尠いであらう。所謂石橋を渡いて渡るといふ言葉は、象にあてはまるのである。同經中には、象の徹底振りをこんな風に評してゐる。

『恒河を渡るに、兎は水に浮んで渡り、馬は中途を泳ぎ、象は底を徹して渡る』

十、聖 天 様

別名、双身毘沙門、八牙王或は歡喜天

聖天様の御本體は極秘にされてゐるが、生駒の聖天にしても、亦四國の金比羅にしても『象頭山』の名稱が残つてゐる所を見ると、聖天様の本體は、印度ヒンドウ教三大神の一たるガネシャ神であるかも知れぬ。何となれば、ガネシャ神は、頭が象の頭になつてゐる神様だからである。

ガネシャ神は、象頭人身、印度では、福德成就、商賈繁昌をはじめ、柔順、策略、周密或は、文學的才能を司ると云ひ、よろずの神々の中で、最も人氣のある神である。象と云ふ動物が賢くて、柔順で、用心深く、そして威徳を兼ね備へてゐるから、象の徳性を神格化したものが即ちガネシャ神であるとも考へられるのである。

ガネシャ神は、佛陀が未だ御若年の頃、既に餘程の老年であつたそうであるから、随分古い神であつて、抑々神として禮拜されるやうになつたのは、この神を以つて嚆矢とするやうである。

然らば、ガネシャは何故象頭人身なのであらう。これには次のやうな神話がある。

一三八

破壊を司る大自在天と、其の后なるバルヴァティとの間に出来た長男が即ちガネシャなのである。ガネシャは諸神から可愛がられた幸運兒であつたが、何う云ふ譯か土星の神の奥方から呪ひを掛けられ、可哀想に、首と胴體とが別々にされて終つた。あゝ大變な事になつた。どうしたらよからうか」と、悲歎の泪に濡れた母君バルヴァティは、首無し子ガネシャを抱き、途方に暮れておられると、折よくも、保持神の徧照天（ヴィシュヌ）が怪鳥ガルダの背に乗つて通られ、この有様を見て不憫に思召され、其の儘一氣にガンヂス河に一飛びし、折しも晝寝最中であつた象の素首を斬り落し、これがガネシャの頭ぢやと、べつたりと胴體にくつゞけられた。飛んだ間に合はせではある。これには、母君も『おやまあ、象の首とは酷い！』と不満らしかつたが、ガネシャが諸神中で、最も信望のあることを想ひ出し、自ら慰めておられたと云ふことだ。

それから、このガネシャ神は、牙が二本なく、僅かに右牙一本となつてゐる。何うして一本紛失されたかといふに、印度神話は、この疑問をこんな風に解いてゐる。ある日のこと、大自在天の弟子のバラスラマは、カイラサの都に出掛け大自在天を訪れた。すると俾のガネ

シャが取次に現はれて『お父様は今御寢み最中なんだから』と入室を拒んだ。二、三押問答の末、性來短氣なバラスラマは『生意氣を抜かすな』と云ふ譯で、はつと斧を擲げたところが、ガネシャの左牙に當り、ぼきりとへし折つて終つた。

だから印度では、右牙だけある象は『ガネシャ様の御再来』として、途轍も無い禮拜振りを發揮するとは面白い事である。

十一、印度神話「ラマアヤナ」

印度神話の中には、可なり象に關係したものが多し。聖天様の御本體であるガネシャ神の事は前述の通りであるが、象は龜の背に突立つて、この地球を支へてゐるのだと云ふやうな、大きな構想の神話は、とても愉快になる。やはり印度神話の『ラマアヤナ』と云ふ雄篇には一隊の人々が地殻の底深く潜入し、世にもまれなる神象と對面する場面が、巧に描寫されてゐる。その靈象の内でも白象が主役を演じてゐる事は、次の一節で瞭らからである。

『六萬人の大衆がバタラに降り、更に掘出しました。なんとまあ、其處には首領がゐるのです。それは地球の

中にゐる象なのです。

その大きさは泰山にも較ぶべく、眼は斜めに懸り、山も森も、もろ／＼の國も、諸々の都をも包んでゐる地をその頭でじつと支持してゐます。おゝ、カクツタよ、その悶々たる心を想はす爲めとて、この大衆が首を揺り動かす時は、畏るべし、あの地震が起るのです。尊くも此地の守護神たる偉大な象を繞りまして、まあ、羅摩よ、一行はこの象の威嚴に打たれ、恐る／＼『バタラ』へ這入つて行きました。

斯うして、東へ這入り、今度は南へ／＼と歩を進めて参りますと、今度は、酷く大きい、マハブドマと云ふ象が蹲まり、宛然山岳のやうに、その頭で大地をしつかと耐へてゐるのです。この光景を一目見た一行は全く膽を潰してしまひましたが、例の如く、ぐる／＼と廻り歩き、大スグラ國の七萬餘の大衆は、更に西へと進路を向けました。

こゝでは、スマスカと云ふ大象を拜しましたが、大きさも、ほど前と同じ程でしたので、尊敬の意を現はす會釋を済ましてのち、精銳なる一行は、引續いて北へ北へと掘り進んだのです。が、どうでせう。ルズワの主よそこには雪を欺く白象が、其の眞白い軀で、地球を支へ

てゐるのを見附けました。即ち、これこそ、ブツドラと云ふ聖象で御座います。』

十二、象の鼻の由來

ある神様が、この世界が創造せられた時分、夜通し、アフリカのザンベジ河の畔を歩まれ乍ら、象にはどう云ふ風な道具を授けてやつたらよからうかなと、頻りに想ひを練つて居られた。事實この時代の象には長い鼻は無かつたのである。何うかして象だけに、天下無類の奇抜な道具を授けてやり度いものぢやかと、色々頭を痛めておられた。そして獨り言を呟かれるのであつた。

『だが、待てよ、こりや、随分と無理な註文だわい。今迄に不思議な道具を持つた獣は、どつさりゐるが、それより斷然群を抜いた、素敵なものでなくつちやなあ』すると、折しも、廣い／＼河面を掠めた微風が、さら／＼と蘆の莖をたをやかに擦で下ると、その莖全體は風のまゝに千變萬化の形を見せ、さも易々と、自在にくなり廻すのであつた。これを見られた神さまは、この時ぽんと膝を叩いて叫ばれた

『さうだ、さうだ、好い事を考へ附いたわい。蛇のやうな手を拵へてやるとしやう。』

雜報欄

○タイ國大使館へお祝の勅使

天皇陛下には九月二十日タイ國皇帝陛下御護展につき、同皇帝陛下へ御祝電を御發送せられた。
また同日午前十時半、祝賀のため勅使として式部官坊城俊良伯を、暹谷風原宿の同國大使館へ差遣された。

○秩父宮殿下御良好

秩父宮殿下は昨秋十月御微恙のため御靜養中、箱根別邸より葉山御別邸に移らせられ、引續き御靜養中のところ、御經過も極めて御順調にわたらせられると承るが、爽涼の秋を迎へさせられ、更に御加養、御殿録あらせ給ふ思召から、今回御殿場御別邸に入らせられた。殿下には高原の氣澄む同御別邸に當分御滞在、御保養遊ばされる御豫定と承る。

○タイ國天長節に於ける 前侍従武官の放送全文

去る七月二十日のタイ國天長節に際し、前侍従武官ビヤ・

一四〇

かう決心された神様は、蘆を一本御取りになり、ふつと息を吹掛けられると、あら不思議や、見る／＼間に、その形は變りだし、遂に搖れ動く、パピルスのやうに鋭敏になり、果ては、あの通り立派な鼻となつてしまつたのであつた。しかし、それからと云ふものは、象の鼻は一年間に只の一度、それもほんの暫くの間、鼻を使ふ必要も無く、又する仕事も無い時、そうして森中が靜かな睡りに包まれてゐるときに、もとの蘆の莖にかへるのであるといふことだ。

十三、神先づ象を創る

ヒンドウ神話を調べると『象は先づ人類に先だち、創られた』とあるが、西歐神話でも、この點は妙に一致して居る。即ち『神は先づ象を創り給ひ、次で人、猿、蛇、虎等を産み給へり』と。

ウイナットウオンゲ陸軍中將は、同國王陛下の御近況を、タイ國海外放送局より次の如く放送した。

私は目下スイスに御留學中の國王陛下を始め奉り、御家族の御近況を心から氣遣つて居らるゝタイ國內外の同胞諸君及びタイ國に好意を寄せらるゝ諸君に、御話を致し度いと存じます。と申しますのは、私は過去五ヶ年間、吾等が敬愛して已まぬ、アナンド國王陛下並びに御家族に奉仕して居り、最近陛下御留學地のローザンヌから鐵谷に歸着したばかりで御座いますので此の慶賀すべき天長節の佳節に當りまして、海外放送局から、諸君に陛下の御近況を御知らせする様依頼されたのであります。陛下は本日、即ち九月二十日、第十六回の御誕生日をお迎へ遊ばされ、御氣雄々麗はしく何時も御壯健に互らせらるゝことを諸君に御知らせするを得ますのは、私の甚だ欣幸と存する次第であります。この一年間に於ける、陛下の御成人振りは驚くべく、御身長は五呎五寸で、隆々たる筋肉は御父君の如く逞しく同年齡のタイ國人平均身長を遙かに凌いで居られます。

私人としての陛下は酒も煙草も嗜まれません、早寢早起の良習を御守りになり、普通の學生と何等異なられる所在らせられぬ御日常を御送り遊ばされます。甚だ禮儀正しく、御同情に富ませ

らるゝ陛下は訪問客一特にタイ國官吏及び留學生一に對しては、常に御氣謙麗はしく、温い御手と温和な御微笑を以て、御歡迎遊ばします。戸外に於ける御趣味は、園藝や大仕事と自轉車乗りで、夏は庭球・水泳、冬はスキー、スケート、ホッケー等の競技に打ち與せられるのでございます。又室内に於ては貨幣、軍艦や飛行機の繪とか設計圖、兵器や機械類の小玩具の蒐集に御興味を持たれます。尚ほ陛下の常に餘念遊ばさるるタイ國ニュースの新聞切抜帳を御入念に作成遊ばして居ります。陛下は二週間に一度位、映畫を御覽になる以外に、殆ど娛樂場には御出ましにはなりません。

御學問に關して述べますれば、陛下は學校御家庭いづれに於かせられても、常に御熱心に勉強遊ばされます。現在御通學の學校はエコール・ノベルで、陛下はその第八級生で在らせられます。此の學校はスイスでも最優秀校の一つと稱せられて居ります。まして、イラン新王も當校に學ばれたのであります。陛下は恐らく、級中の最年少者であらせられると存じます。全學年は十學級ありますから、一九四三年半ばには同校御卒業の筈で、其後は更に軍事並びに政治學の御勉學を御続けになることとなつて居ります。語學は英獨佛を修められ、其上一週に二度は特別の御學問係りが、タイ語で御授業申上げてゐるのであります。申すまでもなく、陛下は是等の各國語とも讀み、書き、會話には御堪能であらせられます。

宙諸靈の加護豊かにして、幾千代迄も御壯健、御多幸、御榮榮あらんことを、衷心より祈つてやまない次第であります。
國王陛下萬歲！

○對タイ貿易の一元化を斷行

商工省に於ては昨年十二月廿九日對南洋貿易調整令を公布、貿易商品並に調整機關の指定をなして、對佛印貿易の促進を計つてゐたが、其の後益々増大する對南洋貿易の重要性に鑑み、今回その指定地域にタイ國を追加し、佛印と同様、同國との貿易に對する一元的統制を行ふ事となり、此の旨十月十六日附官報を以て公布、十五日より施行すると共に、輸出入商品價格及び數量調整機關として、南洋貿易會の指定せる調整機關を告示し併せて指定商品を追加した。

一、指定區域、タイ國を南洋貿易調整地域に追加す。
二、指定商品及び調整機關

- (イ) 指定品目及び調整機關は佛印に於けると同一とす。
(ロ) (1) 輸入品追加 屑皮、獸骨、獸角、獸筋等十八品目
(2) 輸出品追加 皮革類、珊瑚製品、皮毛、骨角、齒牙、甲殼類製品、ステアリン、香水、酸化亞硫酸ソーダー、樟腦等百品目
(3) 輸出品削除 硼酸、アスピリン、石炭酸、枸橼酸及び重碳酸ソーダー以上五品目

スイスは氣候の良い國でありまして、この恵まれた自然の中で、陛下は毎年冬休みは、御家族打ち連れて、山に冬のスポーツをお楽しみになり、夏は大抵健康地にある合宿所で、御學友と共に愉快にお過ごしになります。

次に、スイスに於ける陛下の御環境に就て申しますれば、御賢明なるソムデット・ブラ・ラチャデョナニ母宮殿下は、陛下の御健康に周到なる御注意を片時も疎かに遊ばされず、又御勉學に對しても、熱心に御指導を遊ばされて居ります。

スイス政府に於きまして、同國民に甚だ有名であり、且つ好感を與へ給ふ陛下並びに御家族御一同に對して、常に到れり盡せりの、便宜供與に努めてくれるのであります。

陛下の御身邊には、忠實にして信任厚き臣下、即ちナイ・エタ・スバボドック書記官補、ナイベルウ・スリパット御學問係り、在ベルン・タイ國公使館出張所タイ國學生監督官ルアン・アルタキット、(在バリ・タイ國公使館二等書記官)等が御奉仕申上げて居りますが、其の他スイスは、現在約三十名のタイ國留學生が勉強して居ります。以上に於て我等が敬愛する國王陛下の御幸福と御安泰とを氣遣へる、忠實なるタイ國民諸君は、國王陛下が何時にても御壯健且つ御安全で在らせらるゝことを了解されて、御満足のことと存じます。

終りに臨みまして、タイ國民並びにタイ國に好意を寄せられる諸君と共に、陛下並びに御家族御一同の上に佛陀三寶及び宇

(ハ) 輸出調整機關

- (1) 新指定 ○輸出 日本機械輸出振興株式會社
○輸入 日本タンニン商事、帝國アルミニウム統制會社
(2) 削除 ○輸出 日本自動車、纖維機械、工作機械、電氣機械、日本電線、電氣機器、大日本農具、南洋雜貨、以上八組合

更に商工省に於ては、輸出入總量、並に價格統制の大綱を左の如く南洋貿易會に對し指定した。

一、輸出は輸出代行制をとらず、本年六月末日を以て終る過去三ヶ年の実績に應じて各調整機關に於て輸出總量の六割を輸出商に割當て、他の三割を入札又は申請割當、残りの一割を保留する。

一、輸出調整機關は右の數量統制のほか、價格統制を行ひ、統制料を徴し得る。
二、價格統制實行監視のため、各輸出調整機關に價格査定委員會を設ける。

一、現地タイ(バンコック)に邦人商社の輸入同業會を設置し内地の輸出統制と連絡をとり、價格、數量の統制を行ふ。
一、輸入に於ては輸入代行制をとる、各調整機關に於て代行商社を選定する。

一、タイ向け輸出実績のある在日インド人商社は英の資金凍

結合に對應するため、此等のインド人商社の輸出割當は認めざる事とし、その實績の邦人商社に對する割當委譲については各調整機關に於て考慮する。

右に關し注意すべき事は、輸出總量は茲で特に新規の數字が決定されたわけではなく、貿易統制令の爲に決定しある數量を所定の方法により、各業者に割當てられるものと解すべきであらう。

○駐タイ米公使の更迭

米政府はタイ國駐米國公使ヒュー・グラント氏を更迭、後任として北京大使館參事官ウィリー・ベック氏を駐タイ公使に任命するに決した旨、八月十四日附で發表した。

(八・一四、ワシントン發同盟)

○タイ國のラヂオ體操熱

最近、タイ國學校の體育獎勵は甚だ盛んで、殊に最近のラヂオ體操熱はすばらしい。是は、日本が毎朝ラヂオ體操の放送を行ひ、教師の號令の下に全國一千萬以上が参加すると云ふ大成功振りを示し、厚生省體育局も大いに力辯を入れてゐる事がこの國に影響を與へたのである。

(八・一六、バーンコーク・タイムス紙)

○歐洲人の退去、日本人の入國

〔倫敦八月十八日〕 盤谷よりの通信に依れば、タイ國人間に入タイ日本人の増加が種々論議され、某タイ字新聞は「歐洲人の退去、日本人の入國」なる記事を掲載して、タイ國到る處に日本人の増加せしことを詳述してゐる。(B・B・C・ラヂオ)

〔倫敦八月十七日〕 盤谷發：近來日本人のタイ國入國は益々増大してゐる。「盤谷から南方ソングラー(シゴラ)に到る迄何處に於ても日本人が見られる」と本日發行の「Sungap Bunt」紙の一記者は「歐洲人の退去、日本人の入國」と題して述べてゐる。從來盤谷映画館の上等席を占めるものは歐洲人に限つてゐたのに、今日では日本人で充滿してゐる。週末には、公園やレストランには日本人が群をなして居り、タイ人にはとても拂ひ切れぬ程の家賃で、多くの家を借受けてゐる。又日本人の商店は多く官廳街の近くに店を開いてゐる。(ロイター通信)

○ソングラー市に日本人増加

ソングラー(シゴラ)通信によれば、最近同地在住の日本人數の増大は、著しいものがあると報じてゐる。主として盤谷及び新嘉坡より來れるもので、目下非常なる住宅難であるが、來月には新築並に修繕家屋が多數出上る筈で、住宅難は餘程緩和される見込である。在ソングラー日本領事館は、既に數ヶ

月以前に開設されてゐるが、未だ事務を執り得るに充分な領事館事務所はないのであつて、領事は目下盤谷滞在中である。

(八・一九、バーンコーク・タイムス)

○タイ・佛印國境委員會開く

タイ・佛印國境劃定三國委員會は、八月二十一日午前九時からサイゴン市廳大會議室で初會議を開催、帝國代表矢野委員長が議長となり開會の挨拶を行ひ、ついで佛印代表下・ランス氏、タイ國代表ルアン・シット・サマカーン氏の挨拶があつて議事に入り、事務局の構成、本會議の議事規則を決定すべき小委員會、國境劃定の順序、方法に關する小委員會、非武装地帶監視方法研究の爲の小委員會設置等の議案を上程、約一時間で第一回の公式會議を終へた。

(八・二二、東日)

○米・タイへ爆撃機輸出

バーンコーク・タイ・ラート紙の報道によれば、米國政府はタイ國に對し急降下爆撃機を賣却することに同意、その第一回分十機は近々タイ國に到着する模様である。これらの米機はマニラまで來てゐたもので、タイ國を繞る國際情勢緊迫化から一時同地に置かれてゐた。(八・二五、バーンコーク發同盟)

○タイ國にて新毒ガス發見

九月八日付タイ・ラート紙は、次の如く報じてゐる。今同タイ國に於て、世界に未だその比を見ざる怖るべき破壊力を有する新式の毒ガスが發見された。このガスは無色無臭で、容易に消散せぬと云ふ特色を有する。發見者は故ルアン・プロット・ビヤバヤットと共同にてこの新毒ガスを研究してゐたのである。

(九・八、バーンコーク・タイムス)

○タイ・佛印國境劃定委員會

タイ・佛印國境劃定三國委員會は、九月八日午前九時よりサイゴン市廳で、第一回非武装地帶規定の履行に關する研究の爲め小委員會を開き、日本側委員馬奈木大佐が進行係となり討議した。なほ第二回小委員會は十一日開催される豫定である。

(九・九、東日)

○坪上駐タイ大使信任狀捧呈

わが坪上初代駐タイ大使の信任狀捧呈式は、九月九日嚴かに行はれた。この日午後三時半新大使は近衛儀仗兵に護られて王宮に到着、午後四時三十分、王朝時代を偲ぶ絢爛たるスローンホールに於て、日本側二見公使以下大使館員、タイ國側ナイ・デイレック外務大臣、ビヤ・パホン式部長官侍立の下に、新大使は攝政首座アーティット殿下に信任狀を捧呈した。式終了後別室で新大使以下各館員はナイ・デイレック外務大臣等と共に

シャムパンを交し、互に日タイ兩國の將來を祝福した。

(九・二〇、東日)

○タイ國印刷技術留學生の歸國

英國に轉れた祖國印刷文化の解放を切望するタイ國インテリの要望に答へて、去る三月我が國印刷技術修得の爲に來朝せるタイ國地圖局勤務クン・プラン少佐以下四名は、其後出版印刷會社に於て各種技術の研鑽を重ね、六ヶ月間の修業を目出度く終へて、九月十八日晴れの歸國の途に就いた。

一行中のクン・レッキ大尉のみは更に日本に留り、みつちり研究を續けて、新興タイ國の近代文化吸収に大なる貢獻をなさんと偉い努力を拂つてゐる。

○タイ國、汽船二隻購入

タイ海運會社(半官半民)はスエーデン船「ラン」號(二、五〇〇トン)、パナマ船「ニューラ」號(二、一〇〇トン)の二隻を購入することになった。兩船ともバーンコーク、香港、マニラ航路に配船される。(九・二四、バーンコーク發同盟)

○タイ・臨戦法可決

一四六

國際情勢の緊迫化に對應するため、タイ國議會は九月四日次の臨戦法案を可決した。

一、叛逆罪は死刑に處す。

二、國民は戰時の敵侵略に對抗するため、政府の要求ある場合、一切の財産、能力を國家に捧ぐべし。

三、國家の利益を齎らざる國民業務の制限又は轉業。

(九・二五、バーンコーク發同盟)

○タイ國初代大使信任狀を捧呈

駐日タイ國初代特命全權大使ビヤ・ジー・セナ氏は、離任に際し信任狀捧呈のため十月二日午前十一時水野式部官の迎引により、大使官附陸空軍武官ルアン・ヴィラヨーター陸軍大佐外二名の隨員とともに、宮内省差廻しの自動車で宮城正門から参内した。

天皇陛下には同十一時半鳳凰ノ間に出御、豐田外相待立のうへセナ大使および隨員に謁見仰付けられ、同大使は謹んで信任狀を捧呈、陛下には長くも優渥なる勅語ならびに御握手を賜ふて入御あらせられた。同大使はついで隨員同伴、桐ノ間に参進皇后陛下に謁見仰付けられ、光榮に感激しつゝ退出した。

○タイ・佛印第二回本會議開催

十月六日サイゴン市で開かれたタイ・佛印國境測定委員會第二回本會議は極めて友好的な雰囲気の中に三國間に完全な意見の一致を見、こゝに現地作業に關する具體的な諸取極めを悉く測定するに至つたので、愈々十月下旬から作業隊の手によつて印度支那半島の奥深く延々二千五百キロにわたる現地作業が開始される事となつた。

作業隊の編成は陸上班、水上班、空中撮影班、天文測量班から成り、これを連絡班、通信班、衛生班などが助けて現地上の國境測定、國境標識の設置、國境線附近の地形圖製作などの諸作業を実施、明年三月末までに完成の豫定であるが、現地は全地域にわたつて人跡未踏の密林地帯で猛獸、毒蛇や惡疫の巢窟であり作業隊員の勞苦は想像に餘りあるものがある。作業は同月中旬より行はれてゐるが、その順序と開始時期は次の如くである(括弧内は當該地域に於ける作業擔當國、擔當に非ざる二國は代表を派遣して作業に立合ふ事になつてゐる)。

○十月開始 舊佛領パツタンバン、ブルサット兩州の境界線および二百キロG線中十萬分の一の地圖に現存せる部分約八十キロ(タイ)この地域は十五G線の兩端アンコール及びメコン河に近い地方である。

○十一月開始 トンレ・サップ湖の西北端に注ぐスツン・コンボット河の河口から經線に沿ひ十五G線に至る間二十六キロ(佛)トンレ・サップ湖の水上約三十キロ(三國共同)メコン河の中流コン島より下流へ十五G線に至るまでおよそ百キロ(タイ)十五G線中一萬分の一地圖に現存せざる部分百六十キロ(日)。

○十二月開始 タイ、佛印、ビルマの三國境よりコン島北端に至るまで千九百四十五キロ、ルアン・プラバンより上流地帯、下流は佛、トンレ・サップ、この西北に注ぐスツン・ドントリおよびスツンボット兩河の河口に決定(三國共同)トンレ・サップ湖の水上國境線は此の兩河口を通過する)なほ十五G線兩端の起點は三國共同作業とし、空中撮影は必要に應じ上記各作業と呼應して行ふ。

(二〇・八、朝日)

○横濱、バーンコーク間定期航空路の開設

横濱、バーンコーク間五六八〇キロの海上コースが、大日本航空會社の手により定期航空路化することになった。

去る六日以来、大日本航空會社の川西機四發附飛行艇「濃雲號」「捲雲號」により數回にわたり試験飛行を実施、劃期的成功を収めたが、愈々十月下旬を期して定期航空路となる。全航程は横濱、淡水間二二六〇キロ(所要九時間)、淡水、サイゴン間二

五〇〇軒（十時間）、サイゴン、バーンコック間九二〇軒（五時間）で、現在就航してゐる羽田、福岡、臺北、廣東、ハノイ、サイゴン、バーンコックの陸上定期航空路の二本立となる譯である。

なほ就航機は同社の優秀機「捲雲號」「出雲號」等である。

○大南洋展覽會の開催

南洋團體聯合會主催の大南洋展覽會は、十月十七日より十一月二日迄、日本橋三越に於て開催され、タイ國陳列品は時局納多大の注目を惹いた。

尙タイ國は特にこの會のために數多の代表的物産を送つて來てゐる。

○國防急ぐ中立タイ

タイ國人民會議は一日から來年度通常豫算を主要審議事項として特別議會を開いた。タイ・佛印紛争の臨時軍事費を合して調期的に膨張した本年度歳出入に對し、來年度豫算を對照して見るとはるかにこれを凌駕し、眞に世界情勢の緊迫裡に嚴正中立を維持してタイ國の保全を計らんとするビョン政権の苦心が数字的に讀み取られる。要求額三億バーツは二億六千五十萬バーツに査定、議會へ送附された。このうち普通會計は一億六千五百六十萬バーツ、特別會計は九千四百九十萬バーツ、普通會

○タイ軍事顧問會議改組

タイ國政府は今回前首相ビヤ・パホン氏を委員長として、軍事顧問會議を再組織することに決定した。同氏はさきに出家したが、十月三十日還俗して委員長に就任したものである。軍事顧問會議は國防省に附屬、現首相ビョン・ソングラム氏を副委員長とし、主要閣員、國防顧問等二十名を以て組織されるもので、會議の主要任務は將來の非常事態に備へるため國家經濟源の動員並に各種重要事業の遂行にあるといはれる。

（一一・四、バーンコック發同盟）

○タイ國で軍事訓練

確實なる報道によれば、タイ國では愈々警視總監ルアン・アトウインデット・チャラト少將指導下に、一般國民に對する軍事訓練を実施することに決したと云はれる。これに關する準備は目下着々進行中で、明年一月頃までには實施の見込であるが國境の二三州では既に民衆の軍事訓練を開始し、一般の人氣を博してゐる。

（一一・四、バーンコック發同盟）

○佛、駐タイ公使更迭

佛政府は十一月五日ロジャ・ガロー駐タイ公使を罷免し、新公使としてジョセフ・マリ・ド・ベレフオン氏を任命した旨

計中國防省豫算は約四分の一にあたる四千五百三十三萬バーツ、地方治安にあたる準軍隊の警察費を含む内務省豫算は三千萬バーツを占め、また特別會計では國防費の名目の下に六千四百七十七萬バーツといふ特別會計の三分の二が計上されてゐる。兩會計を通じて國防關係の費用を合算するときは、實に一億二千萬バーツを突破し、總豫算に對し四割を割いてゐる。その金額に於ては小規模ながら、この比率は實にタイ國もまた國防國家建設にその全力を注いでゐる實情を物語る。特別會計中の道路及び鐵道建設費六百七十七萬バーツ、交通土木準備金一千四百五十五萬バーツ、普通會計中の回復失地鐵道建設費三百萬バーツを脱み合せて、タイ國が來年度現實に使ふべき方向を明示してゐる。しかも國內の反中立的動向については外國人に對してもこれを極力防壓し、タイ國人權利制限法委員會を任命、二十九日夜は在バーンコック日本官憲を愚弄する如き文書の配布事件について一般市民に警告を發したり、中立政策の援護に汲々たる態度を示してゐる。（一一・二、東京）

○タイ國、濠洲と公使交換

タイ國官邊は十一月三日、濠洲政府との間に近く公使を交換すべく、兩國間に於て協議折衝中である旨言明した。

（一一・三、バーンコック發同盟）

○米、タイへ軍艦供給

ルーズヴェルト・チャーチル會議以來、アメリカのタイ國に對する武器供給は、從來の曖昧なる態度を一掃して極めて本腰となり、既に數十機に上る各種軍用機を供給してゐるが、信ぜべき筋の語るところによれば、最近また三千トン級の軍艦二隻、高射砲數十臺の契約が成立し、明年末ごろ引渡すことになつたと云はれる。

（一一・九、讀賣）

○タイ・佛印非武装地帯細目協定

タイ・佛印國境測定委員會は十一月十四日からバーンコック、チェラロンコン大學講堂で開き、非武装地帯に關する細目協定を行ふことになつた。（一一・一三、バーンコック發同盟）

○獨・タイ大使交換

タイ軍部機關シークルン紙の報道によれば、獨・タイ兩國大

使交換交渉はこの程繰まり、兩國公使館はそれ、大使館に昇格、エルストン・ウエンドレル氏が初代駐タイ・ドイツ大使に決定した。
(一一・一三、バーンコック發同盟)

○駐日タイ國大使館海軍武官任命

タイ國政府は近くルアン・プラチャット太佐を、駐日タイ國大使館附海軍武官として任命派遣することになった。
尙ほ現武官ルアン・ソンプラナ中佐は同大佐輔佐にあたる筈である。

○最高指揮官にピブン首相就任

タイ國政府は十一月十四日、ピブン首相を陸海空軍最高指揮官に、プロムヨテ國防相を同副指揮官に夫々任命、なほこのほか非常事態に即應する軍首脳部異動を行った。
ピブンタイ首相はさきに國防相をも兼任、國軍の全責任を身に引受けてゐたが去る八月國防相の地位をプロムヨテ中將に譲り、首相專任となつてゐたところ、今回更に自らタイ國全軍統帥の最高位に就任したものである。
(一一・一五、東日)

協會記事

○情報局より補助金下附

九月十一日情報局より本協會に對し、本年度補助金第二回分を下附、これを受領した。尙ほ第三回分も十一月十四日下附の旨、指令を接受した。

○本協會、會計年度を變更

本會の會計年度は従來、曆年に依りたるものなるが、今回密附行爲の一部變更に伴ひ、會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日を以て終はることに改正した。

○本協會寄附行爲中一部變更

本協會寄附行爲中一部變更の件に關し、九月十七日主務官廳の認可を受けた。

○三井總元方より目白タイ國學生會館の寄附金交附

三井總元方より、本協會經營の、目白タイ國學生會館に對す

る本年度指定寄附金を交附され、これを受領した。

○矢田部理事長の渡タイ

矢田部理事長は用務を帯びて渡タイされることになり、十一月十五日午後九時三十分東京驛出發、十七日正午神戸より乗船された。

○在盤谷日本タイ協會長に祝電

在盤谷日本タイ協會々長ルアン・チャウエン氏は、今般タイ國內閣改造に伴ひ、内務大臣に就任されたので、八月二十九日近衛本協會長より祝電を發したが、九月四日同氏より謝電を接受した。

○外務省事務當局と懇談

本協會役員幹部は外務省事務當局を九月八日華族會館に招待し、タイ國に關する最近の事情を聴取し、種々懇談した。

○タイ國研究者との連絡懇談會開催

九月十八日赤坂三會堂東洋軒に於て、南洋關係各團體のタイ

國研究者十氏を招待、連絡懇談會を開催し、和氣議々裡に、タイ國談に花を咲かせた。

尙當日の出席者は左の通りである。

東亞研究所

滿鐵東亞經濟調查局

南洋經濟研究所

國際文化振興會

タイ國大使館

同

西村勝比古氏

横尾壽太郎氏

宮原義登氏

宮原陽一氏

星田晋五氏

山口武氏

奥村鐵男氏

大山周三氏

郡司喜一氏

磯部美知氏

理事長 矢田部保吉

常務理事 川村博

主事 遠山峻

田中正夫

○中堂觀惠大佐を招待

十月十日前駐タイ公使館附海軍武官たりし中堂觀惠海軍大佐を華族會館に招待、最近のタイ・佛印問題に關し講話を拜聴した。

○日本タイ協會資料の發行

本協會ではタイ國に關する歴史、地誌、軍事、經濟、科學、風俗宗教等の資料を刊行することとなり、第一號として矢田部理事長著「タイ國革命政變の經過」を十一月十五日に發刊した。以下引續き刊行の豫定である。

○本協會より静岡市へ講師派遣

十一月十九日から二十三日迄、静岡市縣立義文庫に於て、東亞共榮圈内外方諸國展覽會が開催され、本協會よりタイ國關係資料數點を出品した。
尚タイ國事情講演の爲め本協會屬託大山周三氏を派遣した。同講演會は非常に盛會で、大山氏の熱烈の辯は來會者に多大の感銘を與へた。

○タイ國向グラフ發刊

本協會ではタイ國文化工作の一助として、情報局の支援を得てタイ向寫真グラフ（題名バーブ・ジッパン）を刊行することになり、十二月五日、第一號を刊行した。以下引續き月刊として發行するが、説明文は全部タイ語を用ひてゐる。

○タイ國企業調査の幹旋

本協會では事業の一つとして、本邦人のタイ國に對する企業及び調査の幹旋をして來たが、最近、日・タイ兩國關係の緊密化に伴ひ本會に依頼される件數も激増し、本會では係員がこれに忙殺されてゐる。

○名譽會長の異動

一、今般二見駐タイ公使の後任として、新に駐タイ大使坪上貞二氏を名譽會長に推舉した。
二、駐日タイ國公使ビヤ・シー・セナ氏を大使に昇任後も引續き名譽會長に推舉した。

○理事並に評議員會開催

十月六日正午より霞山會館に於て、本會理事會を開催、引續き常時半より評議員會を開催し、會務に付き報告並に協議をした。

○役員の異動

今般左記三氏が監事、評議員に新任された。
監事 藤山愛一郎氏
評議員 佐藤市郎氏

○會員の異動

前號掲載後の異動は左の通りである。

（イ）新入會員（三名）
通常會員 佐藤市郎氏（東京）海軍中將
同 高橋五郎氏（同）三菱商事株式會社農産部長
同 入江六郎氏（同）外務省官吏
（ロ）退會々員（二名）
内田 政夫氏 九月二十日退會
日下部徳丸氏 九月二十四日退會

○會員の消息

△近衛文磨公（會長）は十月十六日第三次近衛内閣總辭職を決行する。
△坪上貞二氏（名譽會長）は九月十三日定期敘勳に於て、勳二等に敘せられ瑞寶章を授けらる。
△岡部長景子（理事）は八月十八日與亞同盟初協議會に議員として出席さる。
△藤山愛一郎氏（監事）は八月十九日藤山工業圖書館を慶應義塾に寄附されたが、更に同氏邸内にある「三笠亭」を東郷神社に寄附する旨海軍省に申出られた。又同氏は今回結成せる南洋經濟懇談會會長に就任された。

○寄贈圖書

左記の如く各々寄贈を受け厚く感謝する次第である。
一、羅進泰國の全貌（宮原武雄編） 一部 愛國新聞社出版部
一、南方地域の錫―其の生産に關する調査（東亞研究所新井浩） 一部 東亞研究所

- 一、南泰地方經濟概況、附アケット島觀察概況(調査第九號) 一部 貿易組合 中央會
- 一、最近タイ國政治經濟情勢(參考資料第八十五號) 一部 タイ室 東京事務局
- 一、泰・佛印に於ける宣傳戰(佛印特報第九輯) 一部 日本印度支那協會
- 一、泰國ニ於ケル護謨事業ノ概況(調査第十號) 一部 貿易組合 中央會
- 一、泰・ころ(礦部美知) 一部 礦部 美知
- 一、泰國憲法祭記念博覽會出品説明書(電氣通信協會) 一部 電氣通信協會
- 一、Commercial Directory for Thailand (B. E. 2483) 一部 タイ國大使館
- 一、Commercial Directory for Thailand (B. E. 2483) 一部 橫濱タイ國領事館
- 一、滿洲農業懇話會報告書(昭十六、九) 一部 社團法人、東亞經濟懇談會
- 一、支那法幣インフレーション事情(調査資料第一輯) 一部 社團法人、東亞經濟懇談會
- 一、蒙古聯合自治政府貿易關係法規集(東亞經濟懇談會資料第十一輯) 一部 社團法人、東亞經濟懇談會
- 一、産業合理化に就て 遊休設備並に未働資本問題を
- 中心として(東亞經濟懇談會資料第十二輯) 一部 社團法人、東亞經濟懇談會
- 一、Thailand Today (Jan. B. E. 2484) 一部 橫濱タイ國領事館
- 一、Directory for Bangkok and Thailand (1941) 一部 タイ國駐在日本大使館
- 一、西方東漸の史的展望(東亞問題研究4) 一部 東亞調查會
- 一、東亞日誌(1)二六〇〇年一月一六月 一部 東亞研究所
- 一、大南洋 一部 日本印度支那協會
- 一、大南洋展覽會出陳近世邦人南方發展史料目錄・近世邦人南方發展史料略年表 一部 南洋團體聯合會
- 一、支那食糧問題の性格と所在一支那食糧問題の一節(山名正孝) 一部 關西學院大學商經學部産業研究所
- 一、エンゲルブレヒトの農業地帶論(織田武雄) 一部 關西學院大學商經學部産業研究所
- 一、スヂアラ・マラエ(馬來編年史) 一部 東亞研究所
- 一、改正、外國爲替管理法令解説 一部 中央物價統制協力會議
- 一、ナチス歐洲新秩序と國際貿易關係(調査資料第二輯)

- 一部 財團法人、日本貿易振興協會
- 一、佛領印度支那と貿易事情(調査資料第三輯) 一部 財團法人、日本貿易振興協會
- 一、今次大戰迄の獨逸貿易とナチス政府の貿易政策(調査資料第四輯) 一部 財團法人、日本貿易振興協會
- 一、獨逸に於ける經濟計畫と經濟統制(ヘルムート・ヴォールター) 一部 日本經濟聯盟會、日本貿易振興協會
- 一、公定價格品目一覽表(追録(三)) 一部 中央物價統制協力會議
- 一、新世界經濟年報 七(赤松要) 一部 東京商大日本貿易研究會
- 一、纖維製品の検査に就て(纖維調查部事務資料第五號) 一部 纖維需給調整協議會
- 一、印度の革命運動 一部 日本印度支那協會
- 一、(イ)佛印における英米資本に依る事業 (ロ)交趾支那における英米居留民 一部 日本印度支那協會
- 一、纖維製造制限規則による規格一覽表(纖維調查部事務資料第六號) 一部 纖維需給調整協議會
- 一、厚生運動とはどういふものか 一部 日本厚生協會
- 一、日本厚生協會要覽 一部 日本厚生協會
- 一、印度支那の米穀資源(調査第十五號) 一部 昭和通商株式會社調查部
- 一、印度綿業の統計的研究(纖維企畫部調査資料第四號) 一部 纖維需給調整協議會
- 一、支那民族資本概観 一部 東洋協會調查部
- 一、佛領印度支那の混血兒問題 一部 日本印度支那協會
- 一、纖維販賣價格表綿製品部(纖維企畫部調査資料第八號) 一部 纖維需給調整協議會
- 一、財團法人、日本貿易振興協會日本貿易研究所概要 一部 財團法人日本貿易振興協會
- 一、日伯貿易の現状並その對策(桑島圭司) 一部 財團法人日本貿易振興協會
- 一、日亞貿易の現状並その對策(内山正太郎) 一部 財團法人日本貿易振興協會
- 一、日智貿易の現状並その對策(鹽崎觀三) 一部 財團法人日本貿易振興協會
- 一、南洋事情(宮崎彦一郎) 一部 財團法人日本貿易振興協會
- 一、南米各國最近の傾向(國松祐次郎) 一部 財團法人日本貿易振興協會
- 一、アフガニスタン事情(北田正元) 一部 貿易振興協會

〔非賣品〕

昭和十六年十二月五日印刷納本
昭和十六年十二月八日發行

東京市麴町區露ヶ關三丁目四番地三

發行所 財團 法人 日本タイ協會

電話銀座二六五六番
振替口座東京一四八三一番

發行兼編輯人 遠山峻

東京市淀橋區戸塚町一丁目二二〇番地

印刷人 河田保治

東京市淀橋區戸塚町一丁目二二〇番地

印刷所 明立印刷株式會社

タイ國概觀

菊判 二九四頁
口繪 アート廿頁
地圖 二葉
定價金 參圓
送料 十八錢

本書の内容

- 第一章 自然を語る
第二章 位置と面積、地勢と氣候
第三章 タイ國の住民
第四章 人口と密度、人種のさまざま
第五章 歴史を語る
第六章 古代タイ概觀、中古のアユチャ王朝
第七章 近代タイ概觀、王制建設、新舊對立時代
第八章 革命と立憲政體、新興タイの建設
第九章 政治の概要、行政一班、議會と選舉、軍事概觀、
第十章 財政を語る
第十一章 總設、堅實な豫算、國債の内容
第十二章 資源と産業
第十三章 總説、豊かな農作物、大森林を誇る林産
第十四章 惠まれた水産、金の基のある畜産
第十五章 商業と外國貿易、發達途上の工業
第十六章 過渡時代の國內商業、出超を誇る外國貿易
第十七章 貨幣と金融
第十八章 現幣制の生れる迄、現在のタイ國通貨
- 第九章 金融機關と銀行
第十章 交通運輸一班
第十一章 水運と外國航路、發達途上の道路と鐵道
第十二章 急速に發展した航空、完備に近いタイ國の通信
第十三章 社會大觀
第十四章 宗教の普及と留學生、佛教に因む美術工藝
第十五章 教育の王座は佛教、保健と衛生
第十六章 タイ國の主要都市
第十七章 特有の風俗習慣
第十八章 服裝と頭髪を語る、住宅と食物概觀
第十九章 タイ人の三大儀式、民情と生活狀態
第二十章 遊藝と娛樂一班、式、民情と生活狀態
第二十一章 在泰華僑の現勢
第二十二章 華僑の海外發展の理由、タイ國華僑の勢力
第二十三章 意識擡頭、タイ國政府の華僑勢力抑壓
第二十四章 日泰貿易の今昔、飛躍した貿易額
第二十五章 日泰貿易の過去、飛躍した貿易額
附 錄 因緣深き日泰通交、最近の親善交通
新與タイ國の動向と日泰關係の將來

振替東京一四八三一番
電話座二六五六番

日本タイ協會

東京市麴町區霞關
三ノ四 霞山會館內